

『世説新語』劉孝標注訳注稿（三）

佐竹 保子

『世説新語』劉孝標注研究会

はじめに

小稿は、科学研究費補助金（基盤研究（B））22320068「『世説新語』劉孝標注の漢魏六朝文献に関する総合的研究」における研究成果の一端である。該研究の現時点でのスタッフは、狩野雄、川合安、齋藤智寛、佐竹保子、塚本信也の5名である。

小稿には、『世説新語』徳行篇第一の第20条から第47条までの訳注を収めてある。該訳注の直接の担当者は佐竹であるが、その原稿は上記スタッフによる検討を経ている。徳行篇に続く言語篇以下の劉注訳注も、以後同様の手法により発表される予定である。

該研究会発足の所以や経緯については、「『世説新語』劉孝標注訳注稿（一）」（『東北大学中国語学文学論集』第15号1頁～37頁 2010年11月）1頁～2頁をご参照頂きたい。

訳注についての凡例を、以下に掲げる。

- 一 底本には、金沢文庫本の宋本（文学古籍刊行社影印 1955年）を用いる。『世説新語』は、徐震堦氏の校箋本（中華書局香港分局 1987年）、余嘉錫氏の箋疏本（上海古籍出版社 1993年）、楊勇氏の校箋修訂本（正文書局 2000年）、朱鎔禹氏の彙校集注本（上海古籍出版社 2002年）などの校点本が、複数公刊されている。しかし、研究会スタッフが見る限り、少なくとも劉孝標注については、その校訂が適切であるとはいがたい。あまりに武断な校訂と考えられる例も少なくない。小稿は、宋本で読めるところは能う限りそのまま読み、どうしても読めない部分にのみ注記を入れ、訳を注記のほうに合わせることとする。
- 二 『世説新語』本文の訳注は、紙幅の関係もあり、掲載を省略する。前述のとおり、『世説新語』本文の訳注は、従来数多く試みられている。該研究会の本文訳注も、それらを大きく出ることはないとであろうと判断されたからでもある。本文は、〈本文〉と記した後に、各条の原文のみを記載する。その句読点は該研究会に拠り、鉤括弧は用いな

い。

- 三 『世説新語』宋本では、各条本文の間に劉孝標注が双行注の形で挿入されている。小稿ではそれらを、①、②、③のように丸数字で代替し、各条〈本文〉の後に〈劉注〉と記して丸数字を再掲し、それぞれに該当する劉孝標注を書き入れる。
- 四 劉孝標注については、原文、その現代日本語訳、およびその注釈を載せる。原文の句読点は該研究会に拠り、鉤括弧を用いない。現代日本語訳と注釈はもとより該研究会に拠る。この両者には必要に応じて鉤括弧を用いる。
- 五 注釈で用いた文献のうち、基本的に正史は百衲本、『文選』は巻数の揃っている尤袤本（石門図書有限公司影印 1976 年）、『初學記』は全國高校古籍整理研究工作委員會編『日本宮内廳書陵部藏宋元版漢籍影印叢書』第一輯所収影宋本（綫装書局影印 2001 年）、『北堂書鈔』は孔広陶校註本（宏業書局影印 1974 年）、『芸文類聚』は影宋本（中華書局影印 1959 年）、『太平御覽』は影宋本（中華書局影印 1960 年）を用いる。それ以外は断り書きのない限り、四部叢刊本に拠る。

徳行篇第 20 条から第 47 条までの劉注の訳注

〈本文〉

20. 王安豐遭艱、至性過人。裴令往弔之、曰、若使一慟、果能傷人、濬沖必不免滅性之譏①。

〈劉注〉

- ① 曲禮曰(1)、
居喪之禮、毀瘠不形、視聽不衰。不勝喪、乃比於不慈不孝。
孝經曰(2)、
毀不滅性、聖人之教也。

〈劉注の訳注〉

- ① 「曲禮」にいう。
喪中にある者の礼法では、(哀しみに) やせおとろえても骨張るほどにならず、目も耳も衰えさせない。喪に堪えない(ほど衰える)のは、不慈不孝に同じである。
『孝經』にいう。
やせおとろえても生命を滅ぼさないのが、聖人の教えである。

(1) 曲禮曰

『禮記』曲礼篇上に「居喪之禮、毀瘠不形、視聽不衰。(中略) 不勝喪、乃比於不慈不孝」とあり、鄭玄注に「爲其廢喪事、形謂骨見」、「勝、任也」とある。『禮記』については、本篇第12条注2を参照。

(2) 孝經曰

『孝經』については『隋書』経籍志経部孝經類に「古文孝經一卷 孔安國傳。梁末亡逸、今疑非古本」、「孝經一卷 鄭氏注。梁有馬融・鄭衆注孝經二卷、亡」、「孝經一卷 王肅解。梁有魏散騎常侍蘇林、吏部尚書何晏、光祿大夫劉邵・孫氏等注孝經各一卷、亡」等の著録がある。

『孝經』喪親章に「子曰『孝子之喪親也、(中略) 三日而食、教民無以死傷生、毀不滅性。此聖人之政也』」とあり、玄宗李隆基の注に「不食三日、哀毀過情、滅性而死、皆虧孝道。故聖人制禮施教、不令至於殞滅」とある。

〈本文〉

2 1. 王戎父渾有令名、官至涼州刺史①。渾薨、所歷九郡義故、懷其德惠、相率致賄數百萬。戎悉不受②。

〈劉注〉

① 世語曰(1)、

渾、字長原。有才望、歷尚書・涼州刺史。

② 虞預晉書曰(2)、

戎、由是顯名。

〈劉注の訳注〉

① 『世語』にいう。

(王) 渾は、字が長原である。才能と人望があり、尚書・涼州刺史を歴任した。

② 虞預の『晉書』にいう。

(王) 戎は、このことから名声が出た。

(1) 世語曰

「世語」は、『隋書』経籍志史部雜史類に「魏晉世語十卷 晉襄陽令郭頌撰」とある。

郭頌は晋の人で、裴松之が『三國志』注に紹介しているが、その著作の「世語」は酷評されている。『三國志』卷四魏書三少帝紀・高貴鄉公紀の裴松之注に、「案張璠・虞溥・郭頌、皆晉之令史。璠・頌出爲官長。溥、鄱陽内史。璠撰後漢紀、雖似未成、辭藻可觀。

溥著江表傳、亦粗有條貫。惟頌撰魏晉世語、蹇乏全無宮商、最爲鄙劣。以時有異事、故頗行於世。干寶・孫盛等多采其言、以爲晉書、其中虛錯如此者、往往而有之」。ただし『世說新語』方正篇第 6 条の劉孝標注は「按、郭頌、西晉人、時世相近、爲晉魏世語、事多詳覈。孫盛之徒、皆采以者（「著」の譌字）書」と一定の評価を与えている。

所引の文章に類似した一節は、『三國志』卷二十四崔林伝の裴注に「案王氏譜（中略）子渾、涼州刺史」、『晉書』卷四十三王戎伝に「父渾、涼州刺史」。

（2）虞預晉書曰

「虞預晉書」については、本篇第 14 条注 6 を参照。

所引の文章に類似した一節は、『晉書』卷四十三王戎伝には「及渾卒於涼州、故吏贈數百萬。戎辭而不受。由是顯名」とある。

〈本文〉

22. 劉道眞、嘗爲徒①。扶風王駿②、以五百疋布贖之、既而用爲從事中郎。當時以爲美事。

〈劉注〉

① 晉百官名曰(1)、

劉寶、字道眞、高平人。徒、罪役作者。

② 虞預晉書曰(2)、

駿、字子臧、宣帝第十七子。好學至孝。

晉諸公贊曰(3)、

駿、八歳爲散騎常侍、侍魏齊王講。晉受禪、封扶風王、鎮閼中、爲政最美。薨、贈武王。西土思之、但見其碑贊者、皆拜之而泣。其遺愛如此。

〈劉注の訳注〉

① 『晉百官名』にいう。

劉寶は、字が道眞で、高平の人である。徒とは、懲役労働の刑である。

② 虞預の『晉書』にいう。

（司馬）駿は、字が子臧で、宣帝（司馬懿）の十七番目の息子である。学問好きで、わめて親孝行であった。

『晉諸公贊』にいう。

（司馬）駿は、八歳で散騎常侍となり、魏の齊王への講義に侍った。晉が魏の禅讓を受け（て王朝を開く）と、扶風王に封ぜられ、閼中を鎮め、そのまつりごとはもっと

もみごとであった。逝去すると、武王の称号を贈られた。西の土地では彼をしのび、その碑文の贊辞を見ただけで、みな礼拝して涙を流した。彼はかくも追慕された。

(1) 晉百官名曰

「晉百官名」は、『隋書』経籍志史部職官類に「晉百官名三十卷」とあるが、撰者は記されていない。

所引の文章に類似した一節は、唐の顏師古「漢書叙例」に「劉寶、字道真、高平人。晉中書郎、河内太守、御史中丞、太子中庶子、吏部郎、安北將軍」とある。また劉寶は、諸葛亮を論じた官吏の一人でもある。『三國志』卷三十五蜀書諸葛亮伝裴注に「蜀記曰、晉初、扶風王駿鎮關中。司馬高平劉寶・長史滎陽桓隣・諸官屬士大夫共論諸葛亮。于時譚者多譏亮、託身非所、勞困蜀民、力小謀大、不能度德量力。金城郭沖以爲亮權智英略、有踰管・晏、功業未濟、論者惑焉、條亮五事隱沒不聞於世者、寶等亦不能復難」とある。『隋書』経籍志には「漢書駁議」と「劉寶集」が著録されている。同志史部正史類に「漢書駁議二卷 晉安北將軍劉寶撰」、同集部別集類に「梁（中略）又有（中略）劉寶集三卷。亡」。

(2) 虞預晉書曰

「虞預晉書」については、本篇第14条注6を参照。

所引の文章に類似した一節は、『晉書』卷三十八宣五王伝に「宣帝九男、穆張皇后生景帝・文帝・平原王幹、伏夫人生汝南文成王亮・琅邪武王俌・清惠亭侯京・扶風武王駿（後略）」、「扶風武王駿、字子臧。幼聰惠、年五六歲能書疏、諷誦經籍、見者奇之。及長、清貞守道、宗室之中最爲雋望」、「駿有孝行。母伏太妃隨兄亮在官。駿常涕泣思慕、若聞有疾、輒憂懼不食」とある。また、『北堂書鈔』卷七十に「王晉書、扶風王傳云、駿少好學、能著文論」とある。

劉孝標注引「虞預晉書」には「宣帝第十七子」とあるが、前掲『晉書』卷三十八の「宣帝九男」を数えれば、「駿」は第七子に当たる。『文選』卷三十八任昉「爲范始興作求立太宰碑表」の「儻驗杜預山頂之言、庶存馬駿必拜之感」に対する李善注に、「臧榮緒晉書曰、扶風王駿、字子臧。宣帝第七子也」とある。『晉書斠注』は、「虞預晉書」の誤りとする。

(3) 晉諸公贊曰

「晉諸公贊」については、本篇第14条注1を参照。

所引の文章に類似した一節は、『三國志』卷三十五蜀書卷五諸葛亮伝裴松之注に「蜀記曰、晉初、扶風王駿鎮關中」、『晉書』卷三十八宣五王伝に「扶風武王駿」、「齊王芳立、駿年八歲、爲散騎常侍侍講焉」、「武帝踐阼、進封汝陰王。（中略）代汝南王亮鎮關中、加袞冕侍

中之服。駿善撫御、有威恩、勸督農桑、與士卒分役、己及僚佐并將帥兵士等人限田十畝、具以表聞」、「咸寧初、（中略）其年入朝、徙封扶風王」、「及齊王攸出鎮、駿表諫懇切、以帝不從、遂發病薨。（中略）西土聞其薨也、泣者盈路。百姓爲之樹碑、長老見碑、無不下拜。其遺愛如此」とある。また、『北堂書鈔』卷五十八に「傳暢晉諸公贊云、司馬駿、五六歲能書數。魏王爲帝、駿八歲、爲散騎常侍侍講。十二、遷步兵校尉」、『太平御覽』卷二四八所引「晉諸公贊」に「扶風王年八歲、聰明善詩賦、中表奇之。魏烈祖以爲齊王芳文學」、『文選』卷三十八任昉「爲范始興作求立太宰碑表」の李善注引「臧榮緒晉書」に「扶風王駿、字子臧、宣帝第七子也。都督雍・涼州諸軍事。後薨、民吏樹碑、讚述德範。長老見碑、無不拜之。言其遺愛如此」、『北堂書鈔』卷三十五に「西土樹碑者皆拜、王晉書扶風王峻」、同卷一〇二所引「晉諸公贊」に「司馬駿鎮西戎、既葬。每見碑贊、無不悲泣」とある。

〈本文〉

23. 王平子・胡母彥國諸人、皆以任放爲達、或有裸體者①。樂廣笑曰、名教中自有樂地、何爲乃爾也。

〈劉注〉

① 晉諸公贊曰(1)、

王澄、字平子、有達識。荊州刺史。

永嘉流人名曰(2)、

胡母輔之、字彥國、泰山奉高人。湘州刺史。

王隱晉書曰(3)、

魏末、阮籍嗜酒荒放、露頭散髮、裸袒箕踞。其後、貴游子弟、阮瞻・王澄・謝鯤・胡母輔之之徒、皆祖述於籍、謂得大道之本。故去巾幘、脫衣服、露醜惡、同禽獸。甚者名之爲通、次者名之爲達也。

〈劉注の訳注〉

① 『晉諸公贊』にいう。

王澄は、字が平子で、広く見通す見識があった。荊州刺史となった。

『永嘉流人名』にいう。

胡母輔之は、字が彥国で、泰山奉高の人である。湘州刺史となった。

王隱の『晉書』にいう。

魏の末期に、阮籍は酒を好み放縱で、かぶりものもつけずにザンバラ髪、はだかで両足を投げ出して坐った。そののち、貴族の子弟の、阮瞻・王澄・謝鯤・胡母輔之のや

からが、みな籍を手本とし、大道の根本を得たものだと思った。それゆえに頭巾を取り去り、衣服を脱ぎ、みにくいものをあらわにし、禽獸も同然であった。(こうした行為の) 甚しい者を「通」と名づけ、それに次ぐ者を「達」と呼んだのである。

(1) 晉諸公贊曰

「晉諸公贊」は、本篇第 14 条の注 1 を参照。

所引の文章に類似した一節は、『晉書』卷四十三王戎伝附從弟澄傳に「澄、字平子。生而警悟、雖未能言、見人舉動、便識其意。(中略) 惠帝末、(王) 衍白(司馬) 越以澄爲荊州刺史・持節・都督」とある。

(2) 永嘉流人名曰

「永嘉流人名」は『隋書』経籍志に著録がない。『舊唐書』卷四十六経籍志史録職官類に「晉永嘉流(中華書局標点本は「土」字を付加) 十三卷 衛禹撰」とある。衛禹については未詳。

所引の文章に類似した一節は、『晉書』卷四十九胡母輔之伝に、「胡母輔之、字彥國。泰山奉高人也。(中略) 避亂渡江、元帝以爲安東將軍諮議祭酒、遷揚武將軍・湘州刺史・假節。到州未幾卒、時年四十九」とある。

(3) 王隱晉書曰

「王隱晉書」については、本篇第 12 条の注 5 を参照。

所引の文章に類似した一節は、『晉書』卷四十九阮籍伝に「籍本有濟世志、屬魏晉之際、天下多故、名士少有全者。籍由是不與世事、遂酣飲爲常」、「母終、(中略)裴楷往弔之。籍散髮箕踞、醉而直視」とある。また『世說新語』簡傲篇第 1 条に「晉文王功德盛大、坐席嚴敬、擬於王者。唯阮籍在坐、箕踞嘯歌、酣放自若」、同任誕篇第 11 条に「阮步兵喪母、裴令公往弔之。阮方醉、散髮坐牀、箕踞不哭」、同劉注所引「名士傳」に「阮籍喪親、不率常禮。裴楷往弔之、遇籍方醉、散髮箕踞、傍若無人」、『太平御覽』卷四九八所引「王隱晉書」に「魏末、阮籍有才、而嗜酒荒放、露頭散髮、裸袒箕踞。作二千石、不治官事、日與鈴下、共飲酒歌舞。時人或以籍生在魏之交、欲佯狂避時、不知籍本性自然也」とある。

さらに、『晉書』卷四十九謝鯤伝に「每與畢卓・王尼・阮放・羊曼・桓彝・阮孚等縱酒」、同胡母輔之伝に「性嗜酒任縱、不拘小節。(中略) 遂與謝鯤・王澄・阮脩・王尼・畢卓、俱爲放達」、『晉書』卷四十三樂廣伝に「是時王澄・胡母輔之等、皆亦任放爲達、或至裸體者。廣聞而笑曰『名教內自有樂地、何必乃爾』」とある。また、『世說新語』品藻篇第 17 条の劉注所引「鄧粲晉紀」に「鯤與王澄之徒、慕竹林諸人、散首披髮、裸袒箕踞、謂之八達。故隣家之女、折其兩齒、世爲謠曰『任達不已、幼輿(謝鯤) 折齒』」。

鯤有勝情遠槩、爲朝廷之望。故時以庾亮方焉」、同任誕篇第13条劉注所引「竹林七賢論」に「是時、竹林諸賢之風雖高、而禮教尚峻。迨元康中、遂至放蕩越禮。樂廣譏之曰『名教中自有樂地、何至於此』。樂令之言、有旨哉。謂彼非玄心、徒利其縱恣而已」、『北堂書鈔』卷一四八所引「晉中興書」に「胡母輔之等、具飲酒散髮、裸裎閉戶、不納外客」、『文選』卷四十九所収干寶「晉紀總論」の李善注所引「王隱晉書」に「貴遊子弟、多祖述於阮籍、同禽獸爲通」とある。

〈本文〉

24. 郡公值永嘉喪亂、在鄉里甚窮餒。鄉人以公名德、傳共飴之。公常攜兄子邁及外生周翼二小兒、往食。鄉人曰「各自飢困、以君之賢、欲共濟君耳。恐不能兼有所存。」公於是獨往食、輒含飯着兩頰邊、還吐與二兒。後並得存、同過江①。郡公亡、翼爲剡縣、解職歸、席苦於公靈牀頭、心喪終三年②。

〈劉注〉

① 郡鑒別傳曰(1)、

鑒、字道徽、高平金鄉人。漢御史大夫郗慮後也。少有體正、耽思經籍、以儒雅著名。永嘉末、天下大亂、飢饉相望(2)。冠帶以下、皆割己之資供鑒。元皇徵爲領軍。遷司空・太尉。

中興書曰(3)、

鑒兄子邁、字思遠。有幹世才略(4)。累遷少府・中護軍。

② 周氏譜曰(5)

翼、字子卿、陳郡人。祖奕、上谷太守。父優、車騎諮議。歷剡令・青州刺史・少府卿。六十四而卒。

〈劉注の訳注〉

① 『郡鑒別傳』にいう。

(都) 鑒は、字が道徽で、高平金郷の人である。漢の御史大夫の郗慮の子孫であった。若いころから折り目正しく、経典に思いを潜め、古典的儒者として名高かった。永嘉年間の末に、天下が大いに乱れ、飢えた者たちが道にあふれた。朝臣以下、みな自分の財産を割いて鑑に提供した。元皇(=司馬睿)が召し出して領軍將軍とした。司空・太尉に進んだ。

『中興書』にいう。

鑑の兄の子の邁は、字が思遠である。政事の実務的な才略があった。出世を重ねて少

府・中護軍に進んだ。

(2) 『周氏譜』にいう。

(周) 翼は、字が子卿で、陳郡の人である。祖の奕は、上谷太守で、父の優は、車騎將軍の咨議であった。刺令・青州刺史・少府卿を歴任した。六十四歳で没した。

(1) 郡鑒別傳曰

「郡鑒別傳」は『隋書』経籍志に著録がない。

所引の文章に類似した一節は、『晉書』卷六十七郡鑒伝に「郡鑒、字道微、高平金鄉人。漢御史大夫慮之玄孫也。少孤貧、博覽經籍、躬耕隴畠、吟詠不倦。以儒雅著名。(中略) 及京師不守、寇難鋒起。(中略) 于時所在饑荒、州中之士素有感其恩義者、相与資贍。(中略) 永昌初、徵拜領軍將軍。(中略) 拜司空、加侍中。(中略) 進位太尉」とある。また、『世說新語』規箴篇第14条の劉孝標注引「中興書」に「鑒少好學博覽、雖不及章句、而多所通綜也」、『北堂書鈔』卷五十一所引「晉中興書」に「郡鑒、字道微、進位爲太尉。雖在三公位、而沖心愈約、勞謙自處、誦玩墳典。咸康中、寢疾、上疏遜位」とある。

郡鑒の字を、劉注所引「郡鑒別伝」と現行『晉書』は「道微」とするが、『北堂書鈔』所引「晉中興書」は「道微」に作る。『晉書斠注』は後者を誤りとする。

(2) 飢餓相望

飢餓で飢えた人たちが、対面しあうほどに多く存すること。『春秋左氏傳』昭公三年に「叔向曰『然雖吾公室、今亦季世也。(中略) 道殣相望、(後略)』」、杜預注に「餓死爲殣」とあり、『漢書』卷五十二韓安国伝に「(王) 恢曰『(中略) 今邊竟數驚、士卒傷死、中國櫬車相望(後略)』」、その顏師古注に「櫬、小棺也。從軍死者、以櫬送致其喪。載櫬之車、相望於道、言其多也」とある。

(3) 中興書曰

「中興書」は、『隋書』経籍志史部正史類に「晉中興書七十八卷 起東晉、宋湘東太守何法盛撰」とある。

「何法盛」は、『宋書』卷一百の沈約自序に「(沈) 伯玉、(中略) 復爲江夏王義恭太宰行參軍、與奉朝請謝超宗・何法盛校書東宮」と、史官として登場する。また、沈家本氏は『南史』と『陳書』の記事も提示している。『南史』卷三十三徐廣伝は、『晉中興書』が、元來郡紹の作であったとする。「時有高平郡紹、亦作晉中興書、數以示何法盛。法盛有意圖之、謂紹曰『卿名位貴達、不復俟此延譽。我寒士、無聞於時。如袁宏・干寶之徒、賴有著述、流聲於後。宜以爲惠』。紹不與。至書成、在齋內厨中。法盛詣紹、紹不在、直入竊書。紹還失之、無復兼本、於是遂行何書」。また『陳書』卷三十四文学伝何

之元伝所引何之元「梁典序」には、「何法盛晉書」の書式に触れたくだりがある。「唯何法盛晉書變帝紀爲帝典、既云師古、在理爲優。故今之所作、稱爲梁典」。

(4) 有幹世才略

政事の実際的な能力があること。『世說新語』賞譽篇第20条の劉注所引の蔡洪「與刺史周俊書」に、呉の名族である「呉展」を説明して、次のようにある。「呉展、字士季、下邳人。忠足矯非、清足厲俗。信可結神、才堪幹世。仕呉爲廣州刺史・呉郡太守」。また後の例ではあるが『北史』卷三十八裴矩伝の次の節は、「幹世」が官界での榮達に密接に関わることを示している。「矩(中略)好學、頗愛文藻、有智數。世父讓之謂曰『觀汝神識、足成才士。欲求宦達、當資幹世之務』。矩由是始留情世事」。これは『漢語大詞典』も挙げている。

(5) 周氏譜曰

「周氏譜」は、『隋書』経籍志に著録がない。

〈本文〉

25. 顧榮在洛陽、嘗應人請、覺行炙人有欲炙之色。因輟己施焉。同座嗤之。榮曰、豈有終日執之、而不知其味者乎。後遭亂渡江、每經危急、常有一人左右。己問其所以、乃受炙人也。①

〈劉注〉

① 文士傳曰(1)、

榮、字彥先、呉郡人。其先、越王勾踐之支庶、封於顧邑、子孫遂氏焉。世爲呉著姓、大父雍、呉丞相、父穆、宜都太守。榮少朗俊機警、風穎標徹(2)。歷廷尉正。曾在省與同僚共飲、見行炙者(3)有異於常僕、乃割炙以啖之。後趙王倫篡位、其子爲中領軍(4)、逼用榮爲長史。及倫誅、榮亦被執、凡受戮等輩(5)十有餘人。或有救榮者、問其故、曰、某省中受炙臣也。榮乃悟而歎曰、一飧之惠、恩今不忘、古人豈虛言哉(6)。

〈劉注の訳注〉

① 『文士傳』にいう。

(顧) 榮は、字が彥先で、呉郡の人である。先祖は、越王勾踐の分家であり、顧邑に領土をもらったので、子孫が（邑の名を）氏したのである。代々呉の名族で、祖父の雍は、呉の丞相、父の穆は、宜都太守であった。榮は若いころから容姿すぐれて頭の回転が速く、風格が際立っていた。廷尉正となつた。かつて役所で同僚と飲んでいた時に、あぶり肉を進める者が並みの召使いではないと見たので、あぶり肉を割いて

食べさせた。のちに趙王倫が帝位を篡奪すると、倫の子が中領軍將軍となって、榮をむりやり長史に任用した。倫が誅殺されると、榮もとらえられた。処刑される仲間が総勢十数人いた。(だが)ある者が榮を救った。わけを尋ねると、「それがしが役所であぶり肉を受け取った家来です」と言った。榮はそこで合点して感嘆して言った。「一度の食事を恵まれ、その恩をいまだ忘れないとは、昔の人のことばにうそはない」。

(1) 文士傳曰

「文士傳」は、『隋書』經籍志史部雜伝類に「文士傳五十卷 張隱撰」、中華書局評点本は「隱」を「驚」に改め、校勘記に「驚原作隱、據魏志王粲傳注及舊唐志上・新唐志二改」と記す。『三國志』卷二十一魏書王粲傳の裴松之注には、「文士傳」を引用したのちに、「臣松之案、(中略)以此知張驚假偽之辭、而不覺其虛之自露也。凡驚虛偽妄作、不可覆疏。如此類者、不可勝紀」、また「臣松之案、(中略)而張驚云『初得瑀時太祖在長安』、此又乖戾」とある。「文士傳」の撰者が張驚であることを示し、また「文士傳」が史書として信頼できない記述を含むことを批判している。興膳宏氏の教示によれば、鍾嶸「詩品序」にも「張驚文士、逢文即書」とある。裴松之の批判に通じる一文である。

所引の文章に類似した一節は、『晉書』卷六十八顧榮傳に「顧榮、字彥先、吳國吳人也。爲南土著姓。祖雍、吳丞相。父穆、宜都太守。榮機神朗悟、(中略)吳平、與陸機兄弟同入洛、時人號爲「三俊」、例拜爲郎中、歷尚書郎・太子中舍人・廷尉正。(中略)及(司馬)倫篡位、倫子虔爲大將軍、以榮爲長史。初、榮與同寮宴飲、見執炙者、貌狀不凡、有欲炙之色、榮割炙啖之。(中略)及倫敗、榮被執、將誅。而執炙者爲督率、救之得免」とある。

また、『三國志』卷五十二吳書顧雍傳に「顧雍、字元歎、吳郡吳人也。蔡伯喈(=蔡邕)從朔方還、嘗避怨於吳、雍從學琴書。州郡表薦、弱冠爲合肥長。(中略)黃武四年、(中略)代孫邵爲丞相。(中略)雍爲相十九年、年七十六、赤烏六年卒。(中略)長子邵、早卒。次子裕、有篤疾。少子濟、嗣。無後、絕。永安元年詔曰『(中略)其以雍次子裕、襲爵爲醴陵侯、以明著舊勳』、その裴松之注引「吳錄」に「裕、一名穆、終宜都太守。裕子榮」とあり、顧雍の嗣子である裕が、すなわち穆であるという。顧雍らの先祖については、同じく裴注所引「吳錄」に「雍曾祖父奉、字季鴻、潁川太守」とあるが、彼らの一族が「越王勾踐之支庶」で、「顧邑」に封ぜられたという記述は見当たらない。

裴注所引「江表傳」にはさらに「雍從伯喈學、專一清靜、敏而易教。伯喈貴異之、謂曰『卿必成致、今以吾名與卿』。故雍與伯喈同名、由此也」、同じく「吳錄」には「雍、字元歎、言爲蔡雍之所歎、因以爲字焉」とある。

顧氏が「吳著姓」であることについては、『世說新語』賞譽篇第142条に「吳四姓、

舊日云、張文、朱武、陸忠、顧厚」とあり、その劉注所引「吳錄土林」に「吳郡有顧・陸・朱・張、爲四姓。三國之間、四姓盛焉」とある。

「榮」については、『北堂書鈔』卷六十六所引『晉中興書』に「吳郡顧錄云、榮、字彥先、吳王以南土秀望、有清操、累遷太子舍人」、同卷六十九に「臧晉書云、顧榮、字彥先。少有珪璋、機符朗徹。大司馬齊王攸、以爲主簿」、『初學記』卷十二所引「王隱晉書」に「顧榮少有珪璋、符采朗澈。仕吳、弱冠舉賢良、爲黃門侍郎。當時後進、盡相推謝、稱榮有大才令望」とある。

「行炙者」に「炙」を与えた恩徳で命を助けられたという逸話については、余嘉錫氏が、『南史』陰鏗伝にある類話を挙げている。

(2) 朗俊機警、風穎標徹

容姿すぐれて頭の回転が速く、際立っていること。

「朗俊」は、『藝文類聚』卷十六所収「晉陸機愍懷太子誄」の序文に「明明皇子、成命既駿。(中略)茂德克廣、仁姿朗雋」とある。「機警」は、『三國志』卷一魏書武帝紀に「太祖少機警、有權數、而任俠放蕩、不治行業」とある。「風穎」「標徹」は用例が見出せない。

(3) 行炙者

あぶり肉をすすめる者。ここでは肉を給仕する下僚のこと。「行」については、呉金華『世説新語考釋』が、德行篇第6条本文の「行酒」を解説するくだりで、こうした「行」の源流を、『禮記』や『漢書』の一節に求めている。『禮記』月令篇に「仲秋之月、(中略)是月也、養衰老、授几杖、行麋粥飲食」、その鄭玄注に「行、猶賜也」とある。『漢書』卷一高帝紀には「帝乃西都洛陽。夏五月、兵皆罷歸家。詔曰『(中略)且法、以有功勞行田宅』」、顏師古注の引く魏の蘇林の説に「行、音、行酒之行。猶付與也」とある。ほかに呉氏は、三国時代から南朝にかけての翻訳仏經から、こうした「行」の例を挙げている。

(4) 其子爲中領軍

注(1)所引『晉書』卷六十八顧榮伝には「倫子虔爲大將軍、以榮爲長史」とあり、司馬虔が「中領軍」ではなく「大將軍」の時とされている。しかし、『晉書』卷五十九趙王倫伝には「以其世子散騎常侍尋、領冗從僕射、子馥、前將軍、封濟陽王、虔、黃門郎、封汝陰王、(中略)加尋撫軍將軍・領軍將軍、馥鎮軍將軍・領護軍將軍、虔中軍將軍・領右衛將軍」等とあり、司馬虔が「大將軍」になったという記録がない。

なお、劉注所引「文士傳」の「中領軍」將軍と、『晉書』卷五十九にある「中軍將軍」については、後者が永嘉年間(三〇七年～三一二年)に前者に改名されたという。『晉

書』卷二十四職官志に「懷帝永嘉中、改中軍曰中領軍、永昌元年（三二二年）、改曰北軍中候」とある。東北大大学院文学研究科専門研究員の三田辰彦氏（東洋史学）の指教に拠る。

また『晉書斠注』の案文によれば、晋の武帝の泰始四年（二六八年）にすでに「中軍將軍」を「北軍中候」に改めており、當時「中領軍」將軍も存在した、という。「案武帝紀、泰始四年、罷中軍將軍、置北軍中候。七年十二月、罷中領軍、并北軍中候。楚隱王璋伝曰、武帝崩、入爲衛將軍、領北軍中候。是武帝時、已先置北軍中候、並置中領軍。而其後、又以中領軍並入之。惠帝初年、亦有北軍中候。（後略）」。

以上の記述を総合して考えれば、司馬虔の任官した惠帝当時には、史書に明記されていないがおそらく「中軍將軍」が復活しており、懷帝の永嘉中に「中軍將軍」が「中領軍」將軍に改められて、今度は「中領軍」將軍の方が復活した、ということになる。つまり、劉注所引「文士傳」の「中領軍」將軍よりも、『晉書』の「中軍將軍」のほうが正確と考えられる。注(1)の第一段落もあわせて参照されたい。

(5) 凡受戮等輩十有餘人

「等輩」は仲間、同僚。『史記』卷五十五留侯世家に記され、黥布の反乱の際に四皓が説いたとされる言葉に次のようにある。「黥布、天下猛將也、善用兵。今諸將皆陛下故等夷、乃令太子將此屬、無異使羊將狼、莫肯爲用」。右の「等夷」に対する裴駟の「集解」に「徐廣曰『夷、猶儕也』」、司馬貞の「索隱」に「如淳云『等夷、言等輩』」とある。

(6) 一餐之惠、恩今不忘、古人豈虛言哉。

中山王の故事や、漢の韓信の故事を指していよう。『戦国策』中山策に「中山君亡。有二人挈戈而隨其後者。中山君顧謂二人『子奚爲者也』。二人對曰『臣有父、嘗餓且死、君下壺漁臣父。臣父且死、曰「中山有事、汝必死之」。故來死君也』」とある。『史記』卷九十二淮陰侯列伝には「信釣於城下、諸母漂。有一母見信飢、飯信、竟漂數十日。信喜、謂漂母曰『吾必有以重報母』。母怒曰『大丈夫不能自食、吾哀王孫而進食、豈望報乎』。（中略）漢五年正月、徙齊王信爲楚王、都下邳。信至國、召所從食漂母、賜千金」とある。

〈本文〉

26. 祖光祿少孤貧。性至孝、常自爲母炊爨作食①。王平北聞其佳名、以兩婢餉之、因取爲中郎②。有人戲之者曰「奴價倍婢」。祖云「百里奚亦何必輕於五羖之皮耶」③。

〈劉注〉

① 王隱晉書曰(1)、

祖訥、字士言、范陽遒人。九世孝廉。訥諸母三兄(2)、最治行操、能清言(3)。歷太子中庶子・廷尉卿、避地江南、溫嶠薦爲光祿大夫(4)。

② 王父別傳曰(5)、

父、字叔元、琅邪臨沂人。時蜀新平、二將作亂。文帝西之長安、乃徵爲相國司馬。遷大尚書、出督幽州諸軍事・平北將軍。

③ 楚國先賢傳曰(6)、

百里奚、字井伯、楚國人。少仕於虞、爲大夫。晉欲假道於虞以伐虢。諫而不聽。奚乃去之。

説苑曰(7)、

秦穆公、使賈人載鹽於虞。諸賈人買百里奚以五羊皮。穆公觀鹽、怪其牛肥、問其故。對曰、飲食以時、使之不暴、是以肥也。公令有司沐浴衣冠之。公孫支讓其卿位。號曰五羖大夫。

〈劉注の訳注〉

① 王隱の『晉書』にいう。

祖訥は、字が士言で、范陽遒の人である。九代にわたって孝廉を出した。訥と三人の異母兄は、操行もっともただしく、清談を得意とした。太子中庶子・廷尉卿を歴任し、江南に避難すると、温嶠が推薦して光祿大夫となった。

② 『王父別傳』にいう。

(王) 父は、字が叔元で、琅邪臨沂の人である。当時、蜀が平定されたばかりで、二人の将軍が反乱を起こした。文帝(=司馬昭)が西の長安に移ると、(王父を)召し出して宰相府の司馬とした。大尚書に進み、地方に出て督幽州諸軍事・平北將軍となつた。

③ 『楚國先賢傳』にいう。

百里奚は、字が井伯で、楚国人である。若くして虞に仕えて、大夫となった。晋が虞に道を借り(虞を通って)虢国を討とうとした。(百里奚が晋に道を貸さないよう)諫めたが聞き入れられなかつたので、奚は(虞を)立ち去つた。

『説苑』にいう。

秦の穆公が、商人に虞から塩を車に載せて運ばせた。商人たちは、羊の皮五四分で百里奚を買つ(て運搬にあたらせ)た。穆公が塩を視察し、運んでいる(重労働のはずの)牛が肥えているのを不思議に思い、そのわけをたずねた。(百里奚は)答えた。「水

やえさを適切な時にやり、乱暴に使役しない、それで肥ったのです」。(穆) 公は役人に命じて(百里奚に)沐浴させ正装させた。公孫支は自分の卿の位を譲った。五羖大夫と呼ばれた。

(1) 王隱晉書曰

「王隱晉書」については、本篇第12条の注(6)を参照。

所引の文章に類似した一節は、『晉書』卷六十二祖逖伝および祖納伝に「祖逖、字士稚、范陽遒人也。世吏二千石、爲北州舊姓。父武、晉王掾・上谷太守。逖少孤、兄弟六人。兄該・納等並開爽有才幹」、「納、字士言。最有操行、能清言。(中略)累遷太子中庶子。(中略)以洛下將亂、乃避地東南。(中略)(溫)嶠既爲時用、盛言納有名理、除光祿大夫」とある。ただし「九世孝廉」および「廷尉卿」就任の記述は見当たらず、『晉書斠注』は「案、廷尉卿、本傳失載」と記す。

また、『北堂書鈔』卷六十六所引「晉中興書」に「范陽祖錄云、納、字士元。有操行、以門寒品、爲能清言明理、文義可觀。拜東宮舍人」、同卷所引「王隱晉書」に「祖納傳、字士言、以清言名理、文義可觀、遷太子中庶子」、同書卷六十九に「王晉書、祖納、字士言、能清談名理、文義可觀。少爲隴西王參軍」とある。

(2) 訥諸母三兄

「諸母」は父の妻である女性たち。『世說新語』賞譽篇第87条劉孝標注に「濛別傳曰、(中略)然(王濛)少孤、事諸母甚謹、篤義穆親」とある。

(3) 能清言

「清言」は清談のこと。『世說新語』本文に9例、劉孝標注に17例見える。歴代の正史では、『史記』、『漢書』、『後漢書』、およびそれぞれの注には見当たらず、『三國志』卷二十九方技伝管輅伝の裴松之注に見える。「清言」の語の帶びる時代相が窺われて興味深い。裴松之注は、次のとおり。「輅別傳曰、(中略)裴使君曰『誠如來論。吾數與平叔共說老・莊及易、常覺其辭妙於理、不能折之。又時人吸習、皆歸服之焉、益令不了。相見得清言、然後灼灼耳』」。

(4) 溫嶠薦爲光祿大夫

「温嶠」は、『晉書』卷六十七温嶠伝に「温嶠、字太真、司徒羨弟之子也」とある。『文選』卷三十七所収劉琨「勸進表」や卷四十六所収任昉「王文憲集序」の李善注所引「王隱晉書」にも「温嶠、字泰真、太原人也」とある。

(5) 王乂別傳

「王乂別傳」は、『隋書』経籍志に著録がない。

所引の文章に類似した一節は、『三國志』卷二十四魏書崔林伝裴松之注に「雄(中略)

子渾、涼州刺史。次父、平北將軍」、『晉書』卷四十三王戎伝附王衍伝に「父父、爲平北將軍。常有公事、使行人列上、不時報」とある。『世說新語』識鑒篇第5条の劉注所引「晉陽秋」にも王父についての記事があるが、「夷甫父父、有簡書、將免官。夷甫、年十七、見所繼從舅羊祜、申陳事狀、辭甚俊偉。(後略)」と触れるのみである。劉注所引の「時蜀新平…遷大尚書」に類似した記述は見当たらない。

(6) 楚國先賢傳曰

「楚國先賢傳」は、『隋書』經籍志史部雜伝類に「楚國先賢傳贊十二卷 晉張方撰」とある。「晉張方」は未詳。

所引の文章に類似した一節は、『史記』卷三十九晉世家に「(穆公)二十二年、(中略)是歲也、晉復假道於虞、以伐虢。虞之大夫宮之奇諫虞君曰『晉不可假道也、是且滅虞』。虞君曰『晉我同姓、不宜伐我』。宮之奇曰『太伯・虞仲、太王之子也。太伯亡去、是以不嗣。虢叔・虢叔、王季之子也、爲文王卿士、其記勳在王室、藏於盟府。將虢是滅、何愛於虞。且虞之親、能親於桓・莊之族乎。桓・莊之族何罪、盡滅之。虞之與虢、胥之與齒、胥亡則齒寒』。虞公不聽、遂許晉。宮之奇以其族去虞。其冬、晉滅虢。虢公醜奔周。還、襲滅虞、虜虞公及其大夫井伯百里奚、以媵秦穆姬」とある。虞君を「諫めて聽かれず」、「これを去」ったのは、「百里奚」ではなく、「宮之奇」とされており、「百里奚」は虞君とともに晋の捕虜となっている。劉注所引の「楚國先賢傳」の記載とは異なる。『春秋左氏傳』僖公五年にも「冬十二月、丙子朔、晉(中略)師還館于虞、遂襲虞、滅之。執虞公及其大夫井伯、以媵秦穆姬」、『史記』卷五秦本紀にも「繆公(中略)五年、晉獻公滅虞・虢、虜虞君與其大夫百里奚」とあり、「百里奚」あるいは「井伯」が虞君とともに捕虜になっている。なお『孟子』万章君篇には、「百里奚、虞人也。晉人以垂棘之璧與屈產之乘、假道於虞、以伐虢。宮之奇諫。百里奚不諫、知虞公之不可諫而去、之秦、年已七十矣」とあり、「諫めて聽かれ」なかったのは「宮之奇」、虞君のもとを「去」ったのは「百里奚」とされている。

(7) 説苑曰

「説苑」は、『隋書』經籍志子部儒家類に「説苑二十卷 劉向撰」とある。「劉向」は、『漢書』卷三十六楚元王伝に「向、字子政、本名更生」と伝がある。

『説苑』卷二臣術篇に「秦穆公、使賈人載鹽、徵諸賈人。賈人買百里奚以五羖羊之皮、使將車之秦。秦穆公觀鹽、見百里奚牛肥、曰『任重道遠以險、而牛何以肥也』。對曰『臣飲食以時、使之不以暴、有險先後之以身。是以肥也』。穆公知其君子也、令有司具沐浴、爲衣冠、與坐。(中略)明日、公孫支乃致上卿以讓百里奚」とある。現行の『説苑』には「號曰五羖大夫」の一文がない。『史記』卷五秦本紀には「語三日、(秦)繆公大說、授

之國政、號曰五羖大夫」とあるが、そこに塩車の故事は挿入されていない。

〈本文〉

27. 周鎮罷臨川郡還都。未及上住、泊青溪渚①。王丞相往看之②。時夏月、暴雨卒至。

舫至狹小、而又大漏、殆無復坐處。王曰「胡威之清、何以過此」。即啓用爲吳興郡③。

〈劉注〉

① 永嘉流人名曰(1)、

鎮、字康時、陳留尉氏人也。祖父和、故安令。父震、司空長史。

中興書曰(2)、

清約寡欲、所在有異績。

② 丞相別傳曰(3)、

王導、字茂弘、琅邪人。祖覽、以德行稱。父裁、侍御史。導少知名、家世貧約、恬暢樂道(4)、未嘗以風塵經懷也(5)。

③ 晉陽秋曰(6)、

胡威、字伯虎、淮南人。父質、以忠清顯。質爲荊州、威自京師往省之。及告歸、質賜威絹一疋。威跪曰、大人清高、於何得此。質曰、是吾奉祿之餘、故以爲汝糧耳。威受而去。每至客舍、自放驢、取樵爨炊。食畢、復隨旅進道。質帳下都督(7)、陰齎糧要之。因與爲伴、每事相助、經營之、又進少飯。威疑之、密誘問之、乃知都督也。謝而遣之、後以白質。質杖都督一百、除其吏名。父子清慎如此(8)。及威爲徐州、世祖賜見、與論邊事(9)、及平生。帝歎其父清、因謂威曰、卿清孰與父。對曰、臣清不如也。帝曰、何以爲勝汝邪。對曰、臣父清畏人知。臣清畏人不知。是以不如遠矣。

〈劉注の訳注〉

① 『永嘉流人名』にいう。

(周) 鎮は、字が康時で、陳留尉氏の人である。祖父の和は、故安令であった。父の震は、司空の長史であった。

『中興書』にいう。

(鎮は) 清らかで欲がなく、いたるところですぐれた業績をあげた。

② 『丞相別傳』にいう。

王導は、字が茂弘で、琅邪の人である。祖父の覽は、徳行があると称えられた。父の裁は、侍御史であった。導は若くして名を知られ、家は代々貧しかったが、のびやかに道を楽しみ、仕官や出世などの俗事を思ったことは一度もなかった。

(3) 『晉陽秋』にいう。

胡威は、字が伯虎で、淮南の人である。父の質は、誠実で清廉であることで名高かつた。質が荊州となり、威はみやこから父に会いに行った。いとまごいをする時になって、質は威に一疋の絹を授けた。威はひざまずいて言った。「父上は清廉高潔でいらっしゃるのに、どうしてこれをお持ちなのですか」。質は言った。「これは私の俸禄の残りである、だからお前の食いぶちに当てるのだ」。威は受け取って辞去した。宿屋に着くたびに、いつも自分で（つないでいた）口バを放し（て草を食べさせ）たきぎを取って飯を炊いた。食べ終わると、ふたたび旅仲間のあとについて道を進んだ。質の親衛隊長は、ひそかに食糧を持って威をおいかけた。そこで道づれとなり、何かにつけて威を助け、あれこれとりはからった。さらに少しく飯を進めた。威はいぶかしく思い、ひそかにそれとなく尋ねると、なんと（父の部下の）隊長であると分かった。（伴となることを）謝絶して返し、のちに質に明かした。質はこの隊長を百回の杖刑に処し、役人から除名した。父子はかくも清廉で慎重であった。威が徐州刺史になると、世祖（＝司馬炎）が謁見を賜り、ともに国境のことを論じ、話が日常のことにも及んだ。帝は彼の父の清廉に感心していたので、威に言った。「きみの清廉は父親とくらべてどうか」。答えて言った。「それがしの清廉は（父に）及びません」。帝は言った「どういわけでお前にまさるというのか」。答えて言った。「それがしの父の清廉は、人に知られることをおそれますが、それがしの清廉は人に知られないことをおそれます。それゆえに遠く及ばないのでございます」。

(1) 永嘉流人名曰

「永嘉流人名」については、本篇第23条の注(2)を参照。

所引の文章に含まれる「周鎮」についての記事は見当たらない。「父震」については、『晉書』卷四十一魏舒伝に「陳留周震累爲諸府所辟、辟書既下、公輒喪亡。僉號震爲殺公掾、莫有辟者。（魏）舒乃命之、而竟无患。識者以此稱其達命」、また『北堂書鈔』巻六十八に「王晉書云、周震累爲諸王辟。既下車、公輒喪亡。僉號震曰殺公掾、莫肯辟者。司徒魏舒因固辟之、果無患。時以歸之也」と見える。

(2) 中興書曰

「中興書」については、本篇第24条の注(3)を参照。

所引の文章に類似した一節は見当たらない。

(3) 丞相別傳曰

「丞相別傳」は、『隋書』経籍志に著録がない。

所引の文章に類似した一節は、『晉書』巻六十五王導伝に「王導、字茂弘、光祿大夫

覽之孫也。父裁、鎮軍司馬。導少有風鑒、識量清遠」、同卷三十三王祥伝に「王祥、字休徵、琅邪臨沂人。(中略)漢末遭乱、扶母攜弟覽、避地廬江。(中略)覽、字玄通。(中略)覽孝友恭恪、名亞於祥。(中略)咸寧四年卒、時年七十三、諡曰貞。有六子。裁、字士初、撫軍長史」とある。「父裁」が「侍御史」であったという記録は見当たらない。『晉書斠注』は、『晉書』と劉注所引「王丞相傳」における王裁の記述について、「歷官互異」と記す。なお、本篇第14条も参照されたい。

(4) 恬暢樂道

ゆったりと超越的に、道を楽しむこと。

「恬暢」は『晉書』卷九太宗簡文帝昱紀に「帝雖神識恬暢、而無濟世大略、故謝安稱爲惠帝之流、清談差勝耳。沙門支道林嘗言『會稽（會稽王であった昱のこと）有遠體而無遠神』」とある。『史記』、『漢書』、『後漢書』、『三國志』、およびそれらの注には見当たらない。本篇第26条の注(3)にとりあげた「清言」同様、時代相のうかがわれる言葉のようである。

「樂道」は、『論語』雍也篇に「賢哉、回也。一簞食、一瓢飲、在陋巷。人不堪其憂、回也不改其樂」、その何晏注に「孔安國曰、顏淵樂道、雖簞食在陋巷、不改其所樂也」とある。

(5) 未嘗以風塵經懷也

「風塵」は世俗のことがら。ここでは仕官や出世を求める事。『世説新語』賞譽篇第16条に「王戎云『太尉（王衍のこと）神姿高徹、如瑤林瓊樹、自然是風塵外物』」とある。また、本篇第30条の劉孝標注に、「僧法深」について「而不耐風塵、考室剡縣東二百里嶠山中」と記し、同第35条の劉注所引「劉尹別傳」には「爲政務鎮靜信誠、風塵不能移也」、同自新篇第2条劉注所引「虞預晉書」には「(陸)機薦(戴)淵於趙王倫曰『(中略)伏見處士戴淵、砥節立行、有井渫之潔、安窮樂志、無風塵之慕。(後略)』」とある。

(6) 晉陽秋曰

「晉陽秋」は、本篇第14条の注(3)を参照。

所引の文章に類似した一節は、『三國志』卷二十七魏書胡質伝に「胡質、字文德、楚國壽春人也。(中略)遷荊州刺史。(中略)子威嗣」、その裴松之注に「晉陽秋曰、威、字伯虎。少有志尚、厲操清白。質之爲荊州也、威自京都省之。家貧、無車馬童僕、威自驅驢單行、拜見父。停厩中十餘日。告歸臨辭、質賜其絹一匹、爲道路糧。威跪曰『大人清白、不審於何得此絹』。質曰『是吾俸祿之餘、故以爲汝糧耳』。威受之、辭歸。每至客舍、自放驢、取樵炊爨。食畢、復隨旅進道。往還如是。質帳下都督、素不相識、先其將歸、請

假還家、陰資裝百餘里要之。因與爲伴、每事佐助經營之、又少進飲食、行數百里。威疑之。密誘問、乃知其都督也。因取向所賜絹、答謝而遣之。後因他信、具以白質。質杖其都督一百、除吏名。其父子清慎如此。於是名譽著聞、歷位宰牧。晉武帝賜見、論邊事、語及平生。帝歎其父清、謂威曰『卿清、孰與父清』。威對曰『臣不如也』。帝曰『以何爲不如』。對曰『臣父清、恐人知。臣清、恐人不知。是臣不如者遠也』。官至前將軍・青州刺史。太康元年卒、追贈鎮東將軍。威弟羆、字季象、征南將軍。威子奔、字次孫、平東將軍。並以潔行垂名」とある。

なお、『晉書』卷九十良吏伝胡威伝には「胡威、字伯武。一名貌。淮南壽春人也。父質、以忠清著稱。(中略)質之爲荊州也、威自京都定省。家貧、无車馬僮僕、自驅驢單行。每至客舍、躬放驢、取樵炊爨。食畢、復隨侶進道。既至、見父、停厩中十餘日。告歸、父賜絹一匹爲裝。威曰『大人清高、不審於何得此絹』。質曰『是吾俸祿之餘、以爲汝糧耳』。威受之、辭歸。質帳下都督先威未發、請假還家、陰資裝於百餘里、要威爲伴、每事佐助。行數百里、威疑而誘問之。既知、乃取所賜絹、與都督、謝而遣之。後因他信以白質。質杖都督一百、除吏名。其父子清慎如此。(中略)後入朝、武帝語及平生、因歎其父清、謂威曰『卿孰與父清』。對曰『臣不如也』。帝曰『卿父以何爲勝耶』。對曰『臣父清、恐人知。臣清、恐人不知。是臣不及遠也』」とある。

『三國志』裴松之注引「晉陽秋」の文章と、『世說新語』劉孝標注引「晉陽秋」、『晉書』胡威伝が少しづつ異なっていることは、『晉書斠注』にも指摘がある。胡威の字については、『晉書斠注』が「案、唐人避諱、故改爲武」と、『晉書』が「伯虎」を「伯武」に改めたと記す。唐の高祖李淵の祖父李虎の諱を避けたものである。

胡威の逸話については、『藝文類聚』卷五十および卷八十五所引「晉陽秋」にも、あい似た記事がある。

余嘉錫氏は、胡威をかげながら助けた「都督」に対して、「質杖都督一百、除吏名」という処罰は行き過ぎであり、胡質は自らの「清」を他人に宣伝しようとする「好名之徒」にすぎず、「清畏人知」という評価は信じられない、という。「豈非欲衆口喧傳、使人知其清乎。好名之徒、傷於矯激、乃曰『清畏人知』、吾不信也」。

(7) 質帳下都督

「帳下都督」は、幕府の長官や將軍の下に置かれる親衛組織の隊長。詳細は、川合安「六朝の帳下について」(『東洋史研究』第48巻第2号、一九八九年)を参照されたい。

『晉書』卷二十四職官志には、「諸公及開府位從公加兵者、增置司馬一人、(中略)營軍・刺姦・帳下都督、外都督、令史各一人」、「驃騎已下及諸大將軍不開府非持節都督者、(中略)置長史・司馬各一人、(中略)營軍・刺姦・帳下都督、功曹書佐門吏、門下書吏各一人」、

「三品將軍秩中二千石者、(中略)置長史・司馬各一人、(中略)營軍・刺姦吏・帳下都督、功曹書佐門吏、門下書吏各一人」とある。『世説新語』には、汰侈篇第5条に、石崇が誇る三つの優越について、王愷が石崇の「帳下都督」と御者とに、その理由を尋ねるくだりがある。「(王愷) 每以此三事爲搃腕。乃密貨(石) 崇帳下都督及御車人、問所以」。劉注所引文献とほぼ同時代の例としては、『三國志』卷九魏書曹爽伝の裴注所引『世語』に、司馬懿の反曹爽クーデターを記した一節があり、中に曹爽の「帳下守督」が登場する。「初、宣王(=司馬懿) 勒兵從闕下趨武庫、當爽(曹爽) 門、人逼車住。爽妻劉怖、出至廳事、謂帳下守督曰『公在外。今兵起、如何』。督曰『夫人勿憂』。乃上門樓、引弩注箭欲發。將孫謙在後、牽止之曰『天下事未可知』。如此者三、宣王遂得過去」。また、同書卷四高貴鄉公紀の裴注所引「魏末傳」に、賈充の「帳下督」成濟が、高貴鄉公を刺殺するくだりが記されている。「賈充呼帳下督成濟謂曰『司馬家事若敗、汝等豈復有種乎。何不出擊』。倅兄弟二人乃帥帳下人出、顧曰『當殺邪。執邪』。充曰『殺之』。兵交。帝曰『放仗』。大將軍士皆放仗。濟兄弟因前刺帝、帝倒車下」。

(8) 清慎如此

「清慎」は、清廉で慎重であること。本篇第15条の劉注所引「李秉家誠」に、「上曰『爲官長當清、當慎、當勤。修此三者、何患不治乎』。並受詔。上顧謂吾等曰『必不得已而去、於斯三者、何先』。或對曰『清固爲本』。復問吾。吾對曰『清慎之道、相須而成、必不得已、慎乃爲大』」とある。「李秉家誠」では「清廉さ」と「慎重さ」が二者択一的に問われているが、本篇注引「晉陽秋」では、ほぼ類義複合語になっている。本篇第28条の劉注所引「晉陽秋」にも、類義複合語的な「清慎」がある。

(9) 邊事

国境付近の事情。『漢書』卷七昭帝紀の始元六年の条に「移中監蘇武前使匈奴、留單于庭十九歲迺還、奉使全節、以武爲典屬國」とあり、顏師古注に魏の如淳の説が引用されている。「以其久在外國、知邊事、故令典主諸屬國」。

〈本文〉

28. 鄧攸始避難、於道中棄己子全弟子①。既過江取一妾、甚寵愛歷年。後詢其所由、妾具說、是北人遭亂、憶父母姓名、乃攸之甥也。攸素有德業、言行無玷。聞之哀恨、終身遂不復畜妾。

〈劉注〉

① 晉陽秋曰(1)、

攸、字伯道、平陽襄陵人。七歲喪父母及祖父母、持重九年(2)。性清慎平簡(3)。

鄧粲晉紀曰(4)、

永嘉中、攸爲石勒所獲。召見、立幕下、與語悅之、坐而飯焉。攸車所止、與胡人鄰轂。胡人失火、燒車營(5)。勒吏案問胡、胡誣攸。攸度不可與爭、乃曰、向爲老姥(6)作粥、失火延逸。罪應萬死。勒知遣之。所誣胡厚德攸、遺其驢馬護送、令得逸。

王隱晉書曰(7)、

攸以路遠、斫壞車、以牛馬負妻子以叛(8)。賊又掠其牛馬。攸語妻曰、吾弟早亡、唯有遺民。今當步走、擔兩兒盡死。不如棄己兒抱遺民。吾後猶當有兒。婦從之。

中興書曰(9)、

攸棄兒於草中。兒啼呼追之、至暮復及。攸明日繫兒於樹、而去。遂渡江、至尚書左僕射、卒。弟子綏、服攸齊衰三年(10)。

〈劉注の訳注〉

① 『晉陽秋』にいう。

(鄧) 攸は、字が伯道で、平陽襄陵の人である。七歳にして父母と祖母を亡くし、(三人のために) 九年間の喪に服した。生来清廉慎重で、飾り気がなかった。

鄧粲の『晉紀』にいう。

永嘉年間、(鄧) 攸は石勒に捕えられた。勒は呼びつけて引見し、帳のもとに立たせたが、語り合ううちに(攸を) 気に入り、坐させて食事を与えた。攸の車を止めたところは、(一人の) えびすと車が隣り合わせていた。(その) えびすが誤って火事を出し、車だまりを焼いた。勒の下役人が胡を問いただすと、えびすは攸に罪をなすりつけた。攸は言い争っても無駄だと考えたので、こう言った。「さきに老婆のために粥を作り、あやまって火事を出し延焼しました。罪 万死にあたります」。勒は(冤罪を) 見抜いて放免した。罪をなすりつけたえびすは、攸に厚く感謝し、自分の口バを与え、守り送って、逃げられるようにしてやった。

王隱の『晉書』にいう。

(鄧) 攸は、(逃亡の) 道中が長かったので、車を壊し、牛や馬に妻子を載せて逃げた。どろぼうがその牛馬を略奪した。攸は妻に言った。「私の弟は早くに亡くなり、(子の) 遺民がいるだけだ。今(牛馬もなく) 徒歩で逃げなければならないのに、二人の子供を抱えていては二人とも死んでしまう。息子を棄てて遺民を抱え(て逃げ) たほうがいい。われらには将来またきっと子供が授かるだろうから」。妻はそれに従った。

『中興書』にいう。

(鄧) 攸は子供を草むらに棄てた。子供は泣き叫んで追いかけ、日が暮れてから追い

ついた。攸は次の朝、子供を樹に繋いで立ち去った。そのようにして長江を渡り、(江南で) 尚書左僕射にまで昇進して、亡くなった。弟の子の綏は、(おじの) 攸のために三年間の斎衰の喪(期間は父の喪礼、喪服はおじの喪礼)に服した。

(1) 晉陽秋曰

「晉陽秋」は、本篇第14条の注(3)を参照。

所引の文章に類似した一節は、『晉書』卷九十良吏伝鄧攸伝に「鄧攸、字伯道、平陽襄陵人也。(中略) 攸七歲喪父、尋喪母及祖母、居喪九年、以孝致稱。清和平簡、貞正寡欲」とある。

(2) 喪父母及祖父母、持重九年

「父母及祖父母」の喪に服すなら、「持重九年」ではなく「持重十二年」でなければならない。四庫全書本は「喪父母及祖母」を作る。本稿でも、前注の『晉書』に従って6字目の「父」を衍字とみなす。

「持重」は、宗廟の祭祀を主催すること。この場合は、直系尊属の三年の喪に服すこと。『儀禮』喪服礼に「爲人後者、爲其父母報。傳曰、何以期也。不貳斬也。何以不貳斬也。持重於大宗者、降其小宗也」とある。本条の注(10)も併せて参照されたい。

(3) 性清慎平簡

清廉で慎み深く、飾り気がないこと。

「清慎」については、本篇第27条の注(8)を参照。「平簡」は、『三國志』卷二十一王粲伝の裴松之注に「(嵇) 康子紹、字延祖、少知名。山濤啓以爲祕書郎、稱紹平簡溫敏、有文思、又曉音、當成濟者」、『世說新語』政事篇第8条の劉孝標注に「山公啓事曰、詔選秘書丞。(山) 濤薦曰『(嵇) 紹平簡溫敏、有文思、又曉音、當成濟也』」とある。

(4) 鄧粲晉紀曰

「鄧粲晉紀」は、『隋書』經籍志史部古史類に「晉紀十一卷 訖明帝。晉荊州別駕鄧粲撰」とある。「鄧粲」は、『晉書』卷八十二鄧粲伝に「鄧粲、長沙人。(中略) 粲以父粲有忠信言、而世無知者、乃著元明紀十篇、注老子、並行于世」とある。「元明紀十篇」が「晉紀」に当たるのであろう。また『文心雕龍』(范文瀾註本に拠る。商務印書館香港分館、1960年、1972年港重印) 史伝篇に、「至於晉代之書、繁乎著作。(中略) 自史漢以下、莫有準的。至鄧璨晉紀、始立條例。又擺落漢魏、憲章殷周、雖湘川曲學、亦有心典謨。及安國立例、乃鄧氏之規焉」と、「鄧璨晉紀」についての評価が記されている。『文心雕龍』の記載は、沈家本氏の教示による。

所引の文章に類似した一節は、『晉書』卷九十良吏伝鄧攸伝に「永嘉末、沒于石勒。然勒宿忌諸官長二千石、聞攸在營、馳召、將殺之。攸至門。門幹乃攸爲郎時幹、識攸、

攸求紙筆作辭。幹候勒和悅、致之。勒重其辭、乃命勿殺。(中略)勒召至幕下、與語悅之、以爲參軍、給車馬。勒每東西、置攸車營中。勒夜禁火、犯之者死。攸與胡鄰轂、胡夜失火燒車。吏按問、胡乃誣攸。攸度不可與爭、遂對以弟婦散發溫酒爲辭。勒赦之。既而胡人深感、自縛詣勒以明攸、而陰遺攸馬驥。諸胡莫不歎息宗敬之」とある。

また、『北堂書鈔』卷一三九所収「羊堅等三十國春秋」に「石勒進攻河東、太守鄧悠奔於李鴻。鳩陷。勒以悠爲參軍。而悠車所止、與胡人鄰轂。胡人失火、燒車。勒吏問、胡以誣悠。悠不與之諍誣聽之。胡厚德之、尋乃遺悠疆馬、送之逸以報德焉」とある。

(5) 燒車營

「車營」は、車を連ねた陣營。『宋書』卷五十劉康祖伝に、劉康祖と「策虜」(北魏)との戦闘を記したくだりがあり、劉康祖軍の側を「車營」と称している。「元嘉二十七年(中略)、康祖回軍、未至壽陽數十里、會虜永昌王庫仁眞以長安之衆八萬騎、與康祖相及於尉武。康祖凡有八千人、(中略)乃結車營而進。虜四面來攻。(中略)虜分衆爲三、且休且戰、以騎負草燒車營。(中略)於是大敗、舉營淪覆」。

(6) 老姥

「老母」の謙称かと推測される。『玉臺新詠』卷一所収「古詩 爲焦仲卿妻作」に、焦仲卿の妻の「蘭芝」が離縁され実家に戻されたところに、太守の子息からの縁談が持ち込まれ、その「媒人」に、「蘭芝」の母が娘をかばって返答するくだりがある。「阿母謝媒人。『女子先有誓、老姥豈敢言』」。この「老姥」は自称であるが、「媒人」への返答であることから、謙称の形を取っていると考えられる。

劉注所引「鄧粲晉紀」では、捕虜の身で失火の疑いをかけられた鄧攸が、石勒の「吏」の尋問に答える言葉に、「老姥」が用いられている。鄧攸がみずからの母を卑下して稱したことになる。鄧攸の返答の相手である石勒や「吏」は、「胡」すなわち異民族であり、「孝」を最重視する漢族の文化とは異質な存在とされていよう。そうとすれば、鄧攸がわが母を「老姥」と称せざるを得なかった、と逸話の語り手が考えたとしても、ふしぎではないであろう。

「老姥」が、鄧攸の母ではない単なる老婦人であるならば、鄧攸が彼女の「爲めに粥を作った」という返答は、「吏」にも我々にも、納得しがたい。

他方、「爲」の対象が「老姥」の2字ではなく「老姥作粥」の4字であるとして、「老姥が粥を作ったために」とする解釈もある。だがこれも肯いがたい。なぜ単に「粥を作ったために」とせず、敢えて「老姥」を登場させているのか、その必然性が量れないからである。

(7) 王隱晉書曰

「王隱晉書」については、本篇第12条の注(6)を参照。

所引の文章に類似した一節は、本条注(4)所引『晉書』鄧攸伝に続いて「石勒過泗水、攸乃斫壞車、以牛馬負妻子而逃。又遇賊、掠其牛馬、步走、擔其兒及其弟子綏。度不能兩全、乃謂其妻曰『吾弟早亡、唯有一息、理不可絕。止應自棄我兒耳。幸而得存、我後當有子』。妻泣而從之、乃棄之」とある。

また、『太平御覽』卷四一六所引「晉中興書」に、「鄧攸、字伯道、爲石勒參軍。勒過泗水。攸與鄉人河東陳蝦・平陽馬恬、共謀叛勒、破車、以牛馬負妻子、入草中。又遇賊、掠牛馬去。攸語妻曰『吾弟早亡、唯有一息。今當步走、誓兩兒恐盡死。不如棄我兒、抱弟子遺民』。婦乃從之」とある。

(8) 以牛馬負妻子以叛

「叛」について、徐氏は「『叛』、沈校本作『逃』、是」と、「逃」字が正しいとする。だが吳金華氏は、「叛」は「逃離」（にげる）意で、漢魏六朝に常用されていたとして、王充『論衡』と『三國志』の例を挙げる。『論衡』自紀篇に「俗性貪進忽退、收成棄敗。充升擢在位之時、衆人蟻附。廢退窮居、舊故叛去。志俗人之寡恩、故閑居作譏俗節義十二篇」、『三國志』卷四十六吳書孫策傳に「（孫）策騎士有罪、逃入（袁）術營、隱於內廄。策指使人就斬之、訖、詣術謝。術曰『兵人好叛、當共疾之。何爲謝也』。由是、軍中益畏憚之」。

(9) 中興書曰

「中興書」については、本篇第24条の注(3)を参照。

所引の文章に類似した一節は、前注所引『晉書』鄧攸伝に続いて「其子朝棄而暮及。明日、攸繫之於樹而去。（中略）遂至江東。元帝以攸爲太子中庶子。（中略）遷尚書右僕射。咸和元年卒。（中略）攸棄子之後、妻不復孕。（中略）弟子綏服攸喪三年」とある。

助けられた「弟子」の名前が、劉注所引「王隱晉書」や前前注所掲『太平御覽』所引「晉中興書」では「遺民」であるが、現行『晉書』は「綏」に作る。『晉書斠注』は、劉注所引「王隱晉書」に「遺民」ではなく「逸民」と作るテキストを見ており、「逸民」は「綏」の「小名」であり、「遺民」と「逸民」は同じであろう、と記している。「案、逸民、疑爲其弟子綏之小名」、「案、遺民即逸民」。

また、『世說新語』賞譽篇第140条に「謝太傅（謝安）重鄧僕射。常言『天地無知、使伯道無兒』」とあり、その劉注所引「晉陽秋」に「鄧攸既棄子、遂無復繼嗣。爲有識傷惜」とある。

(10) 服攸齊衰三年

攸のために三年間の齊衰の喪に服すこと。本条の注(2)に記したように、「三年間」の

喪は、おじではなく父に対する喪礼である。ただ、その際の喪服は「齊衰」ではなく、さらに一段重い「斬衰」となる。父に対する喪については、『論語』陽貨篇に「宰我問『三年之喪、期已久矣。君子三年不爲禮、禮必壞。(中略)』(中略)子曰『予(=宰我)之不仁也。子生三年、然後免於父母之懷。夫三年之喪、天下之通喪也。予也有三年之愛於其父母乎』、『儀禮』喪服礼に「父。傳曰、爲父、何以斬衰也。父、至尊也」とある。おじに対する喪については、同じく喪服礼に「世父母、叔父母。傳曰、世父叔父、何以期也。與尊者一體也」とある。

〈本文〉

29. 王長豫爲人謹順、事親盡色養之孝①。丞相見長豫、輒喜、見敬豫、輒嗔②。長豫與丞相語、恒以慎密爲端。丞相還臺、及行、未嘗不送至車後。恒與曹夫人併當箱篋。長豫亡後、丞相還臺、登車後哭至臺門。曹夫人作籠、封而不忍開③。

〈劉注〉

① 中興書曰(1)、

王悅、字長豫、丞相導長子也。仕至中書侍郎。

② 文字志曰(2)、

王恬、字敬豫、導次子也。少卓犖不羈(3)、疾學尚武、不爲導所重。至中軍將軍。多才藝、善隸書、與濟陽江彪(4)以善弈聞。

③ 王氏譜曰(5)

導娶彭城曹韶女、名淑。

〈劉注の訳注〉

① 『中興書』にいう。

王悅は、字が長豫で、丞相の導の長男である。出仕して中書侍郎に至った。

② 『文字志』にいう。

王恬は、字が敬豫で、導の次男である。若いころから奔放で物事にとらわれず、学問嫌いで武術を好み、(父の)導に大事にされなかった。中軍將軍に至った。多才で、隸書が得意であり、濟陽の江彪とともに囲碁の名手として知られた。

③ 『王氏譜』にいう。

(王)導は彭城の曹韶の娘を娶り、娘の名は淑であった。

(1) 中興書曰

「中興書」は、本篇第24条の注(3)を参照。

所引の文章に類似した一節は、『晉書』卷六十五王導伝に「導六子、悅・恬・洽・協・劭・薈。悅、字長豫。(中略)悅少侍講東宮、歷吳王友・中書侍郎、先導卒」とある。

王悅については、『世說新語』排調篇第16条に「王長豫幼便和令。丞相愛恣甚篤。每共圍棊、丞相欲舉行、長豫按指不聽。丞相笑曰『詎得爾。相與似有瓜葛』」、『北堂書鈔』卷五十八所引「晉中興書」に「王悅、字長預。弱冠、每侍講東宮、以清和著稱。除散騎侍郎」とある。

(2) 文字志曰

「文字志」は、『隋書』経籍志に著録がない。

所引の文章に類似した一節は、『晉書』卷六十五王導伝に「導六子、悅・恬(中略)。恬、字敬豫。少好武、不爲公門所重。導見悅輒喜、見恬便有怒色。(中略)多技藝、善弈棋、爲中興第一。(中略)卒、贈中軍將軍」とある。

また、『世說新語』惑溺篇第7条に「王丞相有幸妾、姓雷。頗預政事納貨。蔡公謂之雷尚書」とあり、その劉孝标注引「語林」に、妾の雷氏が王恬を生んだと伝える。「語林曰、雷有寵、生洽・恬」。王恬については、同賞譽篇第106条に「簡文目敬豫爲朗豫」、同簡傲篇第12条劉注に「王恬、小字螭虎」、同方正篇第42条劉注所引「范汪某品」に「(江)彪與王恬等、某第一品。導、第五品」とある。ただし、王恬が「隸書」に巧みであったとの記述は見当たらない。楊勇氏は張懷瓘『書斷』を引用している。「能品一百七人 隸書二十三人 衛恒、(中略)王褒、王恬、(後略)」(『法書要錄』卷八)。

(3) 卓犖不羈

きわめて奔放で物事にとらわれないこと。

「卓犖」は、『後漢書』列伝卷三十下班彪伝下所収の班固「典引」に「若乃嘉穀靈草、奇獸神禽、應圖合譯、窮祥極瑞者、朝夕壆牧、日月邦畿、卓犖乎方州、羨溢乎要荒」とあり、李賢注に「卓犖、殊絕也」とある。「典引」は『文選』卷四十八にも収められているが、「卓犖」に李善注は施されていない。『世說新語』では賞譽篇第36条に「謝幼輿曰『友人王眉子清通簡暢、嵇延祖弘雅劭長、董仲道卓犖有致度』」とある。劉孝标注には5例あり、そのうちの4例までが「卓犖不羈」と用いられている。

「不羈」については、本篇第15条の注(3)を参照。

(4) 濟陽江彪

4字目の「彪」は「彪」の誤りと判断される。『世說新語』方正篇第42条劉注所引「徐廣晉紀」や「范汪某品」に、「善奕」の「江彪」が登場しているからである。前者には「江彪、字思玄、陳留人。博學知名。兼善奕、爲中興之冠。累遷尚書左僕射・護軍將軍」とある。「范汪某品」については前々注参照。四部叢刊本の本条は「濟陽江彪」に作る。

本貫について、本条が「濟陽」、方正篇第42条劉注が「陳留」と記すのは、県名と、その県を所轄に収める国名の相違である。「陳留國濟陽縣」であることは同じ。『晉書』卷十四地理志上「兗州」に「陳留國、漢置、統縣十、戶三萬。魏武帝封。(中略)濟陽(後略)」とある。

「江彪」は、『晉書』卷五十六江統伝に「江統、字應元、陳留圉人也。(中略)二子、彪・惇。彪、字思玄」とある。『北堂書鈔』卷六十所引「裴松之晉紀」には「江彪、字思玄、三爲選官、少有私薦、素稱之也」と、本条に同じく「江彪」に作る。

(5) 王氏譜曰

「王氏譜」は、『隋書』経籍志に著録がない。

所引の文章に類似した一節は、『晉書』卷六十五王導伝に「是歲、妻曹氏卒。贈金章紫綬」とあるのみで、「曹氏」の名やその父については未詳。「曹氏」の逸話は、『世說新語』軽詆篇第6条劉注所引「妬記」に記されている。

〈本文〉

30. 桓常侍聞人道深公者、輒曰「此公既有宿名、加先達知稱。又與先人至交、不宜說之

①。

〈劉注〉

① 桓彝別傳曰(1)、

彝、字茂倫、譙國龍亢人。漢五更(2)桓榮十世孫也。父顥有高名、彝少孤。識鑒明朗、避亂渡江、累遷散騎(3)。

僧法深(4)、不知其俗姓、蓋衣冠之胤也。道微高扇(5)、譽播山東、爲中州劉公弟子。值永嘉亂、投迹揚土、居止京邑。內持法綱、外允具瞻(6)、弘道之法師也(7)。以業滋清淨、而不耐風塵、考室剗縣東二百里嶠山中(8)。同遊(9)十餘人、高栖浩然(10)。支道林宗其風範(11)、與高麗道人(12)書、稱其德行。年七十有九、終於山中也。

〈劉注の訳注〉

① 『桓彝別傳』にいう。

(桓)彝は、字が茂倫で、譙國龍亢の人である。漢の五更であった桓榮の十代目の子孫である。父の顥は高名であったが、彝は若くして父を亡くした。(だが)人を見抜く洞察力にすぐれており、戦乱を避けて長江を渡り、出世を重ねて散騎常侍に進んだ。僧の法深は、俗姓が分からぬが、おそらく朝廷に仕える貴族の子孫であろう。道の体得者として評判高く、名声が山東に広まり、中州の劉公の弟子となつた。永嘉の乱に遭遇し、

揚州の地におもむき、みやこに落ち着いた。内には仏法を守り、外には人々の注目を集め、道を広める法師であった。おこないはいよいよ清らかであり、俗事に耐えられなかつたので、剡県の東二百里の嶠山中に住まいを構えた。十数人と交遊し、気高くゆつたりと住みなした。支道林はその風格を手本とし、高麗道人に寄せた手紙で、法深の徳行をたたえた。七十九歳で、山中に没した。

(1) 桓彝別傳曰

「桓彝別傳」は、『隋書』経籍志に著録がない。

所引の文章に類似した一節は、『晉書』卷七十四桓彝伝に「桓彝、字茂倫、譙國龍亢人。漢五更榮之九世孫也。父顥、官至郎中。彝少孤貧、(中略)有人倫識鑒、拔才取士、或出於无聞、或得之孩抱。時人方之許・郭。(中略)明帝將伐王敦、拜彝散騎常侍、引參密謀」とある。

また、『三國志』卷六十四呉書孫綽伝の裴松之注所引「漢晉春秋」に「彝、魏尚書令階之弟」、『北堂書鈔』卷六十所引「臧榮緒晉書」に「桓彝、字茂倫。轉尚書吏部郎、蒞官稱職、名顯朝廷」、『藝文類聚』卷六所引「晉中興書」に「桓彝、少孤家貧、而性度高豁」、『太平御覽』卷六十七所引「桓彝別傳」に「彝、字茂倫。明帝世、彝與當時英彥名德、庾亮・溫嶠・羊曼等、共集青谿池上。郭璞預焉、乃援筆屬詩、以白四賢并自序」とある。

劉注所引「桓彝別傳」と現行『晉書』では、桓彝の名、桓榮から桓彝までの代数が異なっている。

(2) 漢五更

「五更」は「三老・五更」の後者で、漢代に老齢の官僚に与えられた名誉職的な官名。『禮記』文王世子篇に「天子、(中略)適東序、釋奠於先老。遂設三老五更、羣老之席位焉」とあり、鄭玄注に「三老・五更、各一人也。皆年老更事致仕者也。天子以父兄養之、示天下之孝悌也」と説明されている。『漢書』卷二十二礼樂志にも「顯宗即位、躬行其禮、宗祀光武皇帝于明堂、養三老五更於辟廡、威儀既美矣」とあり、顏師古注の引く李奇の説に「王者父事三老、兄事五更。詩云『三壽作朋』、鄧展の説に「漢直以一公爲三老、用大夫爲五更」とある。

『後漢書』卷二顯宗孝明帝紀に収められる永平二年冬十月壬子の詔には、以下のように「五更桓榮」が登場し、顯宗に「尚書」を講じたとされる。「三老李躬、年耆學明。五更桓榮、授朕尚書。詩曰『無德不報、無言不酬』。其賜榮爵關內侯、食邑五千戶。三老五更皆以二千石祿養終厥身」。李賢注引「漢官儀」には、「三老五更、皆取有首妻男女全具者」、おなじく「續漢志」には、「養三老五更、先吉日、司徒上太傅若講師故三公人

名、用其德行年耆高者。三公一人爲三老、次卿一人爲五更。皆服綈綺大袍單衣、阜緣領袖中衣、冠進賢、扶王杖。五更亦如之、不杖。皆齊于太學講堂。其日乘輿、先到辟雍禮殿、坐于東廂、遣使者安車迎三老五更、天子迎于門屏、交拜、導自阼階。三老自賓階升、東面。三公設几杖。九卿正履。天子親袒割俎、執醬而饋、執爵而酳。五更南面、三公進供、禮亦如之。明日皆詣闕謝、以其於己禮太隆也」とある。

『世說新語』では、言語篇第55条劉注所引「桓溫別傳」にも「(桓)溫、字元子、譙國龍亢人。漢五更桓榮後也。父彝有識鑒」とある。

(3) 散騎

散騎常侍のことか。四部叢刊本には「散騎常侍」を作る。前々注所引『晉書』桓彝伝からもそう判断される。

(4) 僧法深

梁の慧皎『高僧傳』卷四義解一に「竺潛、字法深。姓王、瑯琊人。晉丞相武昌郡公(王)敦之弟也。年十八出家、事中州劉元真爲師。(中略)晉永嘉初、避亂過江。(中略)建武太寧中、潛恒著屐至殿内。(中略)(支)遁(=支道林)後與高麗道人書云『上座竺法深、中州劉公之弟子。體德貞峙、道俗綸綸。往在京邑、維持法網。內外具瞻、弘道之匠也』。頃以道業靖濟、不耐塵俗、考室山澤、修德就閑。今在剡縣之仰山。率合同遊、論道說義、高栖皓然、遐邇有詠。以晉寧康二年卒於山館。春秋八十有九」とある。享年を、劉孝標注は「七十有九」、『高僧傳』は「八十有九」とする。中華書局一九九二年版『高僧傳』の湯用彤氏校注は、『高僧傳』を正しいとする。「計永嘉初至寧康二年已有六十七年、本傳或不誤」。

(5) 道徽高扇

「道徽」は、道にもとづく素晴らしい、「高扇」は高い評判となること。ただし、「道徽」「高扇」は現存する同時期までの主要文献には見当たらない。

(6) 外允具瞻

「具瞻」は、皆の注目の的となること。『詩經』小雅「節南山」に「赫赫師尹、民具爾瞻」とあり、その毛傳に「師、大師、周之三公也。尹、尹氏、爲大師。具、俱。瞻、視」とあり、鄭玄箋に「箋云、此言『尹氏、女居三公之位。天下之民、俱視女之所爲』」とある。なお、『三國志』卷十四魏書蔣濟伝所収の蔣濟の上疏文にも「臣備宰司、民所具瞻」、同卷二十四魏書高柔伝所収の高柔の上疏文にも「今公輔之臣、皆國之棟梁、民所具瞻」とある。

(7) 弘道之法師也

「弘道」は、『論語』衛靈公篇の「子曰、人能弘道、非道弘人」を踏まえていよう。

「法師」は、『世説新語』本文に5例、注文に18例あり、竺法深、支遁、道安、竺法汰、慧遠、道標など、すべて仏教の僧侶を指している。

(8) 考室

「考室」は、住まいを構えること。『詩經』小雅「斯干」序に「斯干、宣王考室也」、毛伝に「考、成也」、「宣王於是築宮廟羣寢、既成而鬻之、歌斯干之詩」とある。「剡縣」は、当時の揚州会稽郡に属す。今の浙江省嵊県付近。『晉書』卷十五地理志下に「揚州。(中略)會稽郡。秦置。統縣十、戶三萬。(中略)始寧、剡、永興、諸暨」とある。『世説新語』言語篇第76条には「支公好鶴、住剡東嶼山」と、支遁の住まいを「剡」の「東」の「嶼山」とし、その劉注所引「支公書」に「山去會稽二百里」とある。

(9) 同遊

交遊すること、あるいは交遊する人。『世説新語』本文では、傷逝篇第1条の「王仲宣(=王粲)好驢鳴。既葬。文帝臨其喪、顧語同遊曰『王好驢鳴、可各作一聲以送之』。赴客皆一作驢鳴」など2例、注文では、容止篇第9条劉注所引「八王故事」に、「(潘)岳與(夏侯)湛箸契、故好同遊」、同篇第14条劉注所引「玠別傳」に「驃騎王濟、(衛)玠之舅也。嘗與同遊、語人曰『昨日、吾與外生共坐。若明珠之在側、朗然來照人』」とある。

(10) 高栖浩然

隱遁し、世を超越しておおらかに住みなすこと。

「高栖」または「高棲」は、『宋書』卷四十三傅亮伝所収傅亮「演慎論」に「或振褐高棲、揭竿獨往、或保約違豐、安于卑位」、同卷六十七謝靈運伝所収謝靈運「山居の賦」に「指歲暮而歸休、詠宏微於刊勒。狹三閭之喪江、矜望諸之去國。選自然之神麗、盡高棲之意得」、その自注に「故選神麗之所、以申高棲之意」、また、范曄『後漢書』列伝卷七十三逸民列伝高鳳伝論に、父の范泰の「論」として「古者隱逸、其風尚矣。(中略)或高棲以違行、或疾物以矯情。雖軌迹異區、其去就一也」とある。

「浩然」は、『孟子』公孫丑篇上に「『我善養吾浩然之氣』。敢問『何謂浩然之氣』。曰『難言也。其爲氣也、至大至剛、以直養而無害、則塞于天地之間』、同篇下に「孟子去齊。(中略)曰『(中略)夫出畫而王不予追也。予然後浩然有歸志』」、漢代の趙岐注に「浩然、心浩浩有遠志也」とある。『世説新語』では、賢媛篇第11条の劉注所引「晉陽秋」に「(山)濤雅量恢達、度量弘遠、心存事外、而與時俯仰。嘗與阮籍・嵇康諸人、箸忘言之契。至於羣子屯蹇於世、濤獨保浩然之度」とある。

(11) 宗其風範

「風範」は、規範となる風貌、風格。『世説新語』容止篇第24条に、庾亮が武昌にあ

ったとき、秋夜に佐吏たちと「詠謔」し「甚だ任樂を得」た逸話を記したのちに、「後王逸少（王羲之）下、興丞相（王導）言及此事。丞相曰『元規（庾亮の字）、爾時風範、不得不小頗』。右軍（王羲之）答曰『唯丘壑獨存』」とある。

(12) 高麗道人

「道人」について、徐氏は清・錢大昕『十駕齋養新錄』の説を引く。『十駕齋養新錄』（光緒十四年刊本）卷十九の「道人道士之別」に、六朝において道人とは沙門のことと、「道士」とは区別されているとあり、『南齊書』顧歡伝、『南史』陶貞白伝、同宋宗室伝を引用して論拠とする。『世說新語』においても、言語篇第45条の劉注所引「澄別傳」に「道人佛圖澄、不知何許人」、尤悔篇第17条の劉注所引「周祗隆安記」に「（殷）仲堪、（中略）遣道人竺僧憲齋寶物」とあり、「道人」は仏僧にのみ用いられている。

〈本文〉

3 1. 庾公乘馬有的盧①。或語令賣去②。庾云「賣之、必有買者即復害其主。寧可不安已、而移於他人哉。昔孫叔敖殺兩頭蛇、以爲後人、古之美談③。效之、不亦達乎」。

〈劉注〉

① 晉陽秋曰(1)、

庾亮、字元規、潁川鄢陵人。明穆皇后長兄也。淵雅有德量(2)。時人方之夏侯太初・陳長文之倫。侍從父琛(3)、避地會稽。端拱巍然(4)、郡人嚴憚之、觀接之者、數人而已。累遷征西大將軍・荊州刺史。

伯樂相馬經曰(5)、

馬白額入口至齒者、名曰榆鴈。一名的盧。奴乘客死、主乘棄市。凶馬也。

② 語林曰(6)、

殷浩勸公賣馬。

③ 賈誼新書曰(7)、

孫叔敖爲兒時、出道上、見兩頭蛇。殺而埋之、歸見其母、泣。問其故、對曰、夫見兩頭蛇者、必死。今出見之、故爾。母曰、蛇今安在。對曰、恐後人見、殺而埋之矣。母曰、夫有陰德、必有陽報。爾無憂也。後遂興於楚朝、及長、爲楚令尹。

〈劉注の訳注〉

① 『晉陽秋』にいう。

庾亮は、字が元規で、潁川鄢陵の人である。明穆皇后の長兄であった。深い品格に、徳と度量をそなえていた。当時の人々は彼を夏侯太初（＝夏侯玄）や陳長文（＝陳群）

といった人々になぞらえた。父の琛につき従って、会稽に身を潜ませた。端然として威厳に満ち、郡の人々はおそればかり、実際に会う者は、数人に止まった。出世を重ねて征西大將軍・荊州刺史に進んだ。

『伯樂相馬經』にいう。

馬で額の白さが口に入り歯まで達しているのは、榆鷹といふ。別名が的盧である。召使が乗れば異郷で死に、持ち主が乗れば公開処刑となる。不吉な馬である。

(2) 『語林』にいう。

殷浩が公（庾亮）に馬を売るよう勧めたのである。

(3) 賈誼の『新書』にいう。

孫叔敖が子供の時、道路に出て、二つあたまの蛇を見た。殺して地に埋めたが、家に戻って母を見ると、泣きだした。（母が）わけを尋ねた。答えて言った。「二つあたまの蛇を見た者は、きっと死ぬことになっています。今そこに出て見てしました、だからなのです」。母が言った「蛇は今どこにいますか」。答えて言った「あとの人を見るのが心配なので、殺して埋めてしまいました」。母が言った「人知れぬ善行には、必ず明らかな報いがあるとか。お前は悩みなさるな」。（孫叔敖は）のちにはたして楚の王朝で頭角をあらわし、成長してから、楚の令尹となつた。

(1) 晉陽秋曰

「晉陽秋」については、本篇第14条の注(3)を参照。

所引の文章に類似した一節は、『晉書』卷七十三庾亮伝に「庾亮、字元規、明穆皇后之兄也。(中略)亮美姿容、善談論、性好莊老、風格峻整、動由禮節、閨門之内不肅而成。時人或以爲夏侯太初・陳長文之倫也。年十六、東海王越辟爲掾、不就、隨父在會稽、嶷然自守。時人皆憚其方儼、莫敢造之。(中略)陶侃薨、遷亮都督江・荊・豫・益・梁・雍六州諸軍事、領江・荊・豫三州刺史、進號征西將軍・開府儀同三司・假節。亮固讓開府、乃遷鎮武昌」、同卷三十二后妃伝下には「明穆庾皇后、諱文君、潁川鄆陵人也」とある。

また、『文選』卷三十八所収庾亮「讓中書令表」の李善注引「何法盛晉書」に「亮父琛爲會稽太守、亮少隨父會稽」、「中宗娉亮妹爲皇太子妃」、同注引「王隱晉書」に「明穆皇后庾氏、字文君、琛第二女、生成帝」、同注引「孫盛晉陽秋」に「庾亮、明穆皇后之兄也」、『太平御覽』卷一三八所引「晉中興書」に「明穆皇后庾氏、諱文君、左將軍琛第三女也」、『世說新語』雅量篇第17条に「庾太尉風儀偉長、不輕舉止」とある。

(2) 淵雅有德量

深い品格に、徳と度量をも備えていること。

「淵雅」は、『世說新語』賞譽篇第13条の劉注所引「杜篤新書」に「阮武、字文業、

陳留尉氏人。父諶、侍中。武闢達博通、淵雅之士 とある。

「德量」は、『世説新語』雅量篇第 25 条の劉注所引「續晉陽秋」に「(簡文) 帝 (司馬昱) 性溫深、雅有局鎮。嘗與桓溫・太宰武陵王晞同乘、至板橋。溫密勅令無因鳴角鼓譟。部伍並驚馳、溫佯駭異、晞大震。帝舉止自若、音顏無變。溫每以此稱其德量、故論者謂溫服憚也」、同尤悔篇第 16 条「續晉陽秋」に「桓沖本以將相異宜、才用不同。付己德量不及謝安、故解揚州、以讓安。自謂少經軍鎮、及爲荊州、聞苻堅自出淮・淝、深以根本爲慮。遣其隨身精兵二千人赴京師。時安已遣諸軍、且欲外示門 (「門」字は版本において「間」字の内側が欠けたものと見える) 暇、因令沖軍還。沖大驚曰『謝安乃有廟堂之量、不閑將略。吾量賊必破襄陽、而并力淮淝。今大敵果至、方遊談示暇、遣諸不經事年少、而實寡弱、天下誰知。吾其左衽矣』。俄聞大勲克舉、慚慨而薨」

(3) 侍從父琛

「侍從」はつきしたがうこと。『世説新語』では、規箴篇第 12 条の劉注所引「晉陽秋」に見える。「(謝) 鯤爲豫章太守、王敦將肆逆、以鯤有時望、逼與俱行。既克京邑、將旋武昌。鯤曰『不就朝覲、鯤懼天下私議也』。敦曰『君能保無變乎』。對曰『鯤近日入覲、主上側席、遲得見公、宮省穆然、必無不虞之慮。公若入朝、鯤請侍從』。敦曰『正復殺君等數百、何損於時』。遂不朝而去」。右は、謝鯤が王敦という上司に「侍從」せんとした例であるが、『宋書』と『晉書』には、子が親に「侍從」したという表現が見える。『宋書』卷六十二張敷伝に「(張敷) 永初初、遷祕書郎。(中略)父邵爲湘州、去官侍從。太祖版爲西中郎參軍」、『晉書』卷三十三何曾伝に「(何) 曾以老年、屢乞遜位。詔曰『(中略)。後每召見、敕以常所飲食服物自隨、令二子侍從』」。

(4) 端拱巍然

端然として礼儀正しく、人を寄せ付けない威厳があること。

「端拱」は、『莊子』外篇山木篇に「孔子窮於陳蔡之間、七日不火食。左據槁木、右擊槁枝、而歌森氏之風。有其具而無其數、有其聲而無宮角、木聲與人聲、犁然有當於人之心。顏回端拱還目而窺之」とある。

「巍然」は、『世説新語』言語篇第 30 条の劉注所引「晉陽秋」に「(周) 頽有風流才氣、少知名。正體巍然、儕輩不敢媿也。(後略)」、同賞譽篇第 56 条に「世目周侯、巍如斷山」の劉注所引「晉陽秋」に「(周) 頽正情巍然、雖一時儕類、皆無敢媿近」、同品藻篇第 14 条の劉注所引「鄧粲晉紀」に「伯仁 (=周顥)、清正巍然、以德望稱之」、同篇第 16 条劉注所引「虞預晉書」に「(和) 嶠厚自封植、巍然不群」とある。

(5) 伯樂相馬經曰

「伯樂相馬經」については、『隋書』経籍志子部五行類に「相馬經一卷 梁有伯樂相

馬經・闕中銅馬法・周穆王八馬圖・(中略)各二卷、劉潛泉圖記三卷。亡」とある。

楊勇氏は、唐鴻學『世説新語批注』を引用して「齊民要術十引作『白從額上入口、名曰俞膺、一名的顱』云大兜馬也」と記す。ただし、四部叢刊本『齊民要術』(後魏の賈思勰の撰。明抄本の影印本)では、卷六の「養牛馬驥駒第五十六」に次のようにある。

「相馬、從頭始。(中略)白從額上入口、名俞膺。一名的顱。奴乘、客死。主乘、棄市。大兜馬也」。

(6) 語林曰

「語林」は、『隋書』経籍志子部小説家類に「燕丹子一卷 丹、燕王喜太子。(中略)語林十卷、東晉處士裴啓撰。亡」とある。「裴啓」については、不詳。『世説新語』には「裴氏」の「語林」に対する評価に関わる逸事が二件収められている。一件目は、文学篇第90条に「裴郎作『語林』。始出、大爲遠近所傳。時流年少、無不傳寫、各有一通。載王東亭作『經王公酒壚下賦』、甚有才情」と褒美に近い記述がある。これとは逆に軽詆篇第24条には、次のようにある。「庾道季(庾龢)詫謝公(謝安)曰『裴郎云「謝安謂裴郎乃可不惡、何得爲復飲酒」。裴郎又云「謝安目支道林、如九方皋之相馬、略其玄黃、取其雋逸」』。謝公云『都無此二語。裴自爲此辭耳』。庾意甚不以爲好、因陳『東亭經酒壚下賦』。(謝安)讀畢、都不下賞裁。直云『君乃復作裴氏學』。於此『語林』遂廢。今時有者、皆是先寫、無復謝語」。

所引の文章に類似した一節は、『晉書』卷七十三庾亮伝に「初、亮所乘馬有的顱。殷浩以爲不利於主、勸亮賣之」とある。

(7) 賈誼新書曰

「賈誼新書」は、『隋書』経籍志子部儒家類に「賈子十卷 錄一卷 漢梁太傅賈誼撰」、『漢書』芸文志儒家者流に「賈誼五十八篇」とあり、これを指すと考えられる。「賈誼」については、『史記』卷八十四屈原賈生列伝に「賈生、名誼、雒陽人也(後略)」、および『漢書』卷四十八にも本伝がある。

所引の文章に類似した一節は、賈誼より以前の文献に見当たらない。四部叢刊本『新書』卷六「春秋」には、以下のようにある。「孫叔敖之爲嬰兒也、出遊而還、憂而不食。其母問其故。泣而對曰『今日吾見兩頭蛇、恐去死無日矣』。其母曰『今蛇安在』。曰『吾聞、見兩頭蛇者、死。吾恐他人又見。吾已理之也』。其母曰『無憂、汝不死。吾聞之、有陰德者、天報以福。人聞之、皆諭其能仁也』。及爲令尹、未治而國人信之」。

〈本文〉

32. 阮光祿在剡、曾有好車、借者無不皆給。有人葬母。意欲借而不敢言。阮後聞之、嘆

曰「吾有車、而使人不敢借。何以車爲」。遂焚之①。

〈劉注〉

① 阮光祿別傳曰(1)、

裕、字思曠、陳留尉氏人。祖略、齊國內史。父顗、汝南太守。裕淹通有理識(2)。累遷侍中、以疾築室會稽剡山。徵金紫光祿大夫、不就、季(3)六十一卒。

〈劉注の訳注〉

① 『阮光祿別傳』にいう。

(阮) 裕は、字が思曠で、陳留尉氏の人である。祖父の略は、斉国の内史、父の顗は、汝南の太守であった。裕は深く広く物事に通じ、論理的であった。出世を重ねて侍中に進んだが、病気のため会稽の剡山に住まいを築いた。金紫光祿大夫として召されたが、就任せず、六十一歳で没した。

(1) 阮光祿別傳曰

「阮光祿別傳」は、『隋書』経籍志に著録がない。

所引の文章に類似した一節は、『晉書』卷四十九阮籍伝に「阮籍、字嗣宗、陳留尉氏人也。(中略)放、字思度。祖略、齊郡太守。父顗、淮南内史。(中略)裕、字思曠。宏遠不及放、而以德業知名。(中略)司空郗鑒請爲長史、詔徵祕書監、皆以疾辭。復除東陽太守、尋徵侍中、不就。還剡山、有肥遁之志。(中略)裕雖不博學、論難甚精。嘗問謝萬云『未見四本論、君試爲言之』。萬叙說既畢、裕以傅嘏爲長、於是構辭數百言、精義入微、聞者皆嗟味之。(中略)俄而復以爲金紫光祿大夫、領琅邪王師。經年敦逼、並无所就。(中略)年六十二卒」とある。中に記される、「四本論」の議論が精密であったという逸話が、所引の「淹通有理識」に当たると推測される。

また、『世說新語』棲逸篇第6条に「阮光祿在東山、蕭然無事、常內足於懷。有人以問王右軍、右軍曰『此君近不驚寵辱、雖古之沈冥、何以過此』」とある。

劉注所引「阮光祿別傳」に、祖父が「齊國內史」、父が「汝南太守」とある。現行『晉書』には、それぞれ「齊郡太守」、「淮南内史」に作る。『晉書』卷十五地理志下の「青州」の条に「齊國、秦置郡、漢以爲國」とあり、同書卷十四地理志上の「豫州」の条に「汝南郡、漢置」とある。これらに拠るかぎり、劉注所引「阮光祿別傳」の「齊國內史」、「汝南太守」が正しいことになる。徐氏は以下のように、『晉書』武帝紀を引いて劉注を「正」としつつも、「本書」と「晉書」は「太守」と「内史」とを厳密に区別していない、と指摘している。「武帝紀『太康十年改諸王國相爲内史』、據此、自當以此注爲正、然本書及晉書於太守・内史、往往不甚分別」。

(2) 淹通有理識

思考が深く広く、論理的であること。

「淹通」は、『世説新語』品藻篇第 51 条に「世目殷中軍（殷浩）『思緯淹通、比羊叔子（羊祜）』」、同政事篇第 17 条の劉孝標注引「晉陽秋」に「何充、字次道、廬江人。思韻淹通、有文義才情」、同賞善篇第 73 条劉注所引「宋明帝文章志」に「劉惔、字道生、沛國人。識局明濟、有文武才。王濛每稱其思理淹通、蕃屏之高選」とある。

「理識」は、『三國志』卷十六魏書鄭渾伝の裴松之注に「晉諸公贊曰、（中略）默子球、清直有理識、尚書右僕射、領選」、『世説新語』言語篇第 25 条の劉注所引「虞預晉書」に「樂廣、（中略）清夷冲曠、加有理識」とある。また同文学篇第 9 条の劉注所引「傅子」では、「（傅）嘏、既達治好正、而有清理識要、如論才性、原本精微、鮮能及之」と、「理識」が「清理識要」と敷衍されている。

(3) 季

龔斌『世説新語校釋』（上海古籍出版社 2011 年）は「季」字の誤りとする。「按、季當是季（年）之誤」。「季」字は「年」の本字。

〈本文〉

3 3. 謝奕作刻令①。有一老翁犯法。謝以醇酒罰之。乃至過醉、而猶未已。太傅時年七八歲、著青布綺、在兄膝邊坐。諫曰「阿兄、老翁可念。何可作此」。奕於是改容曰「阿奴欲放去邪」遂遣之。

〈劉注〉

① 中興書曰(1)、

謝奕、字無奕、陳郡陽夏人。祖衡、太子少傅、父裒、吏部尚書。奕少有器鑒、辟太尉掾・刻令、累遷豫州刺史。

〈劉注の訳注〉

① 『中興書』にいう。

謝奕は、字が無奕であり、陳郡陽夏の人である。祖父の衡は、太子少傅、父の裒は、吏部尚書であった。奕は若いころから人柄を見抜く洞察力があり、召されて太尉の掾や刻令となり、出世を重ねて豫州刺史に進んだ。

(1) 中興書曰

「中興書」は、本篇第 24 条の注を参照。

所引の文章に類似した一節は、『晉書』卷七十九謝安伝に「奕、字無奕。少有名譽。

初爲刻令。(中略)乃遷都督豫司冀并四州軍事・安西將軍・豫州刺史・假節。未幾、卒官」とある。『世說新語』簡傲篇第 8 条劉注所引「中興書」には、謝奕が吏部郎・晉陵太守にも任官したことが記されている。「奕自吏部郎、出爲晉陵太守」。

また、『晉書』卷七十九謝尚伝に「謝尚、字仁祖、豫章太守鯤之子也」、同卷謝安伝に「謝安、字安石、尚從弟也。父裒、太常卿」、同卷四十九謝鯤伝に「謝鯤、字幼輿、陳國陽夏人也。祖纘、典農中郎將。父衡、以儒素顯、仕至國子祭酒」とあるのに拠れば、謝奕・謝安兄弟の父が謝裒であり、謝尚の父が謝鯤、祖父が謝衡である。さらに「謝安…尚從弟也」とあるから、謝尚と謝奕・謝安兄弟は同世代であり、そのすぐ上の世代が謝鯤と謝裒、両者の父が謝衡ということになる。こうした親族関係は、劉孝標注引の「中興書」に一致する。

ただ、謝衡と謝裒の官職を、劉注所引「中興書」が「太子少傅」、「吏部尚書」、現行『晉書』が「國子祭酒」、「太常卿」と記していて、同一ではない。『世說新語』方正篇第 25 条の劉注所引「永嘉流人名」には「裒、字幼儒、陳郡人。父衡、博士。裒、歷侍中・吏部尚書・吳國內史」とある。謝裒の官職の「吏部尚書」が劉注所引「中興書」に一致している。

〈本文〉

3 4. 謝太傅絕重褚公、常稱「褚季野雖不言、而四時之氣亦備①」

〈劉注〉

① 文字志曰(1)、

謝安、字安石、奕弟也。世有學行(2)。安弘粹通遠(3)、溫雅融暢(4)。桓彝見其四歲時、稱之曰、此兒風神秀徹、當繼蹤王東海。善行書。累遷太保・錄尚書事、贈太傅。

晉陽秋曰(5)、

褚裒、字季野、河南陽翟人。祖䂮、安東將軍。父洽、武昌太守。裒少有簡貴之風(6)、沖默之稱(7)。累遷江兗二州刺史。贈侍中・太傅。

〈劉注の訳注〉

① 『文字志』にいう。

謝安は、字が安石で、奕の弟である。(謝家は) 代々学問と徳行があった。安は器が大きく筋が通っており、寛大でのびやかな人柄であった。桓彝はその四歳の時を見て、褒めたたえて言った。「この子は風格が水際立っている。王東海 (=王承) の風格を受け継ぐことになろう」。(安は) 行書が得意であった。出世を重ねて太保・錄尚書

事に進み、死後に太傅の位を贈られた。

『晉陽秋』にいう。

褚裒は、字が季野で、河南陽翟の人である。祖父の䂮は、安東將軍、父の洽は、武昌の太守であった。裒は若いころから瀟洒で貴族的な風格を持ち、恬淡として落ち着いていると評判だった。出世を重ねて江と亮の二州の刺史に進んだ。死後に侍中・太傅の位を贈られた。

(1) 文字志曰

「文字志」は、本篇第 29 条に既出しており、『隋書』經籍志に著録がない。

所引の文章に類似した一節は、『晉書』卷七十九謝安伝に「謝安、字安石、(中略)安年四歳時、譙郡桓彝見而歎曰『此兒風神秀徹。後當不減王東海』。及揔角、神識沈敏、風宇條暢、善行書。(中略)進安中書監、驃騎將軍・錄尚書事、固讓軍號。(中略)(謝)玄等既破(荷)堅、(中略)以揔統功、進拜太保。(中略)尋薨、時年六十六。帝三日臨于朝堂、賜東園祕器・朝服一具・衣一襲・錢百萬・布千匹・蠟五百斤、贈太傅」とある。

また、『世說新語』文学篇第 55 条劉孝標注引「文字志」に「安、神情秀悟、善談玄遠、同賞譽篇第 148 条劉注所引「續晉陽秋」に「安、弘雅有器、風神調暢也」、『太平御覽』卷三八四所引「晉中興書」に「謝安、字安石。年四歲、桓彝見而歎曰『此兒、風神秀徹、後當不減王東海』。揔角神識深敏、氣宇條暢。丞相王導知之、由是著名」、『太平廣記』卷二〇七所引「書斷」に「謝安、字安石。學正於右軍。右軍云『卿是解書者、然知解書爲難』。安石尤善行書、亦猶衛洗馬。風流名士、海內所瞻。王僧虔云『謝安入能書品錄也』。安石隸行草、并入妙。兄尚、字仁祖、萬石、並工書」とある。

(2) 世有學行

「學行」は、学問と徳行。『漢書』卷八十七下揚雄伝下に、揚雄の著作である『法言』の冒頭の篇名として挙げられている。「象論語、號曰法言。法言文多不著、獨著其目。天降生民、倥偬顓蒙、恣于情性、聰明不開、訓諸理。譏學行第一」。また、『史記』卷一二六滑稽列伝所収の東方朔「答客難」には「此士之所以日夜孜孜、修學行道、不敢止也」と、「學行」が「修學行道」と敷衍されている。この一節は、『文選』卷四十五所収「答客難」では「此士所以日夜孳孳、脩學敏行、而不敢怠也」に作る。「學行」は、『後漢書』や『三國志』には、人物評価の語として多出する。『世說新語』では、賢媛篇第 9 条の劉孝標注引「魏志」に「(王)廣有志尚學行、(王)陵誅、并死」とある。

(3) 弘粹通遠

純粹で器が大きく筋が通っていること。

「弘粹」は、『晉書』卷四十一魏舒伝所収の詔に「乃下詔曰『司徒劇陽子舒、體道弘

粹、思量經遠、忠肅居正、在公盡規（後略）』とある。『太平御覽』卷六三一所引「傳暢晉諸公讚序」には「（魏）舒、雖體度弘雅、而才鈍無所創設」とある。

「通遠」は、『後漢書』律曆志中に、「太史令虞恭・治曆宗訴等」の「議」として「日法者、日之所行分也。日垂令明、行有常節、日法所該、通遠無已。損益毫釐、差以千里」、『三國志』卷九夏侯尚伝附夏侯玄伝の裴松之注に「魏氏春秋曰、（中略）玄嘗著樂毅・張良及本無肉刑論、辭旨通遠、咸傳於世」とある。

(4) 溫雅融暢

寛大で上品で、のびやかであること。

「温雅」は、『漢書』卷九元帝紀贊に「而上奉制文義、優游不斷、孝宣之業衰焉。然寛弘盡下、出於恭儉、號令温雅、有古之風烈」とある。同卷七十一薛廣德伝には「廣德爲人温雅有醞藉」とあり、その顏師古注引服虔注に「服虔曰、寛博有餘也」と解説されている。『世說新語』では、文学篇第71条に「夏侯湛作周詩成、示潘安仁。安仁曰『此非徒温雅、乃別見孝悌之性』」、政事篇第5条の劉孝標注引「文土傳」に「（潘）尼少有清才、文詞温雅」、品藻篇第6条の劉注所引「晉諸公贊」に「（荀）顥、（中略）蹈禮立德、思義温雅」とある。「融暢」の古い用例は、見出しがたかった。

(5) 晉陽秋曰

「晋陽秋」は、本篇第14条の注(3)を参照。

所引の文章に類似した一節は、『晉書』卷九十三外戚伝褚裒伝に「褚裒、字季野、康獻皇后父也。祖䂮、有局量、（中略）官至安東將軍。父洽、武昌太守。裒少有簡貴之風、（中略）譙國桓彝見而目之曰『季野有皮裏春秋』。言其外无臧否、而內有所褒貶也。（中略）以后父、苦求外出、除建威將軍・江州刺史。（中略）於是改授都督徐克青揚州之晉陵吳國諸軍事・衛將軍・徐克二州刺史・假節、鎮京口。（中略）永和五年卒、年四十七、遠近嗟悼、吏士哀慕之。贈侍中・太傅」、同卷三十二后妃伝下康獻褚皇后伝に「康獻褚皇后、諱蒜子、河南陽翟人也。父裒、見外戚傳」とある。『世說新語』賞譽篇第66条劉注所引「晋陽秋」には「裒、簡穆有器識、故爲彝所目也」とある。

(6) 簡貴之風

潇洒で貴族的なさま。

「簡貴」は、『三國志』卷十魏書荀彧伝の裴松之注に「何劭爲粲傳曰、（中略）粲簡貴、不能與常人交接、所交皆一時俊傑。至葬夕、赴者裁十餘人、皆同時知名士也」とある。

『世說新語』では、品藻篇第23条に「王丞相（王導）辟王藍田（王述）爲掾、庾公（庾亮）問丞相『藍田何似』。王曰『眞獨簡貴、不減父祖。曠然澹處、故當不如爾』」とあり、劉孝標が注に「王述狷隘故也」と解説している。また傷逝篇第14条に「王子敬（王獻

之) 與羊綏善。綏清淳簡貴、爲中書郎、少亡。王深相痛悼、語東亭(=王珣)云『是國家可惜人』、賞譽篇第62条劉注所引「晉陽秋」に「(王)述、體道清粹、簡貴靜正、怡然自足、不交非類。雖群英紛紛、俊乂交馳、述獨蔑然、曾不莫羨。由是名譽久蘊」、惑溺篇第2条劉注所引「(荀)粲別傳」に「(前略)粲簡貴、不與常人交接、所交者、一時俊傑。(後略)」

(7) 沖默之稱

恬淡として落ち着いているという定評。

「沖」は、『老子』第四十五章に「大盈若冲、其用不窮」、「沖默」は、陶淵明「晉故征西大將軍長史孟府君傳」に、外祖父の孟嘉のことを次のように記すくだりに見える。
「沖默有遠量、弱冠、儔類咸敬之」(袁行霈『陶淵明集箋注』卷六 中華書局 2003年)。

〈本文〉

35. 劉尹在郡、臨終綿惙。聞閣下祀神鼓舞、正色曰「莫得淫祀」①。外請殺車牛祭神。
真長答曰「丘之禱、久矣。勿復爲煩②」

〈劉注〉

① 劉尹別傳曰(1)、

惔、字真長、沛國蕭人也。漢氏之後。真長有雅裁(2)、雖幕門陋巷、晏如也(3)。歷司徒左長史・侍中・丹陽尹。爲政務鎮靜信誠(4)、風塵不能移也。

② 包氏論語曰(5)、

禱、請也。

孔安國曰

孔子素行、合於神明。故曰、丘之禱、久矣。

〈劉注の訳注〉

① 『劉尹別傳』にいう。

(劉)惔は、字が真長で、沛國蕭の人である。漢王室の子孫であった。真長はみごとな判断力を有し、路地裏のあばらやに住んでも、心安らかであった。司徒左長史・侍中・丹陽尹を歴任した。政務を執れば落ち着いていて誠実で、世俗の名利もそれを変えることはできなかった。

② 包氏の『論語』にいう。

禱とは、請願することである。

孔安国がいう。

孔子の平素の行いは、神明に合致していた。だから「丘（わたし）は久しく祈つてゐる」と言ったのである。

(1) 劉尹別傳曰

「劉尹別傳」は『隋書』経籍志に著録がない。

所引の文章に類似した一節は、『晉書』卷七十五劉惔伝に「劉惔、字真長、沛國相人也。(中略)家貧、織芒屨以爲養。雖篠門陋巷、晏如也。(中略)以惔雅善言理、簡文帝初作相、與王濛並爲談客、俱蒙上賓禮。時孫盛作易象妙於見形論、(中略)乃命迎惔。盛素敬服惔、及至、便與抗答。辭甚簡至、盛理遂屈。(中略)累遷丹楊尹。爲政清整、門無雜賓。時百姓頗有訟官長者、諸郡往往有相舉正。惔歎曰『夫居下訟上、此弊道也(中略)』。遂寢而不問」とある。『晉書』には、劉注所引「劉尹別傳」にある「司徒左長史・侍中」の官職が、記されていない。

また、『北堂書鈔』卷一三六所引「俗說」(南朝梁の沈約の撰)に「劉真長居丹徒、家至貧、往市賣屨、路經射堂。方回(=郗愔)數出射堂、呼之。答曰『老母朝來未得食、至市貨屨、不得展詣也』」とある。

(2) 有雅裁

みごとな判断力を持っていた、ということ。

「雅裁」は、『世説新語』以前の文献に見当たらない。「裁」は、錯綜する論を判断し、決裁すること。『世説新語』では、言語篇第101条に「謝景重(=謝重)時爲長史、舉板答曰『故宣武公(=桓溫)黜昏暗、登聖明。功超伊(尹)・霍(光)。紛紜之議、裁之聖鑒』、同文学篇第64条に「(僧伽)提婆初至、爲東亭(=王珣)第講阿毗曇。始發講、坐裁半、僧彌便云『都已曉』」など11例、劉孝標注ではこのみ。

(3) 雖篠門陋巷、晏如也

むさくるしい路地の粗末な家にいても、安らいでいた。

「篠門」は、『禮記』儒行篇に「儒有一畝之宮、環堵之室、篠門圭竈、蓬戶甕牖。易衣而出、并日而食」、その鄭玄注に「篠門、荊竹織門也」とあるくだりを踏まえ、「陋巷」は、『論語』雍也篇の「子曰『賢哉、回也。一簞食、一瓢飲、在陋巷。人不堪其憂、回也不改其樂』」を踏まえ、「晏如」は、『漢書』卷八七上揚雄伝上の「家產不過十金、乏無儋石之儲、晏如也」を踏まえていよう。

(4) 爲政務鎮靜信誠

行政に携わっては、沈着冷静で誠実であること。

「政務」については、『世説新語』政事篇第15条の劉注所引「徐廣歷紀」に「(王)導、阿衡三世、經綸夷險、政務寬恕、事從簡易。故垂遺愛之譽也」とある。

(5) 包氏論語曰

「包氏論語」は、『隋書』経籍志に著録がない。沈家本氏の引く『經典釋文』と『後漢書』によれば、前者の序録の「論語」に「後漢包咸（字子長、呉人、大鴻臚）・周氏（不詳何人）、竝爲章句、列于學官」とあり、後者の列伝六十九下儒林伝包咸伝に「包咸、字子良。會稽曲阿人也。(中略)習魯詩・論語。(中略)建武中、入授皇太子論語、又爲其章句。(中略)永平五年、遷大鴻臚」とある。

現行の『論語』述而篇に「子疾病。子路請禱。子曰『有諸』。子路對曰『有之。誅曰、禱爾于上下神祇』。子曰『丘之禱之、久矣』」とあり、その何晏注に「包氏曰、禱、禱請於鬼神也」、「孔安國曰、孔子素行、合於神明、故曰『丘之禱之、久矣』」とある。

〈本文〉

3 6. 謝公夫人教兒、問太傅「那得初不見君教兒」。荅曰「我常自教兒」。①

〈劉注〉

① 謝氏譜曰(1)、

安娶沛國劉耽女。

案(2)太尉劉子真、清潔有志操、行己以禮(3)。而二子不才、並瀆貨致罪。子真坐免官。客曰、子奚不訓道之。子真曰、吾之行事、是其耳目所聞見。而不放效、豈嚴訓所變邪。安石之旨、同子真之意也。

〈劉注の訳注〉

① 『謝氏譜』にいう。

(謝) 安は、沛国の劉耽の娘をめとった。

考察するに、太尉の劉子真（劉寔）は、清廉で志操堅固であり、立ち居ふるまいは礼にかなっていた。だが二人の息子は才能がなく、どちらも汚職で罰せられた。子真は連座して免職となった。彼の客が言った。「あなたはどうして（息子たち）を教え導かないのですか」。子真は言った。「私の行いは、すべてかれらの耳に聞こえ目に見えるもの。それなのにまねることをしないのでは、きびしい教えて（かれらが）変わることなどあるうか」。安石の言っていることは、子真の気持ちと同じである。

(1) 謝氏譜曰

「謝氏譜」は、『隋書』経籍志史部譜系類に「謝氏譜一十卷」とある。撰者は不詳。

所引の文章に類似した一節は、『晉書』卷七十五劉惔伝に「劉惔、字真長、沛國相人也。(中略)父耽、晉陵太守、亦知名」、同卷七十九謝安伝に「安妻、劉惔妹也」。

謝安夫人の劉氏については、『世説新語』排調篇と『太平御覽』卷五二一所引「妬記」に逸話が残っている。前者第27条には「初、謝安在東山居、布衣。時兄弟已有富貴者、集翕家門、傾動人物。劉夫人戲謂安曰『大丈夫不當如此乎』。謝乃捉鼻曰『但恐不免耳』」、後者には「謝太傅劉夫人、不令太傅有別房寵。公既深好聲色、不能全節、遂頗欲立妓妾。兄子及外甥等、微達其旨、乃共諫劉夫人、方便稱關雎螽斯、有妬忌之德。夫人知諷已、乃問誰撰詩。答曰『周公』。夫人曰『周公是男子、乃相爲耳。若使周姥傳、應無此語也』」とある。

(2) 案

劉孝標の案文に類似した一節は、『晉書』卷四十一劉寔傳に「劉寔、字子真、平原高唐人也。(中略)清身絜己、行無瑕玷。(中略)初、寔妻盧氏、生子躋而卒。華氏將以女妻之。寔弟智諫曰『華家類貪、必破門戶』。辭之不得、竟婚華氏而生子夏。寔竟坐夏受賂、免官。(中略)或謂寔曰『君行高一世、而諸子不能遵。何不旦夕切磋、使知過而自改邪』。寔曰『吾之所行、是所聞見、不相祖習、豈復教誨之所得乎』。世以寔言爲當。(中略)(元康)九年、策拜司空、遷太保、轉太傅。(中略)有二子、躋・夏。躋、字景雲、官至散騎常侍。夏以貪汚、棄放於世」とある。

劉孝標の案文には、「二子不才、並瀆貨致罪」とある。しかし上掲の『晉書』では、「或」るひとの発言として「諸子不能遵」とはあるものの、「二子、躋・夏」のうちの「躋」の落ち度や罪は、記されていない。徐氏も次のように言う。「案、晉書劉寔傳、二子躋・夏。躋、官至散騎常侍。夏、以貪汚、放棄于世。寔两次皆以夏罪免官、不言縁二子」。

(3) 行己以禮

「行己」は、立ち居振る舞い。本篇第18条の注(6)を参照。

〈本文〉

3 7. 晉簡文爲撫軍時①、所坐牀上、塵不聽拂。見鼠行跡、視以爲佳。有衆軍見鼠白日行、以手板批殺之。撫軍意色不悅。門下起彈。教曰「鼠被害、尚不能忘懷。今復以鼠損人、無乃不可乎」。

〈劉注〉

① 繢晉陽秋曰(1)、

帝、諱昱、字道萬、中宗少子也。仁明有智度。穆帝幼冲、以撫軍輔政。大司馬桓溫廢海西公而立帝。在位二年而崩。

〈劉注の訳注〉

① 『續晉陽秋』にいう。

帝は、諱が昱で、字が道万であり、中宗（司馬睿）の末息子である。情け深く智慧と度量を有していた。穆帝が幼かったので、撫軍將軍として政治を補佐した。大司馬の桓溫が海西公（司馬奕）を廢位して（司馬昱を）皇帝に立てた。在位二年で没した。

(1) 續晉陽秋曰

「續晉陽秋」は、本篇第6条の注(10)を参照。

所引の文章に類似した一節は、『晉書』卷九簡文帝紀に「簡文皇帝、諱昱、字道萬、元帝（中宗）之少子也。（中略）及長、清虛寡欲、尤善玄言。（中略）永和元年、崇德太后臨朝、進位撫軍大將軍・錄尚書六條事。（中略）穆帝始冠、帝稽首歸政、不許。（中略）及廢帝（海西公）廢、皇太后詔曰『丞相・錄尚書・會稽王體自中宗、明德劭令、（中略）宜從天人之心、以統皇極。主者明依舊典、以時施行』。於是大司馬桓溫率百官、進太極前殿、具乘輿法駕、奉迎帝於會稽邸。（中略）二年、（中略）秋七月、（中略）是日、帝崩于東堂、時年五十三」、同卷八穆帝紀に「穆皇帝、諱聃、字彭子、康帝子也。建元二年、（中略）即皇帝位、時年二歲。大赦、尊皇后爲皇太后。壬寅、皇太后臨朝攝政。（中略）（永和元年）夏四月壬戌、詔會稽王昱錄尚書六條事」とある。

さらに、『世說新語』文学篇第87条劉孝標注引「劉謙之晉紀」には「（謝）安議曰『謹按謚法、一德不懈曰簡、道德博聞曰文。易簡而天下之理得。觀乎人文、化成天下、儀之景行、猶有彷彿。宜尊號曰太宗、謚曰簡文』」、言語篇第59条劉注所引「續晉陽秋」には「帝外厭羣臣、憂憤不得志、在位二年而崩」とある。

〈本文〉

3 8. 范宣、年八歳、後園挑菜、誤傷指、大啼。人問「痛邪」。荅曰「非爲痛。身體髮膚、不敢毀傷、是以啼耳①」。宣潔行廉約、韓豫章遺絹百匹、不受②。減五十匹、復不受。如是減半、遂至一匹、既終不受。韓後與范同載、就車中、裂二丈、與范云「人寧可使婦無裈邪」。范笑而受之。

〈劉注〉

① 宣別傳曰(1)、

宣、字子宣、陳留人。漢萊蕪長范丹後也。年十歳、能誦詩書。兒童時、手傷改容(2)。家人以其年幼、皆異之。徵太學博士・散騎常侍、一無所就。年五十四卒。

② 中興書曰(3)、

宣家至貧、罕交人事。豫章太守殷羨見宣茅茨不完、欲爲改室、宣固辭。羨愛之、以宣貧、加年饑疾疫、厚餉給之(4)、宣又不受。

續晉陽秋曰(5)、

韓伯、字康伯、潁川人。好學、善言理(6)。歷豫章太守・領軍將軍。

〈劉注の訳注〉

① 『(范) 宣別傳』にいう。

(范) 宣は、字が子宣で、陳留の人である。漢の萊蕪長であった范丹の子孫である。十歳で、『詩經』や『書經』をそらんじることができた。子供の時、手に怪我をして顔色を変え居ずまいを正した。家の者たちはまだ幼いのに（孝の本質が分かっている）と、みな珍しく思った。太学博士・散騎常侍として召されたが、どれにも就任しなかった。五十四で没した。

② 『中興書』にいう。

(范) 宣は、家がきわめて貧しく、人づきあいもほとんどなかった。豫章太守の殷羨が、宣の家のかやぶき屋根が壊れているのを見て、建てかえてやろうとしたが、宣は固辞した。羨は彼が気に入り、宣が貧しいうえに、飢饉や疫病まで重なったので、手厚く食糧等を贈ったが、宣はやはり受け取らなかった。

『續晉陽秋』にいう。

韓伯は、字が康伯で、潁川の人である。学問好きで、理を語ることが得意だった。豫章太守・領軍將軍を歴任した。

(1) 宣別傳曰

「宣別傳」あるいは「范宣別傳」は、『隋書』経籍志に著録がない。

所引の文章に類似した一節は、『晉書』卷九十一儒林伝范宣伝に「范宣、字宣子、陳留人也。年十歲、能誦詩書。嘗以刀傷手、捧手改容。人問痛邪、答曰『不足爲痛、但受全之體、而致毀傷、不可處耳』。家人以其年幼而異焉。(中略)詔徵太學博士・散騎郎、並不就。(中略)年五十四卒。著禮易論難、皆行於世」とある。

また、陸德明『經典釋文』序録に「范宣、字宣子、濟陽人。東晉員外郎、不就。禮記音二卷」、『太平御覽』卷四一二所引「晉中興書」に「范宣八歲、後園挑菜、誤傷指、大啼。問『痛邪』。答曰『非爲痛。身體髮膚、不敢毀傷。是以啼也』」とある。劉注所引「宣別傳」にある「漢萊蕪長范丹後也」に相当する記述は見当たらぬ。

劉注所引「宣別傳」および現行『晉書』に記される本貫「陳留」は国名、『經典釋文』の「濟陽」は「陳留」国内の県名である。本篇第29条の注(4)を参照されたい。

指を傷つけた逸話の時期について、劉注所引「宣別傳」と『晉書』は「年十歲」、『世說新語』本文と『太平御覽』所引「中興書」は「八歲」に作る。『晉書斠注』は「與本

傳異」と記すばかりである。

また、「徵」された官位は、劉注所引「宣別傳」が「太學博士・散騎常侍」、『經典釋文』が「東晉員外郎」、『晉書』が「散騎郎」と記す。『晉書』卷二十四職官志に「散騎常侍、本秦官也。(中略)給事中、(中略)在散騎常侍下、給事黃門侍郎上。(中略)散騎侍郎四人、魏初與散騎常侍同置。自魏至晉、散騎常侍・侍郎與侍中・黃門侍郎共平尚書奏事、江左乃罷。(中略)員外散騎侍郎、武帝置、無員」とあり、「散騎常侍」は「給事中」や「給事黃門侍郎」より高位であり、その下僚として「散騎侍郎」や「員外散騎侍郎」を従えている。そうとすれば、無官の范宣が「徵」され「就」かなかった官職は、「散騎常侍」よりも、「散騎侍郎」すなわち「散騎郎」や、「員外散騎侍郎」すなわち「員外郎」のほうがふさわしい。劉注所引「宣別傳」の方に誤りがあるかと推測される。

『晉書斠注』は「范宣本傳、蓋有脫略」と記す。『晉書』に、「散騎常侍」や「太學博士」の語が脱落していると考えているようである。徐氏は、「散騎常侍」は「顯職」であるから、「宣別傳」が誤っているとする。「案、散騎常侍乃顯職。范宣寒素、安能驟膺此職。晉書本傳作散騎郎」。

(2) 手傷改容

手に怪我をして、肅然と居住まいを正すこと。

「改容」については、『莊子』内篇德充符篇に、鄭子產が申徒嘉の正論を聞いて自らの過ちに気付き「改容」した、という逸話がある。「申徒嘉、兀者也、而與鄭子產同師於伯昏無人。子產謂申徒嘉曰『我先出則子止、子先出則我止』。(中略)申徒嘉曰『(中略)今子與我遊於形骸之内、而子索我於形骸之外。不亦過乎』。子產蹙然改容更貌曰『子無乃稱』」。『世說新語』では、德行篇第33条に「謝奕作剡令、有一老翁犯法。謝以醇酒罰之、乃至過醉、而猶未已。太傅(=謝安)時年七・八歳、(中略)諫曰『阿兄、老翁可念、何可作此』。奕於是改容曰『阿奴欲放去邪』。遂遣之」、言語篇第8条に「禰衡被魏武(=曹操)謫爲鼓吏、正月半試鼓。衡揚枹爲漁陽掺撻、淵淵有金石聲。四坐爲之改容。孔融曰『禰衡罪同胥靡、不能發明王之夢』。魏武憇而赦之」、簡傲篇第7条に「高坐道人於丞相坐、恒偃臥其側。見卞令(=卞望之)、肅然改容云『彼是禮法人』」とある。

(3) 中興書曰

「中興書」は、本篇第24条の注(3)を参照。

所引の文章に類似した一節は、『晉書』卷九十一儒林伝范宣伝に「太守殷羨見宣茅茨不完、欲爲改宅。宣固辭之。庾爰之以宣素貧、加年荒疾疫、厚餉給之。宣又不受」とある。劉注所引「中興書」で、范宣に飢饉の年の援助を申し出たのは「殷羨」であるが、『晉書』には「庾爰之」とする。

また「改室」について、楊勇氏は王叔岷氏の、「改室」は『晏氏春秋』内篇雜下にある「更室」と同意であるとの説を紹介している。王氏の『世說新語補正』(芸文印書館、一九七五年)一〇頁に「晏氏春秋内篇雜下：『景公欲更晏子之宅、晏子辭』。中興書之『改室』、猶言『更室』耳」。

(4) 厚餉給之

手厚く食糧等の贈り物をすること。

「餉給」は、『後漢書』列伝卷十六蔡茂伝に「會天下擾亂、茂素與竇融善、因避難歸之。融欲以爲張掖太守、固辭不就。每所餉給、計口取足而已」とあり、また同書列伝卷二十七桓榮伝附桓曄傳の李賢注所引「東觀記」に「礪（＝桓曄）（中略）後東適會稽、住止山陰縣故魯相鍾離意舍。太守王朗餉給糧食・布帛・牛羊、一無所當（「當」を、中華書局の標点本は「留」の訛字とする）」とある。

(5) 續晉陽秋曰

「續晉陽秋」については、本篇第6条の注(10)を参照。

所引の文章に類似した一節は、『晉書』卷七十五韓伯伝に「韓伯、字康伯、潁川長社人也。（中略）及長、清和有思理、留心文藝。（中略）自司徒左西屬轉撫軍掾・中書郎・散騎常侍・豫章太守。（中略）轉丹楊尹・吏部尚書・領軍將軍」とある。『北堂書鈔』卷六十四所引「晉起居注」に、「武帝太始四年詔」として、「尚書韓伯」を「領軍」とし「丹陽尹」に進める旨の文書が収められている。ただしこれは、「孝武帝太元詔」の誤りであるはずだ、と、『晉書斠注』が考証している。

(6) 善言理

「言理」は玄言のことか。本篇第18条の注(4)所引『晉書』卷三十五裴秀伝に「（裴）楷（中略）尤精老・易、（中略）特精理義」とあり、第18条の劉注所引「晉諸公贊」には「（裴）楷特精易義」とある。『晉書』の「特精理義」の「理」は、『易』や『老子』などの玄学を指しているようである。本条劉注所引「續晉陽秋」の「善言理」も、玄学を語ること、すなわち玄言がたぐみであるという意味の可能性がある。

〈本文〉

39. 王子敬病篤。道家上章、應首過。問子敬「由來有何異同得失」。子敬云「不覺有餘事。唯憶與郗家離婚」①。

〈劉注〉

① 王氏譜曰(1)、

獻之娶高平郗曇女、名道茂。後離婚。

獻之別傳曰(2)、

祖父曠、淮南太守。父義之、右將軍。咸寧中、詔尚餘姚公主。遷中書令、卒。

〈劉注の訳注〉

① 『王氏譜』にいう。

(王) 献之は高平の郗曇の娘を娶った。娘の名は道茂である。後に離婚した。

『獻之別傳』にいう。

祖父の曠は、淮南の太守、父の義之は、右將軍であった。咸寧年間に、詔により餘姚公主の婿となった。中書令に進み、没した。

(1) 王氏譜曰

「王氏譜」は、本篇第29条の注(5)にもあるが、『隋書』経籍志に著録がない。

所引の文章に類似した一節は、『晉書』卷八十王義之伝附王獻之伝に「未幾、獻之遇疾。家人爲上章。道家法應首過、問其有何得失。對曰『不覺餘事、惟憶與郗家離婚』。獻之前妻、郗曇女也」、同卷六十七郗鑒伝に「郗鑒、字道微、高平金鄉人。(中略)二子、愔・曇」とあるが、「郗曇女」の名は記されていない。

また、『世說新語』傷逝篇第16条の劉孝標注に「獻之、以泰元十三年卒、年四十五」とあり、『太平御覽』卷六四一所引「語林」に「王子敬疾篤。兄弟勸令首罪。答曰『無所應首。唯遣郗家女、以爲恨』」とある。

余嘉錫氏は、『淳化閣帖』卷九に収められる王獻之の帖が離婚した郗氏に寄せた書簡であろうという、宋代の黃伯思の説を、紹介している。清の徐朝弼『淳化閣帖釋文』(西冷印社 一九一六年)卷九によれば、王獻之の帖は以下の通り。「雖奉對積年、可以爲盡日之歡、常苦不盡觸類之暢。方欲與姊、極當年之足、以之偕老。豈謂乖別至此。諸懷悵塞實深。當復何由日夕見姊耶。俯仰悲咽、實無已已、唯當絕氣耳」。黃伯思『東觀餘論』(津逮秘書本)卷上所収「法帖刊誤」第九「王大令書 上」には、次のようにある。「奉對帖云『方欲與姊、極當年之足、以之偕老。豈謂乖反至此』。當是與郗家帖也。案、子敬病篤、請道士上章法、應首過、子敬曰『不憶餘事、惟省與郗家離婚』。子敬前室、郗曇女也」。

(2) 獻之別傳曰

「獻之別傳」あるいは「王獻之別傳」は、『隋書』経籍志に著録がない。

所引の文章に類似した一節は、『晉書』卷八十王義之伝に「王義之、字逸少、(中略)父曠、淮南太守。(中略)乃以爲右軍將軍、會稽內史。(中略)有七子、(中略)獻之、字子敬。(中略)以選尚新安公主。(中略)尋除建威將軍、吳興太守、徵拜中書令。」とある。

杜佑『通典』（中華書局標点本 1988 年）卷二十一には、「又王獻之爲中書令、啓鄒
琊王爲中書監、表曰」と王獻之が「中書令」だった時の上表文が収められている。また、
『太平御覽』卷一五二所引「晉中興書」には「新安愍公主道福、簡文第三女、徐淑媛所
生、適桓濟、重適王獻之」とある。

王獻之が「尚」したのは、劉注所引「獻之別傳」では「餘姚公主」であり、『太平御
覽』所引「晉中興書」や現行『晉書』では「新安公主」とされる。『晉書』卷三十二后
妃伝下の安僖王皇后伝には「安僖王皇后、諱神愛、琅邪臨沂人也。父獻之、見別傳。母
新安愍公主」とあり、王獻之の妻は「新安愍公主」とされる。『初學記』卷十所引「王
隱晉書」には「安僖皇后王氏、字神受、太常王獻之女、新安公主生、即安帝姑也。孝武
帝、以后少孤无兄弟、故爲安帝納爲太子妃。孝武納采聘太子王氏、百官朱服、會於新安
公主弟（「弟」は「第」の訛字）、祕書監王操之爲主人」、『太平御覽』卷一四九所引「東
宮舊事」には「司徒會稽王道子等啓曰『皇太子、係體宸極、年德並茂。宜簡國媛、緝宣
內教。故中書令太常王獻之・新安公主息女、六行聿修、四德光備、加世載簡正、慶深積
善』。僉曰『宜作配儲宮、正位中饋』。太元二十一年、皇太子納妃琅邪臨沂王氏、時年十
四」とあり、すべて「新安公主」に作る。『晉書斠注』は、「惟餘姚與新安、封號不同。
豈重適之後、亦改封耶」と、公主が王獻之と再婚した後に改封されたのを推測してい
る。

〈本文〉

40. 殷仲堪既爲荊州、值水儉、食常五椀盤、外無餘肴。飯粒脫落盤席間、輒拾以噉之。
雖欲率物、亦緣其性真素。每語子弟云「勿以我受任方州、云我豁平昔時意。今吾處之
不易。貧者、士之常。焉得登枝、而捐其本。爾曹其存之」①。

〈劉注〉

① 晉安帝紀曰(1)、

仲堪、陳郡人、太常融孫也。車騎將軍謝玄請爲長史。孝武說之、俄爲黃門侍郎。自殺
袁悅之後、上深爲晏駕後計(2)。故先出王恭爲北蕃、荊州刺史王忱死、乃中詔(3)用仲堪
代焉。

〈劉注の訳注〉

① 『晉安帝紀』にいう。

(殷) 仲堪は、陳郡の人で、太常であった融の孫である。車騎將軍の謝玄が願って長
史とした。孝武帝（司馬曜）が（仲堪を）気に入り、たちまち黃門侍郎となった。袁

悅を殺したのち、お上は自らの崩御後のことと熟慮した。そのため、まず王恭を地方に出して北の藩屏とし、荊州刺史の王忱が死ぬと、直接の詔を発して仲堪を（王忱の）代わりに（荊州刺史に）任用したのであった。

(1) 晉安帝紀曰

「晉安帝紀」は、『隋書』経籍志に著録がない。葉徳輝氏は、「晉安帝紀」は『晉書』中的一篇であり、隋唐の間に単行していたのであろう、と推測している。「按此、『晉書』中之一篇也。撰人無考。唐虞世南『北堂書鈔』武功部九、引桓元置龍頭角一事。又儀飾部一、引桓元至京都一事。又藝文類聚水部下、引吳隱之飲貪泉一事、均稱晉安帝紀、則其書在隋唐間、猶單行也。今附箸晉書後」（目加田誠訳注『世説新語』下所収の葉徳輝「世説新語注引用書目」に拠る 明治書院 1978年）。

所引の文章に類似した一節は、『晉書』卷八十四殷仲堪伝に「殷仲堪、陳郡人也。祖融、太常・吏部尚書。(中略)冠軍謝玄鎮京口、請爲參軍。除尚書郎、不拜。玄以爲長史、厚任遇之。(中略)孝武帝召爲太子中庶子、甚相親愛。(中略)復領黃門郎、寵任轉隆。(中略)乃授仲堪都督荊益寧三州軍事・振威將軍・荊州刺史・假節、鎮江陵」とある。

「自殺袁悅」にかかわるものとしては、同卷七十五王湛伝附袁悅之伝に「袁悅之、(中略)後甚爲會稽王道子所親愛、每勸道子專覽朝權。道子頗納其說。俄而見誅」、同卷八十四王恭伝に「孝武帝以恭后兄、深相欽重。時陳郡袁悅之以傾巧事會稽王道子。恭言之於帝、遂誅之。(中略)其後帝將擢時望以爲藩屏、乃以恭爲都督兗青冀幽并徐州晉陵諸軍事・平北將軍・兗青二州刺史・假節、鎮京口」、同九孝武帝紀に「(太元十五年)二月辛巳、以中書令王恭、爲都督青兗幽并冀五州諸軍事・前將軍・青兗二州刺史。(中略)(十七年)冬十月丁酉、太白晝見。辛亥、都督荊益寧三州諸軍事・荊州刺史王忱卒。十一月癸酉、以黃門郎殷仲堪、爲都督荊益梁三州諸軍事・荊州刺史」とある。『世説新語』讒諂篇第2条の劉孝標注引「袁氏譜」にも、「悅、字元禮、陳郡陽夏人。父朗、給事中、仕至驃騎咨議。太元中、悅有寵於會稽王、每勸專覽朝權。王頗納其言。王粲（「粲」は「恭」の訛字）聞其說、言於孝武、乃託以他罪、殺悅於市中。既而朋黨同異之聲、播於朝野矣」とある。

殷仲堪が荊州刺史に任せられた折の逸話は、『世説新語』讒諂篇第28条に「王忱死、西鎮未定、朝貴人人有望。時殷仲堪在門下、雖居機要、資名輕小、人情未以方嶽相許。晉孝武欲拔親近腹心、遂以殷爲荊州。事定、詔未出。王珣問殷曰『陝西何故未有處分』。殷曰『已有人』。王歷問公卿。咸云『非』。王自許才地必應在己、復問『非我邪』。殷曰『亦似非』。其夜詔出用殷。王語所親曰『豈有黃門郎而受如此任。仲堪此舉、迺是國之亡徵』とあり、同条劉注所引「晉安帝紀」に「孝武深爲晏駕後計、擢仲堪代王忱爲荊

州。仲堪雖有美譽、議者未以方嶽相許也。既受腹心之任、居上流之重、議者謂其殆矣。終爲桓玄所敗」とある。また、紕漏篇第8条の劉注所引「晉安帝紀」には「王忱死、會稽王欲以（王）國寶代之。孝武中詔用仲堪、乃止」とある。

劉注所引「晉安帝紀」は「車騎將軍謝玄、請爲長史」と記すが、『晉書』卷八十四殷仲堪伝には「冠軍謝玄鎮京口、請爲參軍。除尚書郎、不拜。玄以爲長史」とある。『晉書』卷七十九謝安伝附謝玄伝によれば、謝玄は荷堅との戦いの折、「冠軍將軍」になっているが、「車騎將軍」の方は死後に追贈された官位である。同伝に「卒於官、時年四十六。追贈車騎將軍・開府儀同三司」とある。「晉安帝紀」は、当時の官位ではなく、追贈されたそれを記している。

(2) 晏駕後計

「晏駕」は、皇帝の死。『史記』卷七十九范睢列伝に「王稽謂范睢曰『事有不可知者三、有不奈何者亦三。宮車一日晏駕、是事之不可知者一也』」とあり、裴駟『集解』が應劭と韋昭の説を引いて次のように言う。「應劭曰『天子當晏起早作、如方崩殂、故稱晏駕』。韋昭曰『凡初崩爲晏駕者、臣子之心、猶謂宮車當駕而晚出』」。

『世說新語』識鑒篇第28条への劉注所引「晉安帝紀」に、「孝武深爲晏駕後計、擢仲堪代王忱爲荊州」とある。

(3) 中詔

役所を経ずに、皇帝から直接出されたみことのり。『三國志』卷四魏書三少帝紀に「陳留王諱奐、字景明、武帝孫、燕王字子也。(中略)有司奏、以爲『(中略)燕王章表、可聽如舊式。中詔所施、或存好問、準之義類、則宴覲之族也。(後略)』」とある。また、後世の解説ではあるが、『資治通鑑』(中華書局標点本 一九五六年)卷一二四宋紀の元嘉二十一年八月の項に「先賜中詔敕之曰」とあり、胡三省が「詔自中出、不經門下者、謂之中詔。今之手詔、是也」と注を付している。

『世說新語』紕漏篇第8条への劉注所引「晉安帝紀」に「王忱死。會稽王欲以王國寶代之。孝武中詔用仲堪、乃止」とある。「會稽王」司馬道子らの横槍が入らないように「中詔」の形にしたのであることが、よりはっきりと分かる書き方になっている。

<本文>

4 1. 初桓南郡・楊廣共說殷荊州、宜奪殷覲南蠻、以自樹①。覲亦即曉其旨、嘗因行散、率爾去下舍、便不復還。內外無預知者。意色蕭然、遠同鬪生之無愠。時論以此多之②。

<劉注>

① 桓玄別傳曰(1)、

玄、字敬道、譙國龍亢人。大司馬溫少子也。幼童中、溫甚愛之、臨終、命以爲嗣。年七歲、襲封南郡公。拜太子洗馬・義興太守、不得志、少時去職、歸其國。與荊州刺史殷仲堪素舊、情好甚隆(2)。

周祇隆安記曰(3)、

廣、字德度、弘農人。楊震後也。

晉安帝紀曰(4)、

覬、字伯道、陳郡人。由中書郎、出爲南蠻校尉。覬亦以率易才悟者稱(5)。與從弟仲堪、俱知名。

中興書曰(6)、

初、仲堪欲起兵、密邀覬。覬不同。楊廣與弟佺期勸殺覬、仲堪不許。

② 春秋傳曰(7)、

楚令尹子文、鬪氏也。

論語曰(8)、

令尹子文、三仕爲令尹、無喜色、三已之、無愠色。

<劉注の訳注>

① 『桓玄別傳』にいう。

(桓) 玄は、字が敬道で、譙国龍亢の人である。大司馬であった温の末息子である。幼いころから、温が大変愛し、臨終のときに、後継ぎとするように命じた。(玄は) 七歳で、南郡公の爵位と領地を受け継いだ。太子洗馬・義興太守に任せられたが、不満であったので、まもなく辞職し、領地に帰った。荊州刺史の殷仲堪とは旧友で、大変に仲が良かった。

周祇の『隆安記』にいう。

(楊) 広は、字が徳度で、弘農の人である。(漢の) 楊震の子孫であった。

『晉安帝紀』にいう。

(殷) 覴は、字が伯道で、陳郡の人である。中書郎から、地方に出て南蛮校尉となつた。覬もまた、率直で洞察力があるということで評判が高かった。従弟の仲堪とともに、名が知られていた。

『中興書』にいう。

これより先、(殷) 仲堪は挙兵しようとして、ひそかに (殷) 覴を誘った。覬は同意しなかった。楊廣と弟の (楊) 全期とは覬を殺すよう勧めたが、仲堪は許さなかった。

② 『春秋』の伝にいう。

楚の令尹の子文は、(姓が) 騞氏である。

『論語』にいう。

令尹の子文は、三たび令尹となったが、喜んだ様子もなく、三たび免職されたが、うらむ様子もなかった。

(1) 桓玄別傳曰

「桓玄別傳」は、『隋書』経籍志に著録がない。

所引の文章に類似した一節は、『晉書』卷九十九桓玄伝に「桓玄、字敬道、一名靈寶、大司馬溫之孽子也。(中略)溫甚愛異之、臨終、命以爲嗣、襲爵南郡公。年七歲、溫服終。(中略)年二十三、始拜太子洗馬、時議謂溫有不臣之跡、故折玄兄弟而爲素官。太元末、出補義興太守、鬱鬱不得志。嘗登高望震澤、歎曰『父爲九州伯、兒爲五湖長』。棄官歸國。(中略)玄在荊楚積年、優游無事。荊州刺史殷仲堪甚敬憚之」とある。同卷九十八桓溫伝には「桓溫、字元子、宣城太守彝之子也」、同卷七十四桓彝伝には「桓彝、字茂倫、譙國龍亢人」とあり、桓玄は「譙國龍亢人」と分かる。また、『魏書』卷九十七島夷桓玄伝には「島夷桓玄、字敬道、本譙國龍亢楚也。僭晉大司馬溫之子、溫愛之、臨終命以爲後。年七歲、襲封南郡公。登國五年、爲司馬昌明太子洗馬。玄志氣不倫、欲以雄豪自許。朝議以溫有陵虐之迹、故抑玄兄弟、出爲義興太守、不得志、少時去職」とある。

(2) 情好甚隆

たいへん仲の良いこと。「情好」は友情の意で、『三國志』に卷二十三魏書杜襲伝の「時夏侯尚暱於太子、情好至密」など9例あり、裴松之注にも1例見出される。『三國志』以前の文献には見出しがたい。

『世說新語』には3例ある。政事篇第25条に「王東亭(=王珣) 與張冠軍(=張玄之) 善。王既作吳郡、人問小令(=王珉) 曰『東亭作郡、風政何似』。答曰『不知治化何如、唯與張祖希(=張玄之) 情好日隆耳』、巧芸篇第4条に「鍾會是荀濟北從舅。二人情好不協」、讒險篇第4条に「王緒數讒殷荊州於王國寶。殷甚患之、求術於王東亭。曰『卿但數詣王緒、往輒屏人、因論他事。如此、則二王之好離矣』。殷從之。國寶見王緒問曰『比與仲堪、屏人何所道』。緒云『故是常往來、無他所論』。國寶謂緒於己有隱、果情好日疎、讒言以息』とある。劉孝標注にも3例あり、賞譽篇第43条への劉注所引「晉陽秋」に「(祖) 遊與司空劉琨俱以雄豪箸名。年二十四、與琨同辟司州主簿、情好綢繆、共被而寢」、同篇153条への劉注所引「晉安帝紀」に「(王恭・王忱) 於是情好大離、而怨隙成矣」と用いられている。

(3) 周祗隆安記曰

「周祗隆安記」は、『隋書』経籍志に著録がない。『舊唐書』卷四十六経籍志史部偽史

類に「崇安記二卷 周祇撰」とあり、葉徳輝氏が、「崇」は玄宗の名である「隆」を避けたのであろうと推測している。「唐志入編年、題崇安記二卷。云周祇撰。虞世南北堂書鈔設官部九引、作龍安記、均避明皇諱也」。なお、『宋書』卷四十七劉敬宣伝に、高祖劉裕に諫言した「國子博士周祇」が登場し、『隋書』卷三十五經籍志集部別集類に「晉國子博士周祇集十一卷（梁二十卷 錄一卷）」と著録されている。あるいは「隆安記」の著者の周祇と同一人物かもしれない。

所引の文章に類似した一節は、『晉書』卷八十四楊佺期伝に「楊佺期、弘農華陰人、漢太尉震之後也。(中略)佺期沈勇果勁、而兄廣及弟思平等、皆強獷龐暴」とある。ただし「廣」の字については記載がない。

(4) 晉安帝紀曰

「晉安帝紀」については、本篇第40条の注(1)を参照。

所引の文章に類似した一節は、『晉書』卷八十三殷顗伝に「殷顗、字伯通、陳郡人也。(中略)顗性通率、有才氣、少與從弟仲堪俱知名。太元中、以中書郎擢爲南蠻校尉」とある。

殷顗の「字」を、劉注所引「晉安帝紀」は「伯道」、『晉書』は「伯通」に作る。いずれが妥当かは未詳。

(5) 以率易才悟者稱

率直で洞察力がある人物だと称賛されること。

ただし、四部叢刊本・四庫全書本は6字目を「者」ではなく「著」に作り、「著稱」を一語とする。

「率易」は、『世說新語』賞譽篇第104条への劉注所引「晉陽秋」に、「(謝)尚、率易挺達、昭悟令上也」とある。本文は「世目謝尚爲『令達』。阮遜集云『清暢似達』。或云『尚自然令上』」。

「才悟」は、『世說新語』賞譽篇第22条への劉注所引「八王故事」に、「(馮)蓀、少以才悟、識當世之宜、蚤歷清職、仕至侍中。爲長沙王所害」とある。

(6) 中興書曰

「中興書」については、本篇第24条の注(3)を参照。

所引の文章に類似した一節は、『晉書』卷八十三殷顗伝に「及(殷)仲堪得王恭書、將興兵內伐、告顗、欲同舉。顗不平之」、同卷八十四楊佺期伝に「從弟尚保・孜敬。(中略)孜敬、爲人剽銳、果於行事。昔與佺期勸殷仲堪殺殷顗、仲堪不從、孜敬拔刃而起、欲自出取之、仲堪苦禁乃止」とある。『世說新語』規箴篇第23条の劉注所引「晉安帝紀」には、「殷仲堪舉兵、顗弗與同、且以己居小任、唯當守局而已。晉陽之事、非所宜豫也。

仲堪每邀之、顓輒曰『吾進不敢同、退不敢異』。遂以憂卒」とある。

劉注所引「中興書」には「楊廣與弟佺期勸殺覬」とあるが、『晉書』には楊廣の名が挙げられていない。とはいえ、楊廣は楊佺期の兄で、『晉書』においても弟と行動をともにしているので、劉注所引「中興書」の記述が『晉書』に矛盾しているとは言えない。

(7) 春秋傳曰

「春秋傳」について、沈家本氏は『春秋左氏傳』のことだと言う。「案、注中所引『春秋傳』、竝左氏之文、而但稱『春秋傳』』。『春秋左氏傳』は、『隋書』経籍志経部春秋類に「春秋左氏解詁三十卷 賈逵撰。春秋左氏傳解誼三十一卷 漢九江太守服虔注。春秋左氏傳三十卷 王肅注。春秋左氏傳三十卷 董遇章句。春秋左氏傳義注十八卷 孫毓注。春秋左氏傳十二卷 魏司徒王朗撰。春秋左氏經傳集解三十卷 杜預撰。春秋杜氏・服氏注春秋左傳十卷 殘缺」など多数の著録があるが、劉孝標がどのテキストを見ていたのかは不明である。

所引の一文に関わる記述としては、現行の『春秋左氏傳』宣公四年の伝に、「令尹子文」が「鬪伯比」の息子であるとする、以下の記事がある。「初若敖娶於邵、生鬪伯比。若敖卒、從其母畜於邵、淫於邵子之女、生子文焉。(中略) 實爲令尹子文」。

(8) 論語曰

「論語」は、『隋書』経籍志経部論語類に、「論語十卷 鄭玄注。梁有古文論語十卷、鄭玄注。又王肅、虞翻、譙周等注論語各十卷。亡」、「論語九卷 鄭玄注。晉散騎常侍虞喜讚」、「集解論語十卷 何晏集」、「集注論語六卷 晉八卷、晉太保衛瓘注。梁有論語補闕二卷、宋明帝補衛瓘闕。亡」、「論語集義八卷 晉尚書左中兵郎崔豹集。梁十卷」、「論語十卷 晉著作郎李充注」、「集解論語十卷 晉廷尉孫綽解。梁有盈氏及孟整注論語各十卷。亡」、「集解論語十卷 晉兗州別駕江熙解」、「論語七卷 盧氏注。梁有晉國子博士梁覬・益州刺史袁喬・尹毅・司徒左長史張憑及陽惠明・宋新安太守孔澄之・齊員外郎虞遐及許容・曹思文注、釋僧智略解、梁太史叔明集解、陶弘景集注論語各十卷。又論語音二卷、徐邈等撰。亡」など、多数の著録がある。劉孝標がどのテキストを見ていたかは不明。

所引の一節は、『論語』公冶長篇に「子張問曰『令尹子文、三仕爲令尹、無喜色。三已之、無愠色』とある。

<本文>

4 2. 王僕射在江州、爲殷・桓所逐、奔竄豫章、存亡未測①。王綏在都、既憂戚在貌、居處飲食、每事有降。時人謂爲試守孝子②。

<劉注>

- ① 徐廣晉紀曰(1)、

王愉、字茂和、太原晉陽人。安北將軍坦之次子也。以輔國司馬、出爲江州刺史。愉始至鎮、而桓玄・楊佺期舉兵以應王恭、乘流奄至。愉無防、惶遽奔臨川、爲玄所得。玄篡位、遷尚書左僕射。

- ② 中興書曰(2)、

綏、字彥猷、愉子也。少有令譽。自王澤至坦之、六世盛德。綏又知名、于時冠冕、莫與爲比。位至中書令・荊州刺史。桓玄敗後、與父愉謀反、伏誅。

<劉注の訳注>

- ① 徐広の『晉紀』にいう。

王愉は、字が茂和で、太原晋陽の人である。安北将軍であった坦之の次男だった。輔国将軍の司馬として、地方に出て江州刺史となった。愉が本拠地に至るや、桓玄と楊佺期が兵を挙げて王恭に呼応しようと、長江の流れに乗ってたちまちやってきた。愉は備えていなかったので、あわてふためいて臨川に逃げたが、玄に捕まった。玄が皇帝位を篡奪すると、尚書左僕射に進んだ。

- ② 『中興書』にいう。

(王) 綏は、字が彥猷で、愉の息子である。若くして評判が高かった。(王綏の一族は) 王沢から王坦之に至るまで、六代続けて徳が高かった。綏もまた名が知られ、当時の朝臣の中では、並ぶものがなかった。位は中書令・荊州刺史に至った。桓玄が敗北したのち、父の愉と謀反をおこし、誅殺された。

- (1) 徐廣晉紀曰

「徐廣晉紀」は、『隋書』経籍志史部古史類に「晉紀四十五卷 宋中散大夫徐廣撰」とある。「徐廣」は、『宋書』卷五十五徐廣伝に「徐廣、字野民、東莞姑幕人也。(中略)(義熙)二季、尚書奏曰『(中略)宜敕著作郎徐廣、撰成國史』。詔曰『(中略)便敕撰集』。(中略)十二年、晉紀成、凡四十六卷、表上之」、『晉書』卷八十二徐廣伝にも、同様の記事がある。

所引の文章に類似した一節は、『晉書』卷七十五王湛伝に「王湛、字處沖、司徒渾之弟也。(中略)(湛)子承嗣。(中略)(承)子述嗣。(中略)(述)子坦之嗣。(中略)追贈安北將軍。(中略)坦之四子、愷・愉・國寶・忱。(中略)愉、字茂和。(中略)愉稍遷驃騎司馬、加輔國將軍。(中略)愉爲江州刺史・都督豫州四郡・輔國將軍・假節。(中略)愉至鎮、未幾、殷仲堪・桓玄・楊佺期、舉兵應王恭、乘流奄至。愉既無備、惶遽奔臨川、爲玄所得。玄

盟于尋陽、以愉置壇所、愉甚恥之。及事解、除會稽內史。玄篡位、以爲尚書僕射」とある。同卷四十二王渾伝には「王渾、字玄沖、太原晉陽人也」と本貫が記されている。

劉注所引「徐廣晉紀」は、王愉の官職について「以輔國司馬、出爲江州刺史」と記す。他方、『晉書』には「愉稍遷驃騎司馬、加輔國將軍。(中略)愉爲江州刺史・都督豫州四郡・輔國將軍」とある。輔國將軍から江州刺史に任官したのか、輔國將軍司馬から江州刺史に任官したのかは不明。

(2) 中興書曰

「中興書」については、本篇第24条の注(3)を参照。

所引の文章に類似した一節は、『晉書』卷七十五王湛伝附王綏伝に「綏、字彥猷。少有美稱、厚自矜邁、實鄙而無行。(中略)及玄篡、遷中書令。劉裕建義、以爲冠軍將軍。(中略)俄拜荊州刺史・假節。坐父愉之謀、與弟納並被誅。(中略)自祖父漢雁門太守澤、已有名稱。忱又秀出、綏亦著稱。八葉繼軌、軒冕莫與爲比焉」とある。

劉注所引「中興書」の「自王澤至坦之、六世盛德」の「六世」とはいかなる系譜を指すのか。前注引『晉書』王湛伝から、王坦之の父が「述」、祖父が「承」、曾祖父が「湛」で、「湛」の兄が「渾」であると分かる。その王渾の伝に「父昶、魏司空」とある。『三國志』卷二十七魏書王昶伝への裴松之注には「案王氏譜、昶伯父柔、字叔優。父澤、字季道」とある。これらから、「王澤—昶—湛—承—述—坦之」という六代の系譜が看取される。これに坦之の子の「愉」と孫の「綏」が加わって『晉書』にいう「八葉繼軌」となる。

『晉書斠注』所引「世說德行篇注中興書」には「自王渾至坦之、六世盛德」とあり、『晉書斠注』撰者の見た『世說新語』テキストは「王澤」ではなく「王渾」に作っている。だが「王渾」は「王昶」の子であるから、「自王渾至坦之」は「四世」であり、「六世」に至らない。

<本文>

4 3. 桓南郡①既破殷荊州、收殷將佐十許人。諮議羅企生亦在焉②。桓素待企生厚。將有所戮、先遣人語云「若謝我、當釋罪」。企生答曰「爲殷荊州吏。今荊州奔亡、存亡未判。我何顏謝桓公③」。既出市。桓又遣人問「欲何言」。答曰「昔晉文王殺嵇康、而嵇紹爲晉忠臣④。從公乞一弟、以養老母」。桓亦如言宥之。桓先曾以一羔裘與企生母胡。胡時在豫章、企生問至、即日焚裘。

<劉注>

① 玄也。(1)

② 玄別傳曰(2)、

玄、剋荊州、殺殷道護及仲堪參軍羅企生・鮑季札。皆仲堪所親仗也。

③ 中興書曰(3)、

企生、字宗伯、豫章人。殷仲堪初請爲府功曹、桓玄來攻、轉諮議參軍。仲堪多疑少決。企生深憂之、謂其弟遵生曰、殷侯仁而無斷、事必無成。成敗天也(4)。吾當死生以之。及仲堪走、文武並無送者。唯企生從焉。路經家門。遵生給之曰、作如此分別、何可不執手。企生回馬授手。遵生便牽下之、謂曰、家有老母、將欲何行。企生揮涕曰、今日之事、我必死之。汝等奉養、不失子道。一門之內、有忠與孝、亦復何恨。遵生抱之愈急。仲堪於路待之。企生遙呼曰、今日死生是同、願少見待。仲堪見其無脫理(5)、策馬而去。俄而玄至。人士悉詣玄、企生獨不往、而管理仲堪家。或謂曰、玄性猜急、未能取卿誠節。若遂不詣、禍必至矣。企生正色曰、我殷侯吏、見遇以國士(6)、不能共殄醜逆(7)、致此奔敗。何面目就桓求生乎。玄聞、怒而收之、謂曰、相遇如此、何以見負。企生曰、使君口血未乾(8)、而生此姦計。自傷力劣、不能剪定兇逆。我死恨晚爾。玄遂斬之。時年三十有七。衆咸悼之。

④ 王隱晉書曰(9)、

紹、字延祖、譙國銓人。父康、有奇才雋辯。紹十歲而孤、事母孝謹。累遷散騎常侍。惠帝敗於蕩陰。百官左右皆奔散、唯紹儼然端冕、以身衛帝。兵交御輦、飛箭雨集、遂以見害也。

<劉注の訳注>

① (桓) 玄のことである。

② 『(桓) 玄別傳』にいう。

(桓) 玄は、荊州で（刺史の殷仲堪に）勝利すると、殷道護および仲堪の参軍の羅企生と鮑季札を殺した。みな仲堪の頼りとする者たちであった。

③ 中興書曰

(羅) 企生は、字が宗伯で、豫章の人である。殷仲堪は（彼を）もともと府の功曹として招いたが、桓玄が攻めよせたので、諮議參軍に転任させた。仲堪は迷いがちで決断力に乏しかった。企生は深く心配して、弟の遵生に言った。「殷侯は情け深いが決断できないから、きっとうまくいかないだろう。すべては天命である。私は命がけでやるしかない」。仲堪が敗走した時には、文官も武官も送る者さえ無かった。企生だけが彼につきしたがった。途中（企生の）家の門を通り過ぎた。（家にいた）遵生がいつわって言った。「このような別れとなるのに、手を取らないでいられましょうか」。企生は馬を戻して（遵生に）手をさし出した。遵生はすかさず（企生を）引き下ろして言った。「家には年老いた母がおりますのに、どこへ行こうとなさる」。企生は涙をふる

って言った。「いまは、もはや死を免れまい。お前たちは（母上に）孝養をつくし、子としての道を失わないように。一門のうちに、忠義者と孝行者とがいれば、これ以上何を恨もう」。遵生はますますきつく抱きしめた。仲堪が道で待っていた。企生は遠くから呼びかけて言った。「今や死ぬも生きるも一緒です、どうぞ今しばらくお待ちください」。仲堪は、（企生に、遵生のもとから）脱け出すすべがないと見てとり、馬に鞭をあてて立ち去った。たちまち（桓）玄がやってきた。土地の人士はことごとく玄に拝礼に行つたが、企生だけが行かず、仲堪の家を整えていた。ある者が言った。「玄は猜疑心が強く性急だから、きみの真心と節義が分からんだろう。拝礼に行かなければ、災いは必至なのだ」。企生は居住まいを正して言った。「私は殷侯の下役人であるのに、国士として遇されたが、ともに醜惡非道を滅ぼせずに、この敗退を招いた。何の面目あって桓に命乞いをしようか」。玄はこれを聞き、怒って（企生を）とらえて言った。「こんなふうに遇したのに、どうして（私に）そむくのか」。企生は言った。「長官は、誓いの舌の根も血も乾かぬうちに、この悪だくみをめぐらしました。悲しいのは力劣り、凶惡な謀反人を討ちとり得ないこと。死ぬのが遅すぎたと恨むばかりです」。玄はそこで彼を斬った。時に三十七歳であった。ひとびとはみな彼を悼んだ。

④ 王隱の『晉書』にいう。

（嵇）紹は、字が延祖で、譙國銘の人である。父の康は、才能と弁舌にすぐれていた。紹は十歳にして父を亡くし、母に、つかえて孝心篤くつつしみ深かった。出世を重ねて散騎常侍に進んだ。惠帝が蕩陰で敗北した。百官も近侍もすべて逃げ散ったが、紹だけがきちんと正装し、身をもって帝をかばった。刀が帝のみくるまに交差し、飛ぶ矢が雨のように集まり、とうとう（紹は）殺されてしまった。

(1) 玄也。

『晉書』卷九十九桓玄伝に「桓玄、字敬道、一名靈寶、大司馬溫之孽子也。（中略）溫甚愛異之、臨終、命以爲嗣、襲爵南郡公」とある。

(2) 玄別傳曰

本篇第41条の注(1)を参照。

所引の文章に類似した一節は、『晉書』卷九十九桓玄伝に「後荊州大水、（殷）仲堪振恤飢者、倉廩空竭。玄乘其虛而伐之。（中略）玄既至巴陵、仲堪遣衆距之、爲玄所敗。玄進至楊口、又敗仲堪弟子道護、乘勝至零口、去江陵二十里。仲堪遣軍數道距之。（楊）佺期自襄陽來赴、與兄廣共擊玄。玄懼其銳、乃退軍馬頭。佺期等方復追玄苦戰、佺期敗、走還襄陽、仲堪出奔鄧城。玄遣將軍馮該躡佺期、獲之。廣爲人所縛、送玄、並殺之。仲堪聞佺期死、乃將數百人奔姚興、至冠軍城、爲該所得。玄令害之。於是遂平荊雍」とある。

劉孝標注引「玄別傳」にある、「仲堪叅軍」の「羅企生」は、『晉書』卷八十九忠義伝に本伝があるほか、同卷八十四殷仲堪伝に「仲堪出奔鄧城、爲玄追兵所獲、逼令自殺、

死於祚溪。弟子道護・參軍羅企生等並被殺」と登場する。ただし、「鮑季札」については見当たらない。

(3) 中興書曰

「中興書」は、本篇第24条の注(3)を参照。

所引の文章に類似した一節は、『晉書』卷八十九忠義伝羅企生伝に、「羅企生、字宗伯。豫章人也。(中略)殷仲堪之鎮江陵、引爲功曹。累遷武陵太守。未之郡、而桓玄攻仲堪。仲堪更以企生爲諮議參軍。仲堪多疑少決、企生深憂之、謂弟遵生曰『殷侯仁而无斷。事必无成。成敗、天也。吾當死生以之』。仲堪果走。文武无送者、唯企生從焉。路經家門、遵生曰『作如此分離、何可不執手』。企生迴馬授手。遵生有勇力、便牽下之、謂曰『家有老母、將欲何之』。企生揮淚曰『今日之事、我必死之。汝等奉養、不失子道。一門之中有忠與孝、亦復何恨』。遵生抱之愈急。仲堪於路待之、企生遙呼曰『生死是同、願少見待』。仲堪見企生无脱理、策馬而去。玄至荊州。人士无不詣者。企生獨不往、而營理仲堪家。或謂之曰『玄猜忍之性、未能取卿誠節。若遂不詣、禍必至矣』。企生正色曰『我是殷侯吏、見遇以國土。爲弟以力見制、遂不我從、不能共殄醜逆、致此奔敗。亦何面目復就桓求生乎』。玄聞之大怒、然素待企生厚、先遣人謂曰『若謝我、當釋汝』。企生曰『爲殷荊州吏、荊州奔亡、存亡未判、何顏復謝』。玄即收企生、遣人問欲何言。答曰『文帝殺嵇康、嵇紹爲晉忠臣。從公乞一弟、以養老母』。玄許之、又引企生於前、謂曰『吾相遇甚厚、何以見負。今者死矣』。企生對曰『使君既興晉陽之甲、軍次尋陽、並奉王命、各還所鎮。升壇盟誓、口血未乾、而生奸計。自傷力劣、不能翦滅凶逆、恨死晚也』。玄遂害之。時年三十七、衆咸悼焉。先是、玄以羔裘遺企生母胡氏。及企生遇害、即日焚裘」とある。

また、『宋書』卷五十胡藩伝に、「胡藩、字道序、豫章南昌人也。(中略)時殷仲堪爲荊州刺史、藩外兄羅企生爲仲堪參軍。(中略)(桓)玄自夏口襲仲堪、藩參玄後軍軍事。仲堪敗、企生果以附從及禍」とあり、胡藩を、「羅企生」(羅企生と同一人物か)の母方の従弟とする。胡藩は、「羅企生」と同郷で、羅とは逆に桓玄側に就いた。『晉書斠注』は、彼を「胡藩當爲其(=羅企生)母胡氏之姪」と推測している。

(4) 成敗天也

「成敗」は、成功と失敗。『墨子』迎敵祠篇に「凡望氣、有大將氣、有小將氣、有往氣、有來氣、有敗氣。能得明此者、可知成敗吉凶」、また、『史記』卷六秦始皇帝本紀所収賈誼「過秦論」は、秦が天下統一した時の「天下諸侯」の優勢と、秦が滅びた時の「陳涉」軍の劣弱とを比較して、「深謀遠慮、行軍用兵之道、非及鄉時之士也。然而成敗異變、功業相反也」(『文選』卷五十一にも所収)と記す。『世說新語』劉注には、ここを

含めて3例見える。文学篇第76条所引「璞別傳」には「王敦取爲參軍。敦縱兵都輦、乃諮以大事。璞極言成敗、不爲回屈。敦忌而害之」、豪爽篇第11条所引「吳錄」には「(孫策)乃謂張昭曰『中國方亂、夫以吳・越之衆、二江之固、足以觀成敗。公等善相吾弟』」とあり、この2例の「成敗」はいずれも、「敗」の方に重きのある偏義詞のようである。

(5) 其無脱理

4字目の「理」について、徐氏『世說新語校箋』所収「世說新語詞語簡釋」は、「方法、可能」と釈義し、本条には触れていないが、以下のように、術解篇の2条と『晉書』の用例を挙げている。術解篇第8条に「王丞相(=王導)令郭璞試作一卦。卦成、郭意色甚惡、云『公有震厄』。王問『有可消伏理不』。郭曰『命駕西出數里、得一柏樹、截斷如公長、置牀上常寢處、災可消矣』。王從其語。(後略)」、同篇第12条に「殷中軍(=殷浩)妙解經脈、中年都廢。有常所給使、忽叩頭流血。浩問其故。云『有死事、終不可說』。詰問良久、乃云『小人母年垂百歲、抱疾來久。若蒙官一脈、便有活理。訖就屠戮無恨』。浩感其至性、遂令昇來、為診脈處方。(後略)」、『晉書』卷六十八顧榮伝に「屬廣陵相陳敏反。(中略)榮私於(甘)卓曰『若江東之事可濟、當共成之。然卿觀事勢當有濟理不。(陳)敏既常才、本无大略、政令反覆、計无所定。然其子弟各已驕矜、其敗必矣。(後略)』。いずれも、「道理に合致した方法」という含意を持つ。

(6) 見遇以國士

『史記』卷八十六刺客列伝豫襄伝に記される、豫襄の次の言葉を踏まえていよう。「臣事范・中行氏、范・中行氏皆衆人遇我。我故衆人報之。至於智伯、國士遇我。我故國士報之」。

(7) 不能共殄醜逆

「醜逆」は、醜惡非道のこと、あるいはその人。『三國志』卷四高貴鄉公髦紀に收められる明元郭皇后の令に「而(髦)情性暴戾、日月滋甚。吾數呵責、遂更忿恚、造作醜逆不道之言、以誣謗吾」とある。

(8) 使君口血未乾

『春秋左氏傳』襄公九年の次の一節を踏まえていよう。「楚人伐鄭。(鄭)子駟將及楚平。子孔・子蟻曰『與大國盟、口血未乾而背之、可乎』」。

(9) 王隱晉書曰

「王隱晉書」については、本篇第12条の注(6)を参照。

所引の文章に類似した一節は、『晉書』卷八十九忠義伝に「嵇紹、字延祖。魏中散大夫康之子也。十歲而孤、事母孝謹。(中略)元康初、爲給事黃門侍郎。時侍中賈謐以外戚之寵、年少居位、潘岳・杜斌等皆附託焉。謐求交於紹、紹距而不答。及謐誅、紹時在省、

以不阿比凶族、封弋陽子、遷散騎常侍。(中略)尋而朝廷復有北征之役、徵紹、復其爵位。紹以天子蒙塵、承詔馳詣行在所。值王師敗績于蕩陰、百官及侍莫不散潰、唯紹儼然端冕、以身捍衛。兵交御輦、飛箭雨集。紹遂被害于帝側。血濺御服、天子深哀歎之。及事定、左右欲浣衣、帝曰『此嵇侍中血、勿去』、『三國志』卷二十一王粲伝に「時又有譙郡嵇康、文辭壯麗、好言老莊、而尚奇任俠」、『晉書』卷四十九嵇康伝に「嵇康、字叔夜、譙國銘人也。(中略)美詞氣、有風儀」とある。

また、『世說新語』政事篇第8条への劉注所引「王隱晉書」には「紹、字延祖、雅有文才。山濤啓武帝云云」、『初學記』卷十二所引「王隱晉書」には「稽紹、字延祖、雅有文才。山濤啓武帝可爲秘書郎。帝曰『紹既如此、便可爲丞』」とある。『太平御覽』卷四一二所引「臧榮緒晉書」には、「嵇紹、事母至孝、和色柔聲、常居（「居」字、『晉書』注は「若」字に作って引用する）不足、謹身節儉、朝夕孜孜、親執刀俎、非無使伎、以他人不如己之至誠也」とある。

また、『初學記』卷十七所引「王隱晉書」には「嵇紹以天子蒙塵、馳詣行在。王旅敗績於蕩陰。百官左右皆奔散。惟紹儼然端冕、以身扞衛。兵交御輦、飛箭雨集。遂以見害」とある。

<本文>

4 4. 王恭從會稽還①。王大看之②。見其坐六尺簟、因語恭「卿東來、故應有此物。可以一領及我」。恭無言。大去後、即舉所坐者、送之。既無餘席、便坐薦上。後大聞之、甚驚曰「吾本謂卿多、故求耳」。對曰「丈人不悉恭、恭作人無長物」

<劉注>

① 周祗隆安記曰(1)、

恭、字孝伯、太原晉陽人。祖父濛、司徒左長史、風流標望。父蘊、鎮軍將軍、亦得世譽。

恭別傳曰(2)、

恭、清廉貴峻、志存格正(3)。起家著作郎(4)、歷丹陽尹・中書令、出爲五州都督前將軍青兗二州刺史。

② 王忱、小字佛大(5)。

晉安帝紀曰(6)、

忱、字元達、平北將軍坦之弟四子也(7)。甚得名於當世。與族子恭、少相善、齊聲見稱。仕至荊州刺史。

<劉注の訳注>

① 周祗の『隆安記』にいう。

(王) 恭は、字が孝伯で、太原晋陽の人である。祖父の濛は、司徒左長史であり、風雅洒脱で声望があった。父の蘊は、鎮軍將軍で、彼もまた世評が高かった。

『(王) 恭別傳』にいう。

(王) 恭は、清廉で氣位が高く、秩序正しさを旨としていた。初任官が著作郎であり、丹陽尹・中書令を歴任して、地方に出て五州の都督・前將軍・青兗二州の刺史となつた。

② 王忱は、幼名が仏大である。

『晉安帝紀』にいう。

(王) 忱は、字が元達で、平北將軍であった坦之の四男である。当時にはなはだ名声を博した。一族の一世代下の(王) 恭と、若いころから仲が良く、名声をひとしくしていた。出仕して荊州刺史に至った。

(1) 周祗隆安記曰

2字目の「祇」は「祇」の訛字であろう。「周祗隆安記」については、本篇第41条の注(3)を参照。

所引の文章に類似した一節は、『晉書』卷八十四王恭伝に「王恭、字孝伯、光祿大夫蘊子」、同卷九十三外戚伝王濛伝に「濛、少時放縱不羈、不爲鄉曲所齒。晚節始克己勵行、有風流美譽。虛己應物、恕而後行、莫不敬愛焉。(中略)轉司徒左長史。(中略)年三十九卒」、同王蘊伝に「王蘊、字叔仁、孝武定皇后父、司徒左長史濛之子也。(中略)性平和、不抑寒素、每一官缺、求者十輩、蘊无所是非。(中略)務存進達、各隨其方、故不得者無怨焉。(中略)復以爲都督浙江東五郡・鎮軍將軍・會稽內史、常侍如故」とある。同卷三十二后妃伝下に「哀靖王皇后、諱穆之、太原晋陽人也。司徒左長史濛之女也」と、王濛一族の本貫が明記されている。

さらに「祖父濛」については、『世説新語』言語篇第66条への劉孝標注引「王長史別傳」に「濛、字仲祖、太原晋陽人。其先出自周室、經漢魏、世爲夫(「夫」は「大」の訛字)族。祖父佐、北軍中侯。父訥、葉令。濛神氣清韶、年十餘歲、放邁不群。弱冠檢尚、風流雅正、外絕榮競、內寡私欲。(後略)」、同賞誉篇第87条への劉注所引「濛別傳」に「濛之交物、虛己納善、恕而後行、希見其喜慍之色。凡與一面、莫不敬而愛之。然少孤、事諸母甚謹、篤義穆親、不脩小絜、以清貧見稱」、同篇第133条への劉注所引「王濛別傳」に「濛性和暢、能清言。談道貴理中、簡而有會。商略古賢顯默之際、辭旨劭令、往往有高致」とある。

「父蘊」については、『藝文類聚』卷四十八所引「王蘊別傳」に「蘊、字叔仁。爲吏部郎。欲使時無屈滯。曾下鼓急出、日迭乃至家。去臺數里、高褰車帷、先後與語、不得進也。一官缺者、求者十輩、蘊連狀呈宰錄曰『某人有地、某人有才』。不得者甘心無怨」とある。

(2) 恭別傳曰

「恭別傳」あるいは「王恭別傳」は、『隋書』経籍志に著録がない。

所引の文章に類似した一節は、『晉書』卷八十四王恭伝に「少有美譽、清操過人。自負才地高華、恒有宰輔之望。(中略)起家爲佐著作郎。(中略)太元中、代沈嘉爲丹楊尹、遷中書令、領太子詹事。(中略)其後帝將擢時望以爲藩屏、乃以恭爲都督兗青冀幽并徐州晉陵諸軍事・平北將軍・兗青二州刺史・假節、鎮京口。初、都督以北爲號者、累有不祥。故桓沖・王坦之・刁彝之徒、不受鎮北之號。恭表讓軍號、以超受爲辭、而實惡其名、於是改號前將軍。(中略)恭性抗直、深存節義。讀左傳至『奉王命討不庭』、每輟卷而歎。爲性不弘、以閑於機會。自在北府、雖以簡惠爲政、然自矜貴、與下殊隔。(中略)家无財帛、唯書籍而已、爲識者所傷」とある。

また、『北堂書鈔』卷六十五所引「晉中興書」に「太原王恭、爲中書令、領詹事。好學問、清操過人」、『文選』卷四十六所収任昉「王文憲集序」への李善注所引「晉中興書」に「謝安石上疏曰『王恭超登清任、當虛心乘理』」とある。

(3) 清廉貴峻、志存格正

清廉潔白で氣位が高く、秩序正しさを望むこと。「貴峻」「格正」は、『世説新語』以前の主要な文献に見出しがたい。「清廉貴峻、志存格正」の具体的な内容については、前注に挙げた『晉書』王恭伝が示唆している。

(4) 著作郎

1字目の「者」は、上部にやや空白が認められ、草冠が欠けた字と推測される。

(5) 王忱、小字佛大

『世説新語』任誕篇第52条に、王忱を「王佛大」と称している。「王佛大歎言『三日不飲酒、覺形神不復相親』」。その劉注所引「晉安帝紀」に「忱少慕達（後略）」、「宋明帝文章志」に「忱嗜酒（後略）」とある。また、本条のほかに、政事篇第24条、識鑒篇第26条、賞誉篇第153条、規箴篇第22条、同篇第26条、任誕篇第50条、同篇第51条等で、王忱が「王大」と称されている。『晉書』卷七十五王湛伝附王忱伝は小字を記さず、王忱が「王佛大」であることは明言されていない。

吳金華氏は、「佛大」を字とした逸話の例として、梁の僧旻等撰『經律異相』卷十七所引の「佛大僧大經」を挙げている。「舍衛國人、名曰廣、其家大富。年已老耄、絕無

繼嗣。(中略)經涉一載、婦遇生男、字曰佛大。後復生男、字曰僧大」(大正藏卷五十三 88 頁)。

(6) 晉安帝紀曰

「晉安帝紀」は、本篇第 40 条の注(1)を参照。

所引の文章に類似した一節は、『晉書』卷七十五王湛伝に「坦之、字文度。(中略)追贈安北將軍。(中略)坦之四子、愷・愉・國寶・忱。(中略)忱、字元達。弱冠知名、與王恭・王珣俱流譽一時。(中略)太元中、出爲荊州刺史・都督荊益寧三州軍事・建武將軍・假節。(中略)數年、卒官」とある。

王忱と王恭の「少相善」については、『世說新語』識鑒篇第 26 条に「王恭隨父在會稽、王大(=王忱)自都來拜墓。恭暫往墓下看之、二人素善、遂十餘日方還。父(=王蘊)問恭『何故多日』。對曰『與阿大語、蟬連不得歸』。因語之曰『恐阿大非爾之友』。終乖愛好、果如其言」、同賞譽篇第 153 条に「王恭始與王建武(=建武將軍の王忱)甚有情。後遇袁悅之間、遂致疑隙。然每至興會、故有相思。時恭嘗行散、至京口射堂。于時清露晨流、新桐初引。恭目之曰『王大故自濯濯』」など。

(7) 第四子也

1 字目の「弟」は「第」の訛字であることが、前注所引『晉書』から明らかである。

<本文>

4 5. 吳郡陳遺①、家至孝。母好食鐺底焦飯。遺作郡主簿、恒裝一囊、每煮食、輒貯錄焦飯、歸以遺母。後值孫恩、賊出吳郡②。袁府君③即日便征。遺以聚斂、得數斗焦飯。未展歸家、遂帶以從軍。戰於滻瀆、敗軍、人潰散。逃走山澤、皆多饑死。遺獨以焦飯、得活。時人以爲純孝之報也。

<劉注>

① 未詳。(1)

② 晉安帝紀曰(2)、

孫恩、一名靈秀、琅邪人。叔父泰事五斗米道、以謀反誅。恩逸逃於海上、聚衆十萬人、攻沒郡縣。後爲臨淮太守辛夷(3)斬首送之」。

③ 山松、別見。(4)

<劉注の訳注>

① (陳遺については) 分からない。

② 『晉安帝紀』にいう。

孫恩は、別名が靈秀で、琅邪の人である。叔父の泰は五斗米道を信仰し、謀反によって誅殺された。恩は海に逃れて、十万の人々を集め、郡や県を攻め取った。のちに臨海太守の辛昺に首を斬られて（みやこに）送られた。

(3) 山松については、他のところに示す。

(1) 未詳。

正史では、『南史』卷七十三孝義伝上に「又宋初吳郡人陳遺、少爲郡吏。母好食鎗底飯。遺在役、恒帶一囊、每煮食、輒錄其焦、以貽母。後孫恩亂、聚得數升、恒帶自隨。及敗逃竄、多有餓死、遺以此得活。母晝夜泣涕、目爲失明、耳無所聞。遺還入戶、再拜號咽、母豁然即明」とある。余嘉錫氏が、『南史』の記事は、宋躬『孝子傳』（『隋書』経籍志史部雜傳類に著録がある）から採ったものと推定している。

(2) 晉安帝紀曰

「晉安帝紀」については、本篇第40条の注(1)を参照。

所引の文章に類似した一節は、『晉書』卷一〇〇孫恩伝に「孫恩、字靈秀、琅邪人、孫秀之族也。世奉五斗米道。恩叔父泰、字敬遠、師事錢唐杜子恭。(中略)王恭之役、泰私合義兵、得數千人、爲國討恭。黃門郎孔道・鄱陽太守桓放之・驃騎諮議周勰等、皆敬事之。會稽世子元顯亦數詣泰、求其祕術。泰見天下兵起、以爲晉祚將終、乃扇動百姓、私集徒衆。三吳士庶多從之。于時朝士皆懼泰爲亂、以其與元顯交厚、咸莫敢言。會稽內史謝轞發其謀、道子誅之。恩逃于海。(中略)及元顯縱暴吳會、百姓不安。恩因其騷動、自海攻上虞、殺縣令、因襲會稽、害內史王凝之、有衆數萬。於是、會稽謝鍼・吳郡陸環・吳興丘延・義興許允之・臨海周胄・永嘉張永及東陽・新安等凡八郡、一時俱起、殺長吏以應之。旬日之中、衆數十萬。(中略)及桓玄用事、恩復寇臨海、臨海太守辛景討破之。恩窮蹙、乃赴海自沈」、同卷十安帝紀に「(元興元年三月) 臨海太守辛景擊孫恩、斬之」とある。

劉孝標注引「晉安帝紀」に「臨海太守」の名を「昺」、『晉書』には「景」に作る。『晉書』が唐の高祖李淵の父の諱を避けて「景」に改めたと推測されている。清代の洪顧煊『諸史考異』卷二「晉書 上」に「元興元年、臨海太守辛景擊孫恩、斬之。顧案、『世說新語』德行篇注晉安帝紀『孫恩攻沒郡縣、後爲臨海太守辛昺斬首、送之』。今紀作辛景、是史臣避唐諱改」（『叢書集成初編』本に拠る。『晉書斠注』卷十安帝紀も挙げている）。

また、劉注所引「晉安帝紀」で、孫恩は「斬首」、現行『晉書』の安帝紀にも「擊孫恩、斬之」とあるが、同孫恩伝には「恩窮蹙、乃赴海自沈」とあり、最期が異なっている。『晉書斠注』は卷十安帝紀に「案、孫恩傳言『恩窮蹙、乃赴海自沈』、與本紀異」と

案語を記す。

(3) 臨淮太守辛昺

2字目の「淮」は、「海」字の誤りと判断される。前注を参照されたい。また『晉書』卷十五地理志下によれば、「臨淮」郡は徐州に、「臨海」郡は揚州にある。劉注所引「晉安帝紀」に「逃於海上」とあり、揚州臨海郡付近を戦場として討ち取られたと推測される。

(4) 山松、別見。

『世説新語』排調篇第 60 条への劉注所引「續晉陽秋」に「山松、陳郡人。祖喬、益州刺史。父方平、義興太守。山松歷秘書監・吳國內史。孫恩作亂、見害」とある。これに類似した一節は、『晉書』卷八十三袁瓌伝に「袁瓌、字山甫、陳郡陽夏人。(中略)子喬嗣。(中略)尋卒、年三十六。溫甚悼惜之、追贈益州刺史。(中略)子方平嗣。(中略)歷義興・琅邪太守、卒、子山松嗣。(中略)山松歷顯位、爲吳郡太守。孫恩作亂、山松守滻瀆城、城陷被害」とある。

劉注所引「續晉陽秋」は「秘書監・吳國內史」と記すが、『晉書』には「吳郡太守」とのみある。だが、同卷十安帝紀には「(隆安五年) 夏五月、孫恩寇、吳國內史袁山松死之」、同卷八十四劉牢之伝に「(孫) 恩復攻破吳國、殺內史袁山松」、同卷一〇〇孫恩伝に「吳國內史袁山松築扈瀆壘、緣海備(孫) 恩」、『宋書』卷一武帝紀に「五月、孫恩破滻瀆、殺吳國內史袁山松」とある。また、隋書經籍志史部正史類には「後漢書九十五卷 本一百卷、晉祕書監袁山松撰」と著録されている。劉注所引「續晉陽秋」の記載の方が正しいと推定される。

<本文>

46. 孔僕射爲孝武侍中、豫蒙眷接。烈宗山陵、孔時爲太常、形素羸瘦、著重服、竟日涕泗流漣。見者以爲眞孝子①。

<劉注>

① 繼晉陽秋曰(1)、

孔安國、字安國、會稽山陰人。車騎愉第六子也。少而孤貧、能善樹節、以儒素見稱(2)。歷侍中・太常・尚書、遷左僕射・特進、卒。

<劉注の訳注>

① 『續晉陽秋』にいう。

孔安国は、字が安国で、会稽山陰の人である。車騎将軍であった愉の六男であった。

若くして父を亡くし貧しかったが、節義ある人物に成長し、生糸の儒者とたたえられた。侍中・太常・尚書を歴任し、左僕射・特進に進んで、没した。

(1) 繢晉陽秋曰

「續晉陽秋」については、本篇第6条の注(10)を参照。

所引の文章に類似した一節は、『晉書』卷七十八孔愉伝に「孔愉、字敬康、會稽山陰人也。(中略)三子、闇・汪・安國。(中略)安國、字安國、年小諸兄三十餘歳。群從諸兄、並乏才名、以富強自立、唯安國與汪、少厲孤貧之操。汪既以直亮稱、安國亦以儒素顯。孝武帝時、甚蒙禮遇、仕歷侍中・太常。(中略)後歷尚書左右僕射。義熙四年卒、贈左光祿大夫」とある。

劉孝標所引「續晉陽秋」は、孔安国を「愉第六子」とするが、『晉書』は愉の息子の数を「三子」と記す。『晉書斠注』は、著名な三人のみ挙げたのであろうと推測する。「案、本傳言『愉三子』。蓋但挙其最著者」。

また、「遷左僕射」については、『宋書』卷十六礼志三に「晉安帝義熙二年六月、白衣領尚書左僕射孔安國啓云」と「尚書左僕射孔安國」の上啓が引用されている。『晉書斠注』の指摘による。

(2) 以儒素見稱

生糸の儒者としてたたえられたこと。『三國志』卷十一魏書袁渙伝に、渙の従弟の袁徽について「霸弟徽、以儒素稱」とある。

<本文>

4 7. 吳道助・附子兄弟、居在丹陽郡。後遭母童夫人艱①、朝夕哭臨、及思至、賓客弔省、號踊哀絕、路人爲之落淚。韓康伯時爲丹陽。母殷在郡、每聞二吳之哭、輒爲悽惻。語康伯曰「汝若爲選官、當好料理此人」。康伯亦甚相知。韓後果爲吏部尚書。大吳不免哀制、小吳遂大貴達②。

<劉注>

① 道助、坦之小字。附子、隱之小字也。(1)

吳氏譜曰(2)、

坦之、字處靖、濮陽人。仕至西中郎將功曹。父堅、取東苑童僧(3)女、名秦姬。

② 鄭緝孝子傳曰(4)、

隱之、字處默。少有孝行。遭母喪、哀毀過禮。時與太常韓康伯鄰居。康伯母、揚州刺史殷浩之妹、聰明婦人也。隱之每哭、康伯母輒輟事流涕、悲不自勝。終其喪如此。謂康伯曰、汝後若居銓衡、當用此輩人(5)。後康伯爲吏部尚書、乃進用之。

晉安帝紀曰(6)、

隱之既有至性(7)、加以廉潔。俸祿頒九族、冬月無被。桓玄欲革嶺南之敝、以爲廣州刺史。去州二十里有貪水。世傳飲之者、其心無厭。隱之乃至水上、酌而飲之、因賦詩曰、石門有貪泉。一歃重千金。試使夷齊飲、終當不易心。爲盧循所攻、還京師。歷尚書・領軍將軍。

晉中興書曰(8)、

舊云、往廣州飲貪泉、失廉潔之性。吳隱之爲刺史、自酌貪泉飲之、題石門爲詩云云。

<劉注の訳注>

① 道助とは、坦之の幼名である。附子とは、隱之の幼名である。

『呉氏譜』にいう。

(呉) 坦之は、字が処靖で、濮陽の人である。出仕して西中郎将の功曹に至った。父の堅は、東苑の童僧の娘をめとった。娘の名は秦姬であった。

② 鄭緝の『孝子傳』にいう。

(呉) 隱之は、字が處默である。若いころから親孝行であった。母の死に遭い、(喪中の) 哀しみやつれるさまは度を越えていた。当時、太常の韓康伯と隣り合わせに住んでいた。康伯の母は、揚州刺史の殷浩の妹で、聰明な女性であった。隱之が(母を思って) 哭泣するたびに、康伯の母は仕事を止めて涙を流し、悲しみに堪えなかった。喪を終えるまでこのようであった。(母は) 康伯に言った「おまえが将来もし人事の官職に就いたら、こうした者どもこそ任用しなければ」。のちに康伯は吏部尚書となつたので、(呉隱之を) 推舉した。

『晉安帝紀』にいう。

(呉) 隱之は性來きわめて孝心篤いうえに、加えて清廉潔白であった。奉祿は一族に分け与えたので、冬にもふとんがなかった。桓玄は嶺南の(賄賂の) 悪弊を改めようと、(隱之を) 広州刺史にした。州から二十里離れたところに「貪水」があった。代々、これを飲むと心に飽くことが無くなると伝えられてきた。隱之はそこで水辺にやってきて、これを酌んで飲んだ。そこで次の詩を作った。「石門に貪泉がある。一たび歃れば千金を重んじるようになる。(だが) ためしに伯夷・叔齊に飲ませれば、さいごまでその(廉潔の) 心を変えないはず」。盧循に攻めこまれて、みやこに戻り、尚書・領軍將軍を歴任した。

『晉中興書』にいう。

昔から「広州に行って貪泉を飲めば、廉潔の本性を失うこととなる」と言っていた。

吳隱之が刺史となり、自分で貪泉を汲んで飲み、石門にちなんで次の詩を作った。

(1) 道助、坦之小字。附子、隱之小字也。

吳坦之、吳隱之の「小字」が記載された文献は見当たらない。

(2) 吳氏譜曰

「吳氏譜」は、『隋書』経籍志に著録がない。

所引の文章に類似した一節は、『晉書』卷九十良吏伝に「吳隱之、字處默、濮陽鄆城人。魏侍中質六世孫也。(中略)兄坦之爲袁真功曹。真敗、將及禍、隱之詣桓溫、乞代兄命、溫矜而釋之」とある。袁真は、西中郎將で、のち叛乱を起こし、桓温に滅ぼされた。

『晉書』卷八哀帝紀に「(隆和元年二月) 前鋒監軍・龍驤將軍袁真爲西中郎將・監護豫司并冀四州諸軍事・豫州刺史」とあり、同廢帝紀に「(太和四年冬十月) 豫州刺史袁真以壽陽叛。(中略)(五年) 二月癸酉、袁真死。陳郡太守朱輔立真子瑾嗣事。(中略)八月癸丑、桓溫擊袁瑾於壽陽、敗之」とある。

なお、吳坦之・隱之兄弟の「六世」の祖である「吳質」は、『三國志』卷二十一王粲伝によれば「吳質、濟陰人」であり、兄弟とは本貫が異なっていることを、『晉書斠注』が指摘している。また、『藝文類聚』卷二十人部「孝」所引「宗躬孝子傳」には、「吳坦之、隱之兄也。母葬夕、設九飯祭。坦之每臨一祭、輒號慟斷絕。至七祭、吐血而死」とあるが、吳坦之の字や、父の堅、母の童秦姬、祖父の童倫に関わる記述は、見当たらぬ。

(3) 東莞童倫

2字目の「莞」は、四部叢刊本でも「苑」であるが、四庫全書本は「莞」を作る。『晉書』によれば、「東莞」郡および「東莞」県は、その卷十五地理志下の「徐州」に所属して存在するが、「東莞」は見当たらない。現存の史料を見る限りでは「莞」が正しいようであるけれども、しばらくは宋本にしたがう。「童倫」については、前注を参照。

(4) 鄭緝孝子傳曰

「鄭緝孝子傳」は、『隋書』経籍志史部雜伝類に「孝子傳十卷 宋員外郎鄭緝之撰」とある。「鄭緝」あるいは「鄭緝之」については不明。

所引の文章に類似した一節は、『晉書』卷九十良吏伝に「吳隱之、字處默。(中略)年十餘、丁父憂、每號泣。行人爲之流涕。事母孝謹、及其執喪、哀毀過禮。家貧、无人鳴鼓、每至哭臨之時、恒有雙鶴警叫、及祥練之夕、復有羣雁俱集。時人咸以爲孝感所至。嘗食鹹菹、以其味旨、掇而棄之。與太常韓康伯鄰居、康伯母、殷浩之姊、賢明婦人也。每聞隱之哭聲、輒投筯、爲之悲泣。既而謂康伯曰『汝若居銓衡、當舉如此輩人』。及康伯爲吏部尚書、隱之遂階清級、解褐輔國功曹。轉參征虜軍事」とある。

劉注所引「鄭緝孝子傳」は、韓康伯の母を「殷浩之妹」とし、『晉書』は「殷浩之姊」と記す。『晉書』卷七十五韓伯伝には「韓伯、字康伯、潁川長社人也。母殷氏、高明有行。(中略)舅殷浩稱之」、同卷七十七殷浩伝には「浩甥韓伯、浩素賞愛之」とある。『世說新語』には、文学篇第27条に「殷中軍(=殷浩)云『康伯未得我牙後惠』」、その劉注に「康伯、浩甥也、甚愛之」、賞譽篇第90条に「殷中軍(=殷浩)道韓太常(=韓伯)曰『康伯少自標置、居然是出群器。及其發言遺辭、往往有情致』」、その劉注所引「續晉陽秋」に「康伯清和有思理、幼爲舅殷浩所稱」、黜免篇第5条への劉注所引「續晉陽秋」に「浩雖廢黜、夷神委命。(中略)外生韓伯始隨至徙所、周年還都。告(「告」は「浩」の訛字)素愛之、送至水側、乃詠曹顏遠詩曰(後略)」とある。以上の資料では、「母殷氏」が殷浩の姉なのか妹なのかは不明である。

(5) 當用此輩人

「此輩人」は、「こうした連中」。他の用例を見る限り、蔑視的なニュアンスを含むようである。『世說新語』では、政事篇第23条に「謝公(=謝安)時、兵廐逋亡、多近竄南塘、下諸舫中。或欲求一時搜索。謝公不許、云『若不容置此輩、何以爲京都』」、また豪爽篇第7条の劉注所引「漢晉春秋」に「(庾)翼風儀美劭、才能豐贍、少有經緯大略。及繼兄亮居方州之任、有匡維内外・掃蕩群凶之志。是時、杜父・殷浩諸人、盛名冠世、翼未之貴也。常曰『此輩、宜束之高閣、俟天下清定、然後議其所任耳』。其意氣如此。唯與桓友善、相期以寧濟宇宙之事。(後略)」とある。ほかにも、『後漢書』列伝卷五十六王允伝に「(王)允初議赦(董)卓部曲、呂布亦數勸之。既而疑曰『此輩無罪。從其主耳。今若名爲惡逆而特赦之、適足使其自疑、非所以安之之道也』」、『三國志』卷十三魏書王肅伝に「時大將軍曹爽專權、任用何晏・鄧颺等。(王)肅與太尉蔣濟・司農桓範論及時政、肅正色曰『此輩即弘恭・石顯之屬、復稱說邪』」とある。

(6) 晉安帝紀曰

「晉安帝紀」については、本篇第40条の注(1)を参照。

所引の文章に類似した一節は、『晉書』卷九十良吏伝に「(吳隱之)雖居清顯、祿賜皆班親族、冬月无被。嘗滌衣、乃披絮、勤苦同於貧庶。廣州包帶山海、珍異所出、一篋之寶、可資數世、然多瘴疫、人情憚焉。唯貧窶不能自立者、求補長史。故前後刺史皆多齎貨。朝廷欲革嶺南之弊、隆安中、以隱之爲龍驤將軍・廣州刺史・假節、領平越中郎將。未至州二十里、地名石門、有水曰貪泉、飲者懷无厭之欲。隱之既至、語其親人曰『不見可欲、使心不亂。越嶺喪清、吾知之矣』。乃至泉所、酌而飲之。因賦詩曰『古人云此水、一歃懷千金。試使夷齊飲、終當不易心』。及在州、清操踰厲。(中略)及盧循寇南海、隱之率厲將士、固守彌時、長子曠之戰沒。循攻擊百有餘日、踰城放火、焚燒三千餘家、死者

萬餘人。城遂陷。隱之携家累出、欲奔還都、爲循所得。循表朝廷、以隱之黨附桓玄、宜加裁戮。詔不許。劉裕與循書、令遣隱之還。久方得反。(中略)尋拜度支尚書・太常、以竹篷爲屏風、坐无氈席。後遷中領軍」とある。

また、『水經注』卷三十九「耒水」には、「按、盛弘之云、衆山水出注于大溪、號曰橫流溪。溪水甚小、冬夏不乾。俗亦謂之爲貪泉、飲者輒冒于財賄、同于廣州石門貪流矣。廉介爲二千石、則不飲之。昔吳隱之拒而不亂、貪豈謂能渝其貞乎。蓋亦惡其名也」、『北堂書鈔』卷三十八所引「晉中興書吳隱之傳」には、「隱之、字處默云云。爲廣州刺史。州北界有一水、名貪泉。父老云『飲此水者、皆使廉士變貪』。隱之始踐境、先至水所、酌而飲之。在州、清操逾厲。詔曰『吳隱之、孝友清節過人、祿均九族、菲己素儉』、同じく「晉中興書」には、「吳隱之、字處默。遷廣州刺史。北界有一水、名貪泉。義已見上。詩曰『古人云此水、一飲直千金。試令夷齊飲、終當不易心』」、『初學記』卷八所引「晉中興書」には、「舊云『往廣州飲貪泉、失廉潔之性』。吳隱之爲刺史、自酌貪泉飲之、題石門爲詩曰『石門有貪泉。一□（=空格）重千金。試使夷齊飲、終當不易心』」、『藝文類聚』卷九水部「泉」所引「晉安帝紀」には、「吳隱之、性廉操。爲廣州刺史。界有一水、謂之貪泉。古老云『飲此水者、廉士皆貪』。隱之始踐境、先至水所、酌而飲之。因賦詩以言志、『若使夷齊飲、終當不易心』。清操逾厲」、同卷五十職官部「刺史」所引「王隱晉書」には、「古人云此水、一飲重千金。若使夷齊飲、終當不易心」とある。

吳隱之詩の一聯目に、大きな違いがある。一句目が、劉注所引「晉安帝紀」と『初學記』所引「晉中興書」では「石門有貪泉」であるが、『北堂書鈔』所引「晉中興書」・『藝文類聚』所引「王隱晉書」・現行『晉書』は「古人云此水」に作る。また、二句目は、劉注所引「晉安帝紀」と『藝文類聚』所引「王隱晉書」では「一飲重千金」、『初學記』所引「晉中興書」では「一□重千金」であるが、『北堂書鈔』所引「晉中興書」は「一飲直千金」、現行『晉書』は「一飲懷千金」である。

一句目は、「石門有貪泉」の方が、詠じる対象を明示している点で「古人云此水」より詩全体を分かりやすくしていよう。二句目は、『北堂書鈔』所引「晉中興書」の「一飲直千金」（一飲 千金に直^{あた}いす）が、詩意にそぐわない。ただ、劉注所引「晉安帝紀」や『初學記』所引「晉中興書」、『藝文類聚』所引「王隱晉書」の「重千金」の「重」を、「千金を重んず」という動詞ではなく、「千金より重し」という形容詞に誤読するならば、「千金に直^{あた}いす」の意に近くなる。「直千金」は、「重千金」を誤読した人々の発想の所産であるかもしれない。現行『晉書』の「懷千金」（千金を懷^{まも}う）は、劉注等の「重千金」（千金を重んず）に近い。とはいえ、「懷う」より「重んず」の方が、「貪」欲をより強調しうる表現であろう。

もとより詩の真偽の判定は不可能であるが、以上を総合した限りでは、劉注所引詩が、他の文献所引の詩句よりも周到に構成されているように判断される。

(7) 既有至性

「至性」は、字義通りでは「至高の性質」であるが、『後漢書』列伝卷三十二東平憲王蒼伝には、肅宗が「原陵」「顯節陵」のために「縣邑」を與そうとしたのを、劉蒼が諫めた上疏文を載せており、そこに「陛下履有虞之至性、追祖禰之深思。然懼左右過議、以累聖心」とある。『文選』卷四十三所収嵇康「與山巨源絕交書」には「阮嗣宗（＝阮籍）口不論人過、吾每師之、而未能及。至性過人、與物無傷、唯飲酒過差耳」とある。さらに『世說新語』の用例では、とくに孝心の篤さを指している。徳行篇第20条に「王安豐（＝王戎）遭艱、至性過人。裴令（＝裴楷）往弔之、曰『若使一慟果能傷人、濬沖（＝王戎）必不免滅性之譏』」、術解篇第12条に「殷中軍（＝殷浩）妙解經脈、中年都廢。有常所給使、忽叩頭流血。浩問其故。云『有死事、終不可說』。詰問良久、乃云『小人母年垂百歲、抱疾來久。若蒙官一脈、便有活理。訖就屠戮無恨』。浩感其至性、遂令昇來、爲診脈處方。（後略）」とある。前掲した劉蒼や嵇康の用例も、同様に「孝心の篤さ」と解することが不可能ではない。

(8) 晉中興書曰

「晉中興書」は、本篇第24条の注(3)を参照。

所引の文章に類似した一節は、本条の注(6)を参照。